
平成22年 第3回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成22年3月24日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成22年3月24日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第7号 平成21年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議案第8号 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第9号 平成21年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第10号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第11号 平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第12号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第13号 平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第14号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第15号 平成21年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第16号 平成21年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第17号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第18号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第19号 南部町地域振興区の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第20号 平成22年度南部町一般会計予算
- 日程第17 議案第21号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第22号 平成22年度南部町老人保健特別会計予算
- 日程第19 議案第23号 平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第20 議案第24号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第25号 平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第22 議案第26号 平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第23 議案第27号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第28号 平成22年度南部町介護サービス事業特別会計予算

- 日程第25 議案第29号 平成22年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第26 議案第30号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第31号 平成22年度南部町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第32号 平成22年度南部町病院事業会計予算
- 日程第29 議案第33号 平成22年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第30 陳情第11号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情
- 日程第31 陳情第12号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情
- 日程第32 陳情第13号 2010年度年金の減額改定を行わないことを求める陳情
- 日程第33 陳情第1号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について
(お願い)

(追加議案)

- 日程第34 議案第34号 南部町役場天萬庁舎改修工事(機械設備工事)に関する契約の締結について
- 日程第35 選挙事務問題調査特別委員会中間報告
- 日程第36 発議案第1号 最低保障年金制度創設の早期実現を求める意見書
- 日程第37 発議案第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討議会での採択に向けた取り組みを求める意見書
- 日程第38 発議案第3号 子宮頸がん・ワクチン接種公費負担化の早期実施を求める意見書
- 日程第39 発議案第4号 安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書
- 日程第40 発議案第5号 南部町長の専決事項の指定について
- 日程第41 発議案第6号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第42 議員派遣について
- 日程第43 議長発議第7号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第44 議長発議第8号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第45 議長発議第9号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第46 議長発議第10号 閉会中の継続審査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第7号 平成21年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議案第8号 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第9号 平成21年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第10号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第11号 平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第12号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第13号 平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第14号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第15号 平成21年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第16号 平成21年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第17号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第18号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第19号 南部町地域振興区の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第20号 平成22年度南部町一般会計予算
- 日程第17 議案第21号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第22号 平成22年度南部町老人保健特別会計予算
- 日程第19 議案第23号 平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第20 議案第24号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第25号 平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第22 議案第26号 平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第23 議案第27号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第28号 平成22年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第25 議案第29号 平成22年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第26 議案第30号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第31号 平成22年度南部町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第32号 平成22年度南部町病院事業会計予算
- 日程第29 議案第33号 平成22年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第30 陳情第11号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情
- 日程第31 陳情第12号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情

- 日程第32 陳情第13号 2010年度年金の減額改定を行わないことを求める陳情
日程第33 陳情第1号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について
(お願い)

(追加議案)

- 日程第34 議案第34号 南部町役場天萬庁舎改修工事(機械設備工事)に関する契約の締結について
- 日程第35 選挙事務問題調査特別委員会中間報告
- 日程第36 発議案第1号 最低保障年金制度創設の早期実現を求める意見書
- 日程第37 発議案第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討議会での採択に向けた取り組みを求める意見書
- 日程第38 発議案第3号 子宮頸がん・ワクチン接種公費負担化の早期実施を求める意見書
- 日程第39 発議案第4号 安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書
- 日程第40 発議案第5号 南部町長の専決事項の指定について
- 日程第41 発議案第6号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第42 議員派遣について
- 日程第43 議長発議第7号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第44 議長発議第8号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第45 議長発議第9号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第46 議長発議第10号 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員(14名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 井田 章雄君
11番 足立 喜義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 石上 良夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	—————	谷 口 秀 人君	書記	—————	伊 藤 真君
			書記	—————	本 田 秀 和君
			書記	—————	加 藤 潤君
			書記	—————	吉 持 美奈子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	坂 本 昭 文君	副町長	—————	藤 友 裕 美君
教育長	—————	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	—————	田 中 耕 司君
総務課長	—————	森 岡 重 信君	財政室長	—————	唯 清 視君
企画政策課長	—————	長 尾 健 治君	地域振興統括専門員	—————	仲 田 憲 史君
税務課長	—————	米 澤 睦 雄君	町民生活課長	—————	分 倉 善 文君
教育次長	—————	稲 田 豊君	病院事務部長	—————	陶 山 清 孝君
健康福祉課長	—————	前 田 和 子君	保健対策専門員	—————	櫃 田 明 美君
建設課長	—————	三 鴨 義 文君	上下水道課長	—————	頼 田 泰 史君
産業課長	—————	景 山 毅君	農業委員会事務局長	—————	真 壁 紹 範君
監査委員	—————	須 山 啓 己君			

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

6 番、杉谷早苗君、7 番、赤井廣昇君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 7 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 3、議案第 7 号、平成 21 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

本件については総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第 7 号、平成 21 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）、連合審査について報告いたします。

本議案の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3, 261 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2 億 1 億 0 6 万とするものであります。

総務所管の主な補正でございますが、実績による減額、実績見込み、事業終了による請負差額の整理、工事請負費の西伯小学校教室棟改修工事、西伯小学校体育館改修工事、あいみ分館解体及び駐車場整備工事などです。

次に、反対意見の内容でございますが、天萬庁舎改修工事が住民合意がない中で改修される。財政面で当初、県の合併支援交付金を半分活用して実施するということだったが、財政計画が変更になった。住民合意のない中で実施したことは早急であり、もっと議論を重ねて実施すべきである。あいみ分館の解体については、役場内部での検討のみで決定されている。公民館利用の代表者には相談されたようだが、どうしようという相談ではなかった。

次に、賛成意見でございますが、天萬庁舎の改修合意については臨時議会でも反対されたわけですが、これは町長のマニフェストにも掲げられており、検討委員会も立ち上げ、いろいろな形で検討されておる。共産党議員の方は前回もそうであるが、合意がとれないから反対と言われるが、そうであるなら反対運動で署名をとられたと思うが、それもなく、少数意見を聞かれて住民合意がとられていないというのはいかかなものか。財政面についても県に打診しながら、より有利な資金運用の方法で議会に提案されたことを勘案すれば、何ら反対することはないと考える。

あいみ分館については、ホールの真ん中に大きな支柱がある。また、施設の老朽化が目立つこと。また、バリアフリー化のことを考えると、解体し、駐車場を整備することに賛成する。庁舎改修については、合併協定において明記されており、また、予算についても自主財源が最も少ないので改修できるということではないか。あいみ分館についてシンボルと言われますが、シンボルと言えるようなものになっていないと思う。天萬庁舎の改修により十分公民館機能を果たせることから、駐車場の確保も必要である。西伯小学校教室棟の改修、体育館の改修など、15カ月予算となっている。天萬庁舎の改修については、合併前の旧町意識のある中で音響施設も有したホールを備えることから大いに活用してもらい、ともに発展していくためには必要である。西伯小学校の教室棟の改修も組まれており、この機会を逃したらできないことも考えることから執行をぜひお願いしたい。

表決の結果、当委員会においては、賛成3、反対1の、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。民生所管について御報告いたします。

本議案の主な内容は、実績見込み確定に伴っての増減でございます。中身の主なものとしたしましては、福祉センターしあわせ121万3,000円は、空冷ヒート給湯ポンプの修繕費として上げてあります。子育て応援特別手当は執行停止となり、関連を含め1,250万8,000円の減となっております。子ども手当システム導入につきまして、375万1,000円が委託料として計上されております。西伯病院の9,224万7,000円、これは地方交付税が確定になったものでございます。

この中の質疑といたしまして、福祉センターしあわせの空冷ヒート給湯ポンプの指定管理料にかかわるものがあり、修繕費と工事費、備品購入なのか工事費なのか、さまざまに討論いたしました。

議案に対しての反対意見として、福祉センターしあわせの空冷ヒート給湯ポンプを指定管理料として上げることは適切ではない。指定管理者との修繕についての協定書のあり方に疑問を感じる。財務規則に抵触するのではないかというものでございます。

賛成意見の主なものとしたしましては、このたびは緊急を要することでありアンレギュラーであったが、来年度にはきちんと費目の整備がなされている。実績払いなので問題はないというものでございます。

表決の結果、当委員会においては、賛成3、反対1で、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） 続いて、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。平成21年度南部町一般会計補正予算、経済常任委員会の所管分について報告いたします。

本議案は、実績並び確定見込み等によりまして、経済の委員会の関係では総額3,215万2,000円の減額補正となっております。

これについて委員会で聞き取り調査し、審議しました結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長にお尋ねいたします。総務委員長の管轄にお聞きするんですが、よろしくをお願いします。

まず、1点目、歳入の件なんですけども、きめ細かな臨時交付金が1億4,141万5,000円の歳入になっておりますね。私は、これについての要綱の提出を求めまして提出をいただきました。それによりますと、使い道については制限がないということは私もこの要綱の中で確認いたしました。しかし、国の補正で何回も補正が組まれた中で、やはり地域経済の活性化の目的ということで補正予算が組まれてるわけなんです。このたびも、きめ細かな臨時交付金というものが出たんですけども、その中でお聞きしたいのは、当初、天萬庁舎の改修に合併特例債で起こしてやるということだったんですけど、この金額を会見庁舎の方へ繰り入れるということなんですが、私は本来でありましたら、これは地域のいわゆる小さなところに費用を充てて使うべきではなかろうか、そのことが地域を元気に出す活性化になるのではないかということをおもうんですが、その点についてどう審議されたのかということをお聞きします。

そして、2つ目なんですけども、42ページですね、歳出予算の。その中で、進学奨励金が減額になっております。金額は154万8,000円ですね。これがきのうの全協でお聞きしましたところ、30人を予算の段階では予定してたんですけども、実際に奨励金を受け取ることができたのは10人だということなんです。そこで聞くんですけども、これは鳥取県の中で、鳥取県の奨学金の規定によった人が何人この中で受けられているのかということをお聞きしますので、

答弁の方をよろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。まず、第1点目の件でございますが、これはきめ細かな臨時交付金の件でございますですね。まず、1点目の、地域活性化・きめ細かな臨時交付金1億4,141万5,000円。これは国の二次補正の分でございますが、天萬庁舎改修に充てた分でございますが、行政から提案されました天萬庁舎に対応するものでございますが、先ほど亀尾議員も言われましたように要綱をお渡ししております。この内容は見ていただいたと思いますが、この内容を見ますと、やはり天萬庁舎改修、これは建設等の要綱に合っておりますし、委員会としてはそういうだめだとかいいとかいう話だなくて、的を射た使い方であるというふうに理解しておるところでございます。

それから、42ページの進学奨励資金等補助金でございますが、きのうも申しあげましたように今年度の当初予算で30名。これは南部町全体で30名ということで、21年度から範囲を広げまして南部町一帯で30名という、当初上げられたわけでございますが、最終的には申請の方が10名、この方は被差別地区の方でございます。そこで、この条件でございますけれども、受給要件といいますと県の奨学金を受けていること、また、経済的に苦しい家庭、それから、授業料の減免を受けてない、こういう受給要件があります。そういう要件の中で10名の方、申請がありまして10名の方が受けられたということでございます。それで、30名、20名当初から少なくなっておりますので、その154万8,000円が減額補正をされたということでございます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きしますので、よろしく申し上げます。

まず、きめ細かな交付金のことなんですけれども、地域活性化。これ、要綱を見ますと書いてあるのは細かなインフラ整備事業ということ、制限はないんですけれども、細かなインフラ整備事業ということが交付対象事業の中にのってるわけなんですよ。ということからいいますと、細かなということは恐らくその目的のためにはこういうことだないかと思うんです。いわゆる各家庭なんかで小さなこととかそういうことも、地方のそういう職人さんなんかには仕事を与えたいということからやってきたものじゃないかと思うんです。そこで、ほかの町村にも例を聞いてみますと、本当に小さな、いわゆる各家庭のところの直しとか、そういうことに積極的に予算を配分するということをされておるわけなんです。広くいえば、天萬庁舎の改修にも町の方のかかわりもあると思うんですけれども、しかし、本来からいえば、最初は合併特例債で充てるということをやっ

たんですからそれを流用するんじゃなくて、本当に今の疲弊している小さな方の事業者に支援していくということをするべきだと思うんですけども、そこら辺での回答がなかったということなんですけども。再度お聞きするんですけども、今、このインフラ整備の中で実態を総務委員会の中で、いわゆる零細の方ですよ、職人さんなんかの実態をどういう状況に見ておられるのかということが議論になったのかどうなのか、お尋ねします。

それから、進学奨励金なんですけども、お答えの中で30人だったのが10人になったということで、それで、これは町一帯に広めたということなんですけども、今報告を受けますと被差別部落の方にのみの受給となっているということなんです。私は、今、町全体からいけば、どの全体に対しても同じような家計の状況だと思うんですよ。なぜ、部落以外、委員長が言われたんで部落と言われるんでいいんですけども、以外の方がなかった原因というもんがどこにあるかということが委員会の中でやられたんでしょうか。私は、広報とかそういうことで徹底がし切れてなかった面があるんじゃないかと思うんですが、その点についてお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど言いましたように、まず1点目の交付金の件でございますが、先ほど申し上げたとおりでございます。それ以上のことはどういまいしょうか、的を射た施策だというように判断いたしましたところでございます。

それから、今の進学奨励資金等補助金の件でございますが、これは申請するということになっておりますので、これはたまたま10名の方が被差別地区の方だったということもありますが、これは申請制度になっておりますのでそういう結果でございます。

その後の、あとの件につきましては、委員会で聞き取りをやっておりません。先ほど申しましたとおりでございます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） まず、総務常任委員長にお聞きいたします。21ページの、あいみ分館の解体に伴う件でございます。現在、あいみ分館が解体予定が本会議では来年の1月ごろというぐあいに答弁がっております。これに伴いまして、天萬庁舎の改修も行う予定であります。

そこでお聞きいたします。現在、あいみ分館の講座と、それから、天萬庁舎での役場の業務、その他の外部団体等の会議等につきまして、どのように検討されているのかお聞きいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。雑賀議員にお答えしますが、けさ詳しい資料をお渡しいたしております。それを十分見ていただきたいと思います。

質問が出ましたので答えさせていただきますが……（発言する者あり）ただ、今一つ申し上げておかないかのは、お渡しした資料で見ただけであれば理解していただければと思います。ただ、これに役場の行政側が使う会議がございます。これが大体、年70回程度行われる予定になっております。これも加味しても十分使用調整が可能であるということで御理解いただきたいと思っております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 補正予算書の24ページの、しあわせの指定管理料の問題ですけども、先ほど民生常任委員長は、本会の指定管理料での支出がイレギュラーだったというような議論がされたということですけども、具体的にはどういうことなんでしょうか、その点について、御説明をよろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） そこまでの検討はいたしておりません。この中におきましては、緊急を要するということについての現場の対応だったものですので、その後きちっと審議するには期間がありませんでした。だから、その分についてイレギュラーがどのようなものであるという事は深くはしておりません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 財務規則にかなった支出かということが議論になったようですけども、その議論の中で今回の支出が委託料だから財務規則にいつている複数の人からの見積もりをとるだとか、入札にかけるだとか、そういう手続をしなかったということが実態であったということではないかと思うんですけども、それがイレギュラーの内容ではないかと思うんですけども、その点確認しておられると思うので、御報告よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） そういうことまではしておりません。それと、財務規則に照らし合わせてとおっしゃっておりますけれども、この場合は指定管理者の方で適切にいただいております。と申しますのは、出てきた金額というものは、これは発注してからつくっていただくというようなものですのでかたい金額でございます。ただ、仕分けの仕方が、仕分けと申し

ますか費目の仕方がどうかということについては委員会の中で、これについては今後の問題ですねというような話し合いでございましたので、財務規則に照らし合わせてということは、これは会の中ではなく、別途、中の委員の方と私自身が話をしたということは、そういうことはございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 21年度一般会計補正予算に反対いたします。

理由は、先ほどしあわせの指定管理料の支出について、ちょっと今のところはっきり言われなかったんですけども、適切な費用の負担ということで財務規則に厳格に適用するということが、疑問が生じているということが言えると思うんですね。というのは、一たん委託費に支払ってしまえば、そこで財務規則に適用されないというようなことが行われたのではないかと私は思います。そのところが明確にならなかったんですけども、そういう疑問が残ったと。町の予算ですから適切に、どのような支出であろうと財務規則に適合させて適切な支出をしていくというのが大原則です。そういうところからいって、今回のこの問題は額の多少ではなく、いろんなところに影響が及ぶので、ここのところはきちんと指摘しておきたいと思います。

そして、2つ目に、きめ細かな臨時交付金の扱いですけれども、先ほど亀尾議員が質疑されましたけれども、このきめ細かな臨時交付金は緊急経済対策です。それで、わざわざきめ細かなというふうに名前がついているとおり、地元の零細企業だとか地元の中小業者とか、そういうところに行き渡らせるためのわざわざ国がそういう予算としてつくったものです。周辺の町村を聞いてみますと、小規模な学校の修繕だとか、住民から要望でなかなか実現できない小規模な道路の工事だとか、そういうところに細かく振り分けて地元の業者に仕事が行くような配慮をしているんです。そういうことがこの交付金の大きな目的で、今、町内は大変経済状況が冷え切っています。そういう中で、この交付金を活用した本当にきめ細かな予算の立て方していくべきだということから見て、今回の町の予算の立て方問題ありと言わなければなりません。

そして、あいみ分館ですね、公民館の取り壊し。この問題も本当に突然出てきたんですよ、住民合意のない中で。住民の皆さん、驚いておられました。天萬庁舎の改修についてはいろんな議

論があったにせよ、公民館というのは本当に社会教育活動の拠点として大切な施設です。活動しておられる方々の十分な意見を聴取することなしに、天萬庁舎を改修することとあわせて、抱き合わせのような形で合意のない中で教育委員会と総務課だけで話し合っただけの方針決めた。こういうやり方は、本当に間違っただけだと思います。町はパブリックコメントというようなことも、今の住民の意見を聞くということです。そういうことを積極的に行政改革大綱の中でうたってるんですよ。それを有名無実化するものではないかということも私は言っておきたいと思います。そういう理由から反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。先ほどきめ細かな臨時交付金ということ、自分の都合のいいところだけを上げて話をしておられると思います。きめ細かな臨時交付金の目的というところがあります。地方公共団体が危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における道路整備など等、明日の安全と成長のための緊急経済対策です。南部町においては天萬庁舎、これは合併協定でも約束をしたこと、また、町長のマニフェストでもうたっている。これも5年という長い年月がたって、この支援を入れてやることができるということです。そして、公民館の解体についても、この天萬庁舎の改修によって町のシンボルである3階がホールになり、そして、公民館として十分活用ができる。そして、2階が庁舎、今の1階の庁舎が2階に移り、そして、1階が図書館になるという。本当に会見の方だけではなくて、南部町民にとって大きな利用度の高いシンボルになるというものだというふうに思います。そういったことで、やはり15カ月予算を成立させるためにも、やはりこの補正については賛成をしなければならないというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案第7号、補正予算ですね、これに対して反対の立場から討論いたします。

まず、きめ細かな臨時交付金制度なんですけども、ここに用語の定義として第1、第2とあって、第2のところでは用語の定義として上がっております。この中で、1、2、3、4つあったんですけども、その中の3番目に、何か賛成者の討論では都合のいいところ、いわゆるつまみ食いを行っているんじゃないかというようなことを言われたんですけども、この中で私が注目すべきは、きめ細かな臨時交付金というのは、いわゆる小さなところにも光を当ててべきだということ

が一番の筋だと思うんですよ。その中で、第3番目の中で交付対象事業として、先ほども質疑の中でも言ったんですけども、小さなインフラ整備事業ということが載ってるわけですね。これの中で、括弧して緊急経済対策の趣旨に沿った事業ということで、つまり、緊急の経済対策、もちろん一定の企業も冷え込んでるんですけども、一番今この中で悩みを聞くのは地域におられる職人さんの声をよく聞くんですよ、大工さんだとか左官さんだとか。そういう人たちに仕事を出す、行政として出すということを主眼に置くと……（発言する者あり）ちょっと黙っててくれよ、ちょっと議長、議長。

○議長（石上 良夫君） 静かにしてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） 発言があるんなら、求めて許可を得てからするように言ってくださいよ。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 静かにしてください。（発言する者あり）

○議員（13番 亀尾 共三君） ということで進めてることからすれば、やはり先ほど反対討論の中にもあったんですけども、小さな学校の工事だとか小さな地域の壊れてるところに仕事を与えて光を当てるということを、やるということを進めるということからいえば、十分これがやっぱり今のやり方については、私は承諾することはできないということ、まず1つ目上げます。

それから、2つ目なんですけども、質疑の中で聞いたんですけど進学奨励金ですね。これ町一帯のものにするだけども、いわゆる10人の受給者、資格を得た人が、これが部落の方だということなんですけどもね、ここで奨学金の要綱というのを要求いたしまして出ております、条例にも載っておりますけど。この中で、第3条に交付対象者というのがありまして、1、2、3、4項載っております。その中の3項なんですけども、ちょっと読みますと、同和地区に住所を有するものにあっては、修学が困難であると認められるものにあって、世帯の構成員に係る所得の合計額が、鳥取県育英奨学生育英奨学資金貸与事務取扱要綱第2条に規定する収入基準以下となってるわけですよ。町長が特に修学が困難であると認める者にあっては、町長が別に定める基準にするということなんです。つまり、どういうことかといいますと、同和地区にある者にはできるんだけど、そうでない者には、育英会が上がったんですけども、特に町長が困難で認めるということが書いてあるということは、同和地区の人は町長の裁量でできるということなんです。それ以外の方は、県の育英の事務取扱に合致してなかったら出せないということなんです。こういう、先ほど町一帯のものとするという委員長の答えがあったんですけども、町一帯にするには確かに一定の条件があれば出るんですけども、しかし、特別にこういう定めをつくる

ということは、非常に大きな問題であるということ指摘せざるを得ませんね。ということですから、町一帯ということになればこのようにするのではなくて、どこも公平にやるということをやすべきである。そのことから、10人が一定の地域に限られてしまったということではないかと思うんです。そういうことから、私はこれは出すことについては異議はないんだけど、こういう特別なくくりをすることに非常に大きな問題があるということ指摘するものであります。

それから、あいみ分館のことなんですけども、いわゆる取り壊しですね。これによって、今度一つの建物に変わってしまうわけですね。そういう中で、一番の会見庁舎の改修についても当初から申し上げていたんですけども、行政の役目としての建物利用を第一番に考えるべきだと思うんです。そうすれば、いわゆる産業課だとか教育委員会だとか、そういうところに対する利用ということは、何で2階に上げるかということが一つの大きな問題です。それから、もう1点指摘したいのは、3階がホールなんです。1階は図書館ですから、なかなか会議とかそういうものは開くことは無理だと思うんですよ。そうしますと、会議なんかに限られると3階か2階になりますね。3階にはホールと集会室が2室、設計ではあります。2階は大会議室と和室、それから、もう一つは応接の部屋があいてるわけで、あとは原課の課が2階で仕事をすることになるんですけれども。しかし、この大会議室も公民館だけの活動に使うということに限られるということはないわけですね。行政の会議とかそういうことにも十分利用しなければならないということからすると、非常に手狭なことが起こるということ指摘せざるを得ません。そのような理由から、私はこれに対する反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、委員長報告の賛成意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、福祉センターしあわせの指定管理の問題でございしますが、これは指定管理料がなぜふえたかということですが、しあわせを指定管理していただいておりますが、これは空冷ヒートポンプの故障ということで、逆に、修理するまでに業務が停止をするというようなことが出てくるわけでございます。ですから、緊急を要するためにしあわせの方で直したということがございます。普通であれば町の財産ですから修繕費なりを計上して予算化をしてということになると、二、三ヵ月最低でもかかるというようなことになると業務が停止をすると、そうするとしあわせ自体の機能も低下できないというようなことからこういう指定管理の方で、しあわせの方で工事を行っていただいたということだと思います。ですから、こういう補正の指定管理料の増額ということ

になったと思います。ですから、これはやむを得ないんじゃないかなと思います。それはなぜかというと、先ほども言いましたように緊急を要したからだだと思います。既に、これから故障するとかというのは新年度予算でこれから論議がありますけれども、予算化をしながら逐次整備をされるわけですが、こういう緊急の場合は、こういうことはやむを得ないんじゃないかなというように思っておるところでございます。

それから、きめ細かな臨時交付金の話がございましたけれども、これは合併特例債の方からきめ細かな交付金の方に制度を変えたというのは、財政がこっちの方が有利だからしたわけがございまして、逆に言えば、借金をしなくても国の制度を利用して、できるだけ早くやって借金を負わない制度をしていったということだと思いますので、私はこのきめ細かなインフラ整備の方のきめ細かな臨時交付金の制度を利用したことは、一番よかったのではないかなと思っておるところでございます。

それから、公民館の解体の話でございますけれども、どうしても解体すれば利用者の不便があるかもしれませんが、これはサークルとかその利用者の方も含めて一緒に、お互いに今新しくなるわけでございますので協力いただきながらするべきですので、これを一日も早く解体をしながら新しいものに向けてやるべきだと思いますので、私はこれは賛成するものであるというように思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。（「イレギュラーだ」と呼ぶ者あり）

○議員（9番 細田 元教君） この21年度補正に関しては賛成いたします。

この21年度の補正には、これはほとんどが実績でございまして、中身見ましたら、それと、22年度と関連した15カ月予算が入っております。1つは、天萬庁舎改修、もう一つ大きいのは、西伯小学校の改修と体育館の改修事業が3億近く入っております。こういう大きな予算であります。それらを細々いろいろ反対されましたけども、21年度補正予算はそういう性格を持った大きな大事な補正予算であります。今、いろいろ天萬庁舎の改修については住民合意が得られてないとか、指定管理料については仲田議員が適正に説明されました。

また、今、亀尾議員が言われましたように緊急経済臨時交付金ですね、緊急経済対策に使うべきだと言われましたけども、これについても仲田議員が丁寧に説明されたそのとおりです。町の財政面を考えましたならば、これが最高な財政運営にされております。もう一つひっかかったの

は、小さな学校の工事等に使うべきだと言われましたけども、これは大きな工事費を使っております。全部含まれております。

進学奨励金につきましても、これは手挙げ方式でございます。みんながこれは全部自分で手を挙げて申請すればいいことですので、属地属人とかは一切これは関係ないことになっております。

天萬庁舎の改修によって行政が2階にあって不便だと、この旧西伯庁舎よりも大分いいですよ、エレベーターがついてますよ、あそこには。おまけに、ぱっと入ったときにはカウンターがあって図書館があると、ほっと和まれるんじゃないでしょうか。我がこの西伯庁舎に来ればしかめ面したじゃないですけど厳しい感じの職員、中には対応されてますけどもそういう雰囲気ですけども、ちょっと一步踏み出しにくいところもありますけども、会見庁舎は公民館等によって和やかな感じで私はうらやましいなと思っております。そういうことで、そういう利便性も考えられてエレベーターをつけられたと。公民館を改修すると言われましたけども、それは天萬庁舎がきちっとなってから壊すんでしょ。ならば、壊すときにはもう公民館活動等は新しい庁舎でできるようになってますよ。うらやましい限りでございます、21年度補正については賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号

○議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第8号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第8号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

本議案の内容は、額が確定し、歳入歳出それぞれ1,929万3,000円の減額をしたものです。

年度末の主なものは、国庫支出金の1,153万7,000円の歳入がありました。

表決の結果、当委員会においては、全員一致にて原案を可決すべきと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 8 号、平成 21 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 9 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 5、議案第 9 号、平成 21 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第 9 号、平成 21 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について審査報告いたします。

本議案の内容は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 114 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,401 万 4,000 円とするものであり、住宅新築資金、宅地取得資金の地方債元利償還金を繰り上げ償還したため、補正するものであります。

反対意見でございますが、国が同和事業の一環として地域の生活環境の格差の改善をもとに支援してきて、生活環境の改善に寄与したと思うが、実際に起債償還することにならない問題もあることから、国がきちんと責任を持つことが必要である。債務者については、債権放棄したものではないとのことだが、これらの最終処理することの案は出ていない。一般会計から支出する処理については、国の責任を追及する必要があるが不十分であり、反対する。

賛成意見の内容でございますが、国の責任は確かにあります。当然、押しつけであったと思

ますし、そのような中で貸し付け事業ができたわけですが、町からの説明にもあったように回収について最終的な結論はおのずと出てくると思います。このような中で、国、県の方向性も出てくると思われます。よって、この議案には賛成します。貸し付け事業は終了していますが、償還助成事業費として県からの支出金が出ていることから賛成する。

表決の結果、当委員会においては、賛成3、反対1の、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長の報告について質疑をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

ここに22年、ことしですね、2月28日現在の住宅新築資金の滞納状況の一覧表をいただいておりますけども、この中で総額が7,769万401円というぐあいに数字が出ておりますね。このたびでは繰り上げ償還があったんで補正をされたというわけなんですけども、依然としてやはりこの中で今年度の払い込みの見込みがない欄がありますね。これが一体、見込みのないのが何件あって、しかも、その原因といいますか、問題点は何があったのかということが議論されたのか。

それと、徴収率が幾らだったでしょうかということ、この2点をお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。今の見込みと言われましたですけど、その前に、現在資料をお渡ししているわけですが、滞納が2月の22日現在で8,002万9,610円となっております。今、7,000何ばかり言われましたけれども、実際には8,000万ちょっととなっております。それで、見込みと言われましたけども、見込みの件につきましては今の該当される方が、資料をお渡ししていますが29の、……（「資料どおりだと言いなりゃあいいがん」と呼ぶ者あり）資料を見ていただければおわかりになると思いますが、資料を見ていただけますでしょうか。それでお願ひしたいと思ひます。

あと1点は、徴収率は平成21年度で約67%というふうに理解をいたしております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前 9 時 5 3 分休憩

午前 9 時 5 3 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

井田委員長。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。きのうも申し上げましたんですが、皆さん御承知のとおり資金貸し付け事業は既に終了しておるわけでございまして、現在は償還業務だけでございます。その中で大変、アメリカ発といいますが、サブプライムローンとかローンの金融市場の混乱とか、それから、リーマンショックによる金融危機いうものが世界に広まりまして、日本にも波及してきたわけでございまして、そういう中で、日本は今デフレ経済になっております。そういう中で、非常に生活環境が厳しくなっておるのは皆さん御承知のとおりだと思います。その中で、行政といたしましても聞き取りの中でどうしたらいいかということで、大変努力しておられます。というのは、収入率を上げるためにいろんな、保証人の方とか借り受け人の方と相談をしながら収入率を高めると。そういう中で、分納という話もあったわけでございますが、そういう形の中で一生懸命努力していただいておりますし、それと、現年度の分が大体平成 33 年だったと思いますが、いう計画の中で今進めておられまして、その状況の中でいろんな問題が出ると思います。そういう問題が出たときに、保証人の方、または裁判等いろんな形があると思います。これも平成 20 年度の民生常任委員長も答弁しておられますけども、最終的には国に要望をしていかなければならないのではないかというふうに認識いたしておるところでございます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 13 番、亀尾共三君。

○議員（13 番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。ということは、先ほど委員長、この総額が 7,700 何がしというのは、これは違ってる数字なんですか。ということをもう一度確認したいと思います。

それから、この中で先ほど原因は何でしょうかと尋ねたんですけども、それによりますと不況の影響だということは私も十分理解します。けども、先ほどあったんですけども、分納ということをおっしゃったんですけども、分納申請が一体何件あったんでしょうか。この 2 点についてお聞きしますので、よろしく。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。委員会の中ではそういう聞き取りはいたし

ておりません。（発言する者あり）

総務常任委員長。先ほどの金額の件、ちょっと、私は8,000万ちょっと言いましたけども、これは22年度の繰り越しの金額でございまして、21年度の滞納の繰り越し状況といたしましては、今、亀尾議員が言われましたように7,769万6,401円が正解でございます。訂正しておきたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前9時57分休憩

午前9時57分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど言いましたように、委員会の中では聞き取りはいたしておりません。先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 21年度住宅資金会計補正予算に反対いたします。

先ほどの質疑でも明らかになりましたように、徴収率が67%という状況は他の税の負担状況から見ましても異常に低い徴収率となっています。この現状に対して、町がどのような責任を果たしていくかということは、国に対する責任とは別の問題があると思います。そのことについて、努力はされているということを言っておられるんですけども、窓口になった責任としては、やはり国の責任とは別に、きちんと受けた以上は責任を果たしていくという立場がどうしても必要になると思います。

この67%の個々の状況について、委員会では十分に審査できてない現状もあったんですけども、やはり個別に1件1件の状況をきちんと把握しながら徴収率を上げていくというのが町の責任としてあるんです。そういう努力をして、というのが先ほど21年度滞納繰り越し分と22年に繰り越す金額の差が出てましたね。これが新たに滞納繰り越しが積み上がったものなんです

よ。そういう状況があるんです。これに対して、町はきちんとした責任を果たさなければいけないし、同時に国に対して最終的な処理をどうするかということ強く求めていく責任がある。そういう立場から、今回の補正は反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 議案第9号は、先ほど委員長が説明をされたように、植田議員は町の責任と言われますけども、町の責任があるから一生懸命やってるんであって、それは進行中なんですよ、ずっと。じゃあ、やめろということですか。首でも絞めということですか、相手の人を。そうじゃないでしょ、弱い立場の人を助けるのがあなた方の立場じゃないですか、もともと。そういう人がお金が払えないわけです。もうちょっと考えて反対してみてもよ。おかしいじゃないですか、あなたが言ってることは。大体、今までそういう形であなた方がいつもすべての予算に反対したり、賛成する、賛成はしませんね、全部ね。しませんけども、実に矛盾してますね。弱い立場の人を助けるあなた方の主義主張がこの場では反対ですか。おかしいじゃないですか、それは。実際、町の職員も一生懸命やって、各戸の把握せないけん。何で議員が各戸を把握せないけんですか、議員が。町は把握してますよ、ちゃんと。それによって個別の対応してるわけですよ。何でそれがわからないんですか、反対する理由は何もないです。したがって、議案9号は、何か結論のないようなことなんですけども賛成すべきだということでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今の賛成者の討論で訂正を求めます。共産党は何でも反対して賛成がないというようなことを言われたですけども、いつの議会でもかなりの部分には賛成し、これが問題があるということについては反対を申し上げております。ちょっと、発言を取り消してくださいね。ひとつ訂正をしてください。

それと、先ほどだったんですけども、もちろん大変な状況であるということは十分承知しているわけなんですよ。だから、委員長について、一体原因は何でしょうということ言ったんですけども、そこら辺では今の経済情勢から見ると所得が減ってる中で、大変な状況であるということなんです。私ども共産党が申すのは、これは国の制度であって、もちろん行政が窓口となってやったものですから、それについては責任があるんですけども、しかし、そうかといってすべてを国の政策の分を全部こちらが肩がわりするということは大変な、市町村の財政も大変な折から

それが非常に難しい条件であるということなんですよ。だから、国にどんどんこれについては施策なんだからということをやってくれということであって、この中で徴収率が減った中で努力はされてるんだけど、1つは、6月と9月でしたかね、徴収月が、それを分納に応じるということなんだけど、その実態はどうかということも、やはり当然議会の中で出して、それに対してどういう手だてを議会としては行政の方に進言というか、やるんだということを十分にやるべきであるということから私どもは反対するわけです。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この議案9号は、私は民生所管でして民生の部分でいつもこういう議論をしておりました。徴収率が低いというのは御存じのように、この制度の対象者がほとんど高齢化になっております。そういう方に町の責任を持って徴収せってというのは、ある程度酷な面もあるんじゃないかなとは思いますが、借りたもんは返さないけんというのは事実でございます。それで、町の対応としましてはほとんどの方が分納の制度でやっておられます。最悪の場合は植田議員が言われましたように、町の責任と言われましたときには過去にも差し押さえ等の弁護士費用がついた予算もありました。国に云々というのもありましたけども、過去にもいよいよ困って何もなくなったときには、たしか国に請求してやったケースもございます。そういうこともできます。今は、こういう高齢者の方が本当に困っておる中を少しずつでもいいからといって担当者はくるくる回って1年、12カ月を、今1年に2回だと思いますがね、払う月が、それを毎月少しずつでもいいからというので一生懸命やっておられた結果が、徴収率は低いですけど60数%と、これは例年そのような数字でございます。確かにこの制度はおかしな制度ですけども、町長も、また県も、これは国にどんどんどんどん申し込んでいる事案でございますので、これに関しては賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 賛成者の発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で討論を終わります。

これより、議案第9号、平成21年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号

○議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第10号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。議案第10号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算について報告いたします。

本議案は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ173万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億619万円とする補正でございます。

これについて、いろいろ皆さんと意見を交わしました。その結果、全会一致で原案を可決すべきと決定いたしましたので報告いたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号

○議長（石上 良夫君） 日程第7、議案第11号、平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計

補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。議案第11号、平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算について報告いたします。

歳入予算の補正。歳入合計7,202万9,000円のものでございます。

これについても、当委員会におきまして審議の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号、平成21年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号

○議長（石上 良夫君） 日程第8、議案第12号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。議案第12号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算について報告いたします。

本議案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を1億8,008万9,000円とするものでございます。

これにつきまして、当委員会で慎重に審議をしました結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号

○議長（石上 良夫君） 日程第9、議案第13号、平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第13号、平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

本議案は、歳入歳出それぞれ64万8,000円を減額したものです。

地方債元利償還金分と利子分64万1,000円の減、境界ブロック修繕料3,000円などです。

当委員会においては、全員一致で原案を可決すべきものと決しました。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、議案第13号、平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号

○議長（石上 良夫君） 日程第10、議案第14号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第14号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

本議案は、歳入歳出それぞれ423万8,000円を減額したものです。

額の確定により、整理をされたものです。

当委員会において、全員一致で原案を可決すべきものと決しました。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥議員。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 条例の規定によるということ、本会議ですんで最後言ってもらった方がいいんじゃないかなというふうに思っておりますけども、いかがなものでしょうか。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前10時14分休憩

午前10時16分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号

○議長（石上 良夫君） 日程第11、議案第15号、平成21年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。議案第15号、平成21年度南部町水道事業会計補正予算について報告をいたします。

資本的支出額2億5,641万3,000円で、不足額8,951万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとする補正でございます。

これにつきまして、全会一致で異議がないという中で原案を可決すべきものと決定いたしましたので、以上報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号、平成21年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号

○議長（石上 良夫君） 日程第12、議案第16号、平成21年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第16号、平成21年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）について報告いたします。

本議案の内容は、9,675万4,000円の地方交付税の額の確定によるものです。

当委員会において、全員一致にて原案を可決すべきものと決しました。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、議案第16号、平成21年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は10時40分とします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

日程第13 議案第17号

○議長（石上 良夫君） 日程第13、議案第17号、南部町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第17号、南部町課設置条例の一部改正について審査報告いたします。

本議案の内容は、産業課において事務をつかさどっていた商業及び工業に関する事項、観光に関する事項を企画政策課に移管するとして条例の一部を改正するものであります。

表決の結果、当委員会においては、全員一致で原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

委員長報告に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号、南部町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 8 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 4、議案第 1 8 号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第 1 8 号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について審査報告いたします。

本議案の内容は、人事院勧告による南部町職員の給与に関する条例の住宅手当、給与の減額、時間外勤務手当、また南部町職員の勤務時間、休暇などに関する条例の時間外勤務代休時間、休日の代休、介護休暇、そして、南部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部をそれぞれ改正するものであります。特にこの改正は持ち家に対する住居手当の廃止であります。また、月 6 0 時間以上の超過勤務をした場合の時間外手当の支給割合の変更であります。

反対意見としましては、住居手当について廃止される内容と、超過勤務について人事院勧告に基づく改正であるが、手当の廃止は職員の勤務条件の後退につながり、超過勤務の割り増し率は本来勤務時間を短縮することが求められることが必要で、この改正では改善には不十分であることから、町に影響はないと思うが反対する。

賛成意見の内容でございますが、住居手当についてはいたし方がないと思う。超過勤務については選挙が行われるときしか該当者がいないとのことですし、選挙については朝早くから夜遅くまで対応していただいていることから賛成する。

表決の結果、当委員会においては、賛成 3、反対 1 の、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1 点だけお聞きしますので、よろしくお願いします。

先ほど委員会報告の中で賛成意見として、この条例の影響については、あるとすれば選挙のときぐらいしか影響がないんじゃないかということだったのですが、これについて行政側との問いに

ついて、これについて間違いないでしょうか。この点だけをお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。そのとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

これより、委員長報告に賛成のほか討論を行います。

討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 町職員の給与に関する条例の一部改正に反対いたします。

先ほどの委員長報告でも、これは人事院勧告で持ち家に対する住居手当を廃止するという事ですけれども、これは住宅を新築される公務員の方が借入れを融資を受けられるという実績が減ったということを理由にしています。その減ったことが、この手当の必要性を考える上で正当な理由にならないというのが私の考えです。ですから、この融資を減ったことによってこの手当をなくしてしまう、このことの正当性に疑問があるということが1点です。

それから、2つ目に、超過勤務、月で60時間を超える勤務をされた場合の割り増し率の引き上げですけども、本来、過密長時間労働というものがILOでも日本の異常な長時間労働が指摘されております。それに対して、根本的に解決策をとるとというのが国際的な労働条件の改善の流れでありまして、超過勤務手当を引き上げて当然というような、こういう人勧の流れというのは国際的な労働時間短縮の流れから見て、正当なものではないということなんです。やるべきは長時間過密労働の解消と、それから、職員の皆さんの心身の安全を確保して、疾病予防に実効ある対策を講じることだということを主張いたしまして反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 先ほど委員長の報告を聞いておられなかったようでございますが、60時間を超える労働はないと、通常の勤務ではないということを委員長はおっしゃいました。過密労働どうのこうのというのを言っておられますが、町ではないので、人事院勧告に基づいてそれを条例改正するという事でございますよ、聞かれましたか。（発言する者あり）聞かれたんならいいですけども、先ほどは町に60時間の労働を解消するようにというような話があ

りましたけども、そうじゃないでしょ。ですから、いわゆる公務員が60時間を超えるような労働は、いわゆる選挙のときぐらいしかなかなかないということで、まずないということでした。

それから、住居手当2,500円ということですが、それにつきましても、やはり普通言っておられます、共産党議員の方がいつも言われますけども、民間と公務員の格差ということから考えて、あなた方いつもおっしゃいますけども、なかなかそういうもんは出てこないわけですよ、民間では。そういう声もあるし、当然、町にいたしますと町民の方はやっぱり不公平感を持っていると思います。そういう手当がある公務員という部分については、わしやちは一生懸命仕事するのに公務員はええなというような、何か複雑な気持ちが常にあるというふうに思っております。それも、全国一律でそれがあるとは限りませんが、やはり人事院でそういうところを決めて、町でも考えて、そういうことを人事院勧告に従って条例を変えるということになったというふうに安易に推察できるわけです。したがって、この議案につきましては賛成すべきという立場でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号

○議長（石上 良夫君） 日程第15、議案第19号、南部町地域振興区の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第19号、南部町地域振興区の設置等に関する条例の一部改正について審査報告いたします。

本議案の内容は、南部町地域振興区の設置に関する条例が平成19年7月1日から施行され、

この条例が平成22年6月30日までに延長、その他の所要の措置が講じられないときは、同日限りその効力を失うという条例制定であります。全面を見直し、条例の一部を改正するものであります。

反対意見の内容といたしましては、3年の実績を検証した上で継続するのであれば、その結果を踏まえて改正する必要があるが、今回の検討委員会では住民代表としては社会福祉協議会会長のみであり、住民排除をしたやり方が不思議である。内容についても継続と充実と言われましたが、住民が今何を求めているのか何も出てこない。住民の声が反映された改正でないから反対する。

賛成意見の内容でございますが、住民の声との意見がありましたが、自由意思で参加されていますので意見を言うのはいいと思いますが、実際運営されている方の声を聞いて当然ではないかと思う。これまでの実績に基づいて、後退するような意見がなかったことなどを踏まえて改正されたことは、一定の充実感はあったと前向きな改正であると思う。住民の声としては十分であったと思うから賛成する。条例の改正を見ていただくと、まちづくりが地域づくりに目指しが自主的にと前進した改正になっている。反対された方に説明しても理解いただけないかもしれないが、参加していただき、どうなのかを検証していただきたいと思う。検証せず後ろ向きなことばかり言っては後退するばかりであり、これからもっと進めていくためには改正には賛成する。新年度は国の財政難から赤字国債を発行されているため将来的な不安は増すことになるが、これまでの取り組みの中で3年間の活動は意義あるものであり、これから重要になってくると思う。年数はかかりますが、少しずつ安心できる地域づくりを自主的に目指すことから賛成します。

表決の結果、当委員会においては、賛成3、反対1の、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 19号の地域振興区条例の一部改正についてでございますが、昨日も質問いたしましたけども、まず見直し検討委員会で、先ほど委員長の報告に住民代表として会長が入っておられるということで、十分住民の意見は聞いたということでございました。当初は公募委員を応募して検討委員会をやるという予定でございましたが、なぜ公募委員がなかったのか、その理由をお聞きしたいと思います。

それから、先ほど3年間十分検討して意義があったということでございましたけども、どのよ

うな成果があったのかということをお聞きしたいと思います。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。第1点目でございますが、公募でやるということだったということでございますが、委員会としましては聞き取りをいたしておりません。条例改正検討委員会は先ほど言われましたように、副委員長として社会福祉協議会の会長さんが入っておられますが、その他委員長として島根大学の教授、それから、委員として南部町副町長、あと地域振興協議会の会長7名という委員で構成されて検討されたものであります。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） それから、地域振興区はどのようなことをやっておるということでございましたが、雑賀議員からの質問と勘違いしまして亀尾議員の方に内容の資料をお渡しいたしておりますので、いろいろと今までやってきた事業、これからどういうものをやるんだかという内容の資料を亀尾議員の方にお渡ししていますので、その内容を見ていただければ理解いただけたらと思っております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長にお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

これは22年度当初予算とも連動するんですけども、これでまた地域振興区の協議会に予算が上がっておりますので、その関係も含めて聞くことになるかもしれませんが、答弁の方、よろしくお願いいたします。

1つは、決まったのが会長と、もちろん行政側というんですか副町長、それから知識という感じかな、島大の教授を入れたということ、それから社協の会長ですか、あとは振興協議会の会長7人で決めたということなんですが、私は地域の声を反映して地域でやることは地域でやるんだという、そういう趣旨からいけば非常にこの検討委員会は不十分であるということ。むしろ、行政の方が積極的に呼びかけて、公募に参加してもらえませんかということをやって、その中で練り上げていくということが必要ではないかと思うんですけど、聞き取りがされなかったということなんですけど。

それと、私がここでお聞きしたいのは、新聞に報道があったんですけども、1つは、交付金の返還をしなくて繰り越しにするということが今度は本決まりになったということなんですけども、

これは委員会の中でどういうぐあいに議論がされたのかどうなのか、されたのであれば内容はどのようなかということをお聞きしたいと思います。

それから、委員会の中でもあったようですが、委員長の報告で、3年間の検証をやるべきだということだったんですが、私、以前の旧西伯の中での費用、公民館活動……（「議案の中身と違うで」と呼ぶ者あり）6つの地区公民館があったんですね、その中の費用が1,500万ほどだったんです。ところが、今度の今の地域振興区とでは、はるかにこれを超えるような金額が上がってるんですよ。（発言する者あり）それについて、どういうぐあいに……。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと委員長、検証がされてなかったということはどうしてなのか、そのこともお聞きします。（発言する者あり）3年間の検証をされたのかどうなのかということ。（発言する者あり）地域振興区を今度引き延ばすんでしょ、執行するのを今度。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 再開中。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう一度聞きます。聞き取りの中になかったというんだけれども、公募がされなかったというのは理由はどうなのかということは議論になったのかということ。

それと、3年間の検証をすべきだということだったが、これについてされなかった点はどうしてなのかということ。この2点についてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。公募の件でございますが、これは要するに、この議案19号を提出された案件について総務常任委員会では審査っております。その中で先ほども答弁しましたとおりでございます。

それと、3年の検証をしたかということでございますが、もちろんこれはやっているわけございまして、将来のやはり地域振興協議会というものは、これからの南部町の将来の5年先、10年先を見据えた、私は協議会だというふうに思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）思っております。もうちょっと一言言わせていただきますと、合併してあと5年もしますと、要するに交付金が4億、これは皆さん御存じだと思いますが、減ってくるわけですね、入るのが減っ

てくるわけです。そういうことを見据えて、今から着実に見据えた施策だというふうに思っております。しつこいようですが、地域振興協議会は皆さんが7つの協議会の会長以下、皆さん一生懸命やっておられます。先ほど雑賀議員から出ましたですけどね、今までの事業の内容、それから、これからやること、詳しく書いてあります。読んでください。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう1点お聞きします。新聞に載っておったんですけども、交付金の返還が今度きちんと規則でやるということになったんですけども、1点、私お聞きするんですけども、この条例の中で補助金等ということになっておるんですけども、この中で繰り越しができるというようなことがどこでやられるのか。私は、規則でやられるのは結構だと思うんだけど、しかし、この例規集の条例というものが、これが優先するんだと思うんですけど、その点についてどうなのか。（「きのう言ったとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。きのうも全協で言いましたように、またここでどうかなと思いますけども、質問が出ましたので申し上げたいですが、今のこの地域振興区支援交付金規則というのは御存じだと思います。この中で剰余金取り扱いというのが上がっております、第13条。これを見てください。そして、附則の中で、附則の中ですよ、2番目、剰余金の取り扱いの特例というのが出ておるわけです。これを読んでいただければ理解していただけると思います。

それと、条例改正するわけですが、今後のことについては委員会の中では聞き取りをいたしておりません。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより、委員長報告に賛成のほか討論をいただきます。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 地域振興区設置条例の一部改正に反対いたします。

これは、3年間の時限立法であった設置条例を3年間の成果が何だったのかということ明らかにすることなしに、今後のあり方を議会でどうこうするというようなことにはならないと思うんですね。先ほども亀尾議員が質疑の中で言いかげられましたけれども、地域振興区ができる以

前の西伯地域では公民館活動が……（発言する者あり）聞いておりますので静かにお願いいたします。各、今の振興区単位というような塊の中で、公民館活動が活発にやられていたということをお聞かしております。それで……（発言する者あり）南部町全体でこの地域振興区に対する交付金を算定する際に、これまでの経費プラス振興区に対する……（発言する者あり）交付金を算定する……。

○議長（石上 良夫君） 静粛にしてください。

○議員（4番 植田 均君） 基礎が出されております。それを見ますと、地域振興区を設置される以前の公民館活動とか地域活動とか、そういうものにかかわる経費を、大体1,500万円程度だったというふうに私は町の資料から見えておりますけれども、これはまた数字の問題ですから正確ではないかもしれませんが、大体その程度ではなかったかと思えます。

それから、この地域振興区ができて以後、地域振興区に2,700万ですか、これまで単年度でその程度の交付金が出ておりました、22年度では1,000万増額になりますけれども、そういうような交付金が出されておられますし、会長、副会長の報酬が1,000万程度ですか、それから、委託事業として防災コーディネーターが1,800万円程度ですか、そういうような莫大な経費をかけておられます。それから、町職員に対して振興区に配置しておられますね。こういうものをすべて合わせますと、計算していただければいいと思えますけれども、そういう税金が投入されてきたわけです。この税金投入に見合う成果について、どのように確認すればいいのでしょうか。私、ここに……（「この予算でしたが」と呼ぶ者あり）いいですか、見ますと、20年から21年度分の実績としてここに報告していただいておりますので、これ見ますと、東西町では地域通貨であるエコポイント制度を創設、また独居老人の見守り体制を構築する。天津では、ごみ減量化に対し、各自にごみの収集箇所を設置している。大国では、大国まつりを盛大に復活し、地域の交流を深めている。法勝寺では、マコモタケを栽培し、特産品化を目指している。南さいはくでは、ウドの栽培を行い、特産品化を目指している。また、ふれあい事業を通じて若者の定着を目指している。手間では、若者や子供の視点を大切に、中学生を対象に地震発生車による震災体験学習を実施している。賀野では、防災システムを構築するとともに、ホタル米を栽培し、特産化を目指して今また交流拠点整備を目指しているということが実績……（発言する者あり）として報告されています。これが報告なんですね。これが公文書なんですよ。私は、この成果について住民に問うべきだと思うんですよ。見直し検討委員会が住民代表も入れないで、会長さんたちだけで話し合っただけで継続を提案してきているわけですね、今回条例改正ですから。

私は、住民の議論抜きにこれが継続されることというのはあり得ないことだと思っております。莫

大な予算を使って、これをやっていく効果がどこにあるのか、将来の見通しはあるのか、こういうことを住民の中で検証せずに継続するという今回の条例案については認めるわけにはいかない。この3年間の成果を住民に問うべきだと、そういうことを強く主張して反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。まず、検証のことをしつこく、しつこく言っておられますけれど、大体、毎回ある一般質問では必ず何名かの方が質問をして、的確な答弁を町長ほか、執行部がしておられて、町民の皆さんも十分それを聞いて理解をしておられると私は思っております。それで、足を引っ張るようなことばかりをすべてのように話をして、この時限立法とも言われる改正条例を反対するということが非常に不思議でなりません。地域の声を反映してというのは、十分に検証されてこれは間違いのない方向だということで、その代表として各、3 年間一生懸命やられた会長さんが代表で出ておられるというふうに思います。

それと、この条例の改正ですけれど、特に私が申し上げておきたいのは、今まではまちづくり全体的なものを表現していたものを地域づくりに変える。それぞれの7つの振興協議会が、地域がそれぞれの特徴を持ったやり方をできるということ。そして、それを前進させるために、計画の実現を目指しというところを、計画と実現を自主的に行いということで、これから3年間積み上げてきたものの実績を、それぞれ各地域で地域づくり計画を作成されました目標に向かって、今度は自主的に行っていくという非常に前進的な条例の改正であるというふうに思います。足を引っ張らないで南部町のまちづくりに貢献できる条例に、ぜひ、賛成をしたいというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言を許します。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案第19号に対して反対するものであります。

理由は、先ほど植田議員が反対の討論の中でも申し上げましたが、旧西伯ではそれぞれに地区公民館というものがありました。その中で私が、ほかの地域のことはようわからんですけども、法勝寺の協議会からこうしてお知らせ便り、法勝寺地区地域振興協議会だよりというのがありまして、それを見ているわけなんですけども、その中で上がっているのが21年の5月1日……。

○議長（石上 良夫君） 亀尾議員、ちょっと言葉がはっきり読み取れませんので、もうちょっと正確に述べてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） 第27号、これによりますと21年度の計画なんですけど年間ス

スケジュール予定、いわゆる事業活動の予定ですね。これ見ますと、旧地区公民館からやっていたことに新たにふえたということが感じられないんですよ。（発言する者あり）発言中だからね、ちょっと黙っておって欲しくないか。やじなんか言ったら退席してほしい。

○議長（石上 良夫君） 発言中は静粛にさせていただきますようにお願いします。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議長、議長。

○議長（石上 良夫君） 今、注意をしております。

○議員（13番 亀尾 共三君） やじなら退席してほしい。

○議長（石上 良夫君） 静かにしてください。（「続行、続行」と呼ぶ者あり）

続行。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何だ、本当に。という、そういう状況なんですよ。だから、私は本当にさっきも言ったように、お金をつぎ込んでやっていくのが果たしてこれが住民の利益にかなってるかどうか、いろいろ私も耳にします。先ほど賛成討論の中で、これはいいことだという声が圧倒的だったというけど、私は逆にこれ何だろうかというのが非常に強くそういう声を聞くんですよ。今回は時限で切って執行するんで継続の議案なんですけども、私はこれだけのお金をつぎ込むのであればほかのことにお金をつぎ込む、いわゆる暮らしを支えるためにやるということを、ぜひ、その方に方向転換していただきたいということ。

それから、先ほど賛成の討論の中であつたんですけども、文言がまちづくりが地域づくりに変わったということですけど、これ一体具体的にどのように変わるということでしょうか。私は、これは理解できないんですわ。ということで、このような文言を変えただけで継続するということとはとんでもないことだということで反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。先ほど来、以前の公民館に費やした費用とかいろいろ出てまいります。私も約8年間ほど地区の公民館長をしております、確かにうちの地域では年間55万ぐらいですか、もらっておりました。それから、一緒になった東長田は若干それより少なかったということもありますが。もう一つには、条例改正の一般質問を私が去年の6月であったかな、たしかしたような記憶があります。ということで、賛成討論をしたいと思っておりますけど、当時の公民館活動ですね、今、地域振興区の中に吸収されて公民館部としてやっておりますが、ほんのごく一部であります、公民館活動は。当時の事業は継続してやっておりますけど全体のほんの一部で、我々の振興区の中では地域づくり部と、要するにふれあい部というのがメ

ーンでありまして、恐らく公民館活動もその中に、地域づくり部の中に将来的には組み込んでもいいぐらいな、当時の量からすると少ないものであります。ふれあい部という活動が非常に多くて、うちも出ておりますけど家庭崩壊に近いような状態で、大体1週間に3回とか4回とかは出ております。そういったことで、ふれあい部の活動といいますとお年寄りの方ですね、特にそういった部分に対しての活動が非常に多いということで、地域からも喜ばれておるわけですが、当時の公民館、先ほども言いましたけど、活動は今ではほんのごく一部分になっております。やめたというわけではありませんが、ほかの方が伸びてきたということでもあります。地域づくり部には先ほど来、だれでしたかな、予算書を見て言われましたマコモダケとかウドとかということではありますが、地域振興と地場産業、そういったものに将来的には非常に大きな期待があるのではないかなと思っております。

それから、最後に先ほどの条例の中身の文言を言われましたけど、板井議員も説明したと思いますが、まちづくりを地域づくり部とか、まちづくりを目指す、自主的にということでもありますし、非常にどういいますか、もう一つ広範囲にとらえた言葉でありまして、広範囲といいますが、地域主体的にとらえた言葉で非常に的を射ているのではないかなと思っております。

それと、今の人選のことをしつこく言われました。私は、振興区の会長さんが地域をまとめて、地域の住民の声をほとんどの会で吸い上げてこられて、一個人が出るよりも非常に広範囲な意見をまとめておられます。そういった面では非常に適任であろうということで、委員会構成は個々の人を募集して集めてやって個人的な意見だなしに、このたび行われました会長さんまたは専門家の方を入れて、非常に中身の濃いものであったろうというぐあいに感じておるわけでありまして。

そういったことで、さほど大幅な改正はありませんでしたけど、会長さんも地域のことを思っ出られて、意見を持って話し合われ、今後に向けての大きな話もあったように伺っておりますし、大きな前進であったなと思っております。そういったことを含みまして賛成するものであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 先ほど来、反対者の引きずるような反対論がありましたが、実にこれは始まる前の議論に戻ってるという部分でございます。実際に……（発言する者あり）今

稼働して、地域みんなが大多数が参加をしながらやってる事業でございます。非常にこれから重要になる、今はどうか分かりませんが、今も継続事業等これからいろんな事業等やっておりますけども、実際にそれにかかわってみんな一生懸命やって頑張ってるわけです。そこをわざわざひもつけて引っ張るようなこととして、溝を掘って何するんですか。いつも言いますが、あなたたちは溝掘ることしか考えておらんわけですけん。（「適正な執行だ」と呼ぶ者あり）実にバックする議論しかないわけです、住民の声といいます、じゃあ住民の声がどうなのかということです。住民の皆さんの声でみんなが醸成してやろうということになったことを何であなた一人や二人が言ってることを聞かないけんわけですか。実際おかしいですよ、言ってることが。こうなったら、やはりもうできてるわけですから一生懸命頑張ろうという、もっと前向きな議論をしてほしいですね。何か言っていると、やめやめばっかしですが、やってるわけですからこうあるべきだと、こうしたらいじゃないかというような意見を言ってほしいというふうに思います。

条例の改正でありまして、文言のちょっとした改正で、やはり大きなところからよりきめ細かなところに目が届くような文言の改正でありまして、当然賛成すべきと。したがって、議案第19号に賛成するものです。以上です。

○議長（石上 良夫君） まだ討論はありますか。反対者はありませんね。

賛成者の発言を許します。（「賛成者です」と呼ぶ者あり）

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今るる賛成討論されましたけど、この条例改正、中身見ますと字句の変更、まちづくりが地域づくりということは、町というのは昔の大きなスペースだと思っておりますけど、これを振興区に合わせた地域づくりが主な改正です。また、余り変わってないということはこの検討委員会、島大の権威の先生が中心になってやられたようでございますが、要は、この振興区の今の条例が正しかった、この条例でいいというお墨つきなんですね、これは。これでまた今新しい新政権になりまして、キーワードが地域主権になっております。そういうことを考えますと、我が町が行っている地域振興区というのは時代の先取りを行っている。これから我が町の先のことを財政的に見ましても、最初に総務課長から説明がありましたように交付税の一本算定になれば4億円の交付税が減額になると。それをどのようにして町を、地域を支えていくかには、この地域主権の地域振興区がみんなで力を合わせてコミュニティーを大事にするという施策が、どうも今後の政策が国主導で行われるような雲行きに今なっているような気がいたします。ということで、この振興区の条例、どこに出しても恥ずかしくない条例だということだと思います。今いろいろ言われた成果というのはありました。我が町の私が住んでいる東西町

にも、そりゃ地域の福祉委員様の声を取り上げて、独居老人に対して安全確認の安全のためのいろんなサポーターをつくるようになっております。こういう細かなことに目が届くというのがこの振興区なんです。これの条例改正でございますので、また中身について大がかりな変更もなかったと、まちづくりは地域主権になって地域づくりになった、私は的を射ていると思ひましてこの条例に対しては賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号、南部町地域振興区の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第20号

○議長（石上 良夫君） 日程第16、議案第20号、平成22年度南部町一般会計予算を議題といたします。

本件については、総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第20号、平成22年度南部町一般会計予算、連合審査について報告いたします。

本議案の内容は、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ63億7,500万円と定めるものであります。

総務所管として主なものは、まず1番目に、庁舎エコオフィス事業であります。2、庁舎省エネ・グリーン化推進事業であります。3番目、定住促進対策事業であります。4番目、住宅用太陽光発電システム設置事業であります。5番目、コミュニティーバス運行事業。6番目、国際交流事業。7番目、スクールソーシャルワーカー活用事業。8番目、とっとり学力向上支援プロジェクト事業であります。9番目、勉強がんばろうキャンペーン事業であります。10番目、西伯小学校教室棟、体育館改修であります。11番目、広報発行事業であります。12番目、CAT

V番組制作であります。13番目、地域振興交付金事業であります。14番目、行政無線管理費事業であります。15番目、防災コーディネーター事業であります。16番目、文書管理事業であります。17番目、国勢調査、残土処分場受付業務補助員雇用事業であります。18番目、図書館開設準備補助員雇用などあります。

次に、反対意見でございますが、地域振興区の問題で会長などを公務員にし、職員を配置することでやっているが、自主性を阻害している。協働の形をどうやるのか。住民が主体でやるべきで、脇に町がいるべきで、この点から行政のやり方を大いに見直すべきである。防災コーディネーターについて、継続雇用をすることが要件にあるにもかかわらず、3年で終了し、経過を見ればいいという考え方は賛成できない。同和対策について、いろいろな格差について説明できないものを特別対策で行うことがおかしいことと、いろいろな差別が残念ながらある中で特化することは適当でないし、早期に終結させることが解決につながると考える。給食センターの民営化で、結局は職員の人件費の削減で、資料では15%を委託料に計上しているが、これを支払うなら直接雇用すべきと思う。地域経済を活性化させるには、職員の所得を向上することが必要であり、これに逆行していることから反対する。

次に、賛成意見の内容でございますが、現実的には合併算定が平成27年に終了し、4億円程度削減されます。これに備えるためにも、我々にも町民にも責任があり、地域振興協議会とともに発展していくことが必要である。人権問題については、差別落書き事件が立て続けに発生し、各関係機関が対応に当たられ、またその差別を受けた方は心の傷を負われたと思いますし、県内の私立高校でも差別落書きがあり、生徒が登校できなくなった事案もありますが、当町ではそのような事件がないのは人権教育を行っているからであると思います。町で開催される人権セミナーに参加されるとよくわかると思います。残念ながら参加者が固定されてきていますので、私たち議員はみずからリードしていく必要があると思います。そして、これからもしっかり研修を重ねていき、条例にあるとおりまちづくりを行っていくことから賛成する。地域振興区についての協働ですが、どこか一方的に施策をすれば反論を受けることになると思うが、この施策では各協議会に支援をしていることから平等である。同和問題は解消の方向にありますが、歴史の問題があり、今があると思います。このためにも今の施策が必要であり、対象の方の気持ちを考えた質疑、意見を述べていただきたいと思う。給食センターについては、15%の利益と言われますが、これを乗せても直接雇用することより効果的に運営できることから必要であることから賛成する。

表決の結果、当委員会においては、賛成3、反対1の賛成多数で原案を可決すべきものと決し

ました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第20号、平成22年度南部町一般会計予算、民生所管について御報告いたします。

本議案の内容は、町民生活課、健康福祉課、病院にかかわるものです。

この中で、社会福祉総務費の前年比マイナスの2,997万7,000円は、これは人件費と国保会計への繰出金の減によるものです。障がい者福祉費、前年比2,170万7,000円の増は、自立支援にかかわるものです。高齢者福祉費の前年比901万円は、この増は認知症対策事業、これは前年度は病院の方に入っておりましたが、今年度はこちらの方に参りました。それと、介護保険対策事業費、給付費が増になったことによります。後期高齢者医療費、前年比1,205万2,000円は、医療給付費が見込みより少なく、それに伴い繰出金の減によるものです。児童措置費、前年比508万6,000円の増は、町外の保育所への委託料です。8人町外へお願いして、受ける方は1人ということになっております。保育園費、前年比では1,298万2,000円の増は、これは保育士の高齢化による給与が原因です。子育て支援、前年比185万5,000円の増は、実績に応じての対応によるものです。子育て支援費、これは学童保育のことです。病院費、前年比2億3,800万円は、利子補給金です。塵芥処理費、前年比マイナスの5,235万2,000円は、起債がなくなったものです。そして、新規事業といたしまして、保育園の園庭芝生化コミュニティー促進事業。保育園の各室へウイルス除去機能搭載の空気清浄機の設置。保育園、心と体キャンペーン事業。子供、子育て、これを新しく子供、子育ての、子ども手当の4月、5月分と、前から続いております児童手当2月、3月分を6月に支給するというものでございます。医療緊急情報キット、1,000個分用意されております。それに、小児科の再開、これに伴いまして健康管理センターが充実になってくると思います。福祉事務所、これが県から町へ移管するための準備作業のための臨時職員1名分が含まれます。消費者相談窓口、講演会など消費者行政にかかわるものが計上されております。障がい者、障がい児の自立支援や、事務所のための激変緩和の部分がございまして。視聴覚障がい支援、これは米子市が一括して補助金を受け、町は事業実績で案分する分でございます。基準の主なものとしては、保育士配置基準の見直しによる影響について。これはきのうもお答えいたしました。全員で3名の減になります。子ども手当に係る費用の負担について、この分につきましては負担割合というものを図式にした資料を事務所の方に提出しておりますのでごらんください。

反対の意見のものは、非常勤職員は正規職員にすべき。保育士の配置基準の変更により、3名が減になったこと。学童保育の時間帯によっては、賃金が減る人が出てくるのは理解できない。病院に対する県の補助金要綱について状況がよくわからない、問題であれば反対の理由に加える。

次に、賛成意見の主なものとしては、非常勤職員の問題は民営化の方向も出しながら懸案事項です、すぐの適正化は難しいものです。保育士の配置基準の見直しにつきましては、一般財源からの持ち出しも多いので理解したい。学童保育につきましては、それぞれのニーズに沿った形になっていくと思うというものでございました。

表決の結果、当委員会においては、賛成3、反対1、賛成多数にて原案を可決すべきと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） 続いて、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。議案第20号、平成22年度南部町一般会計予算、連合審査でございます。経済常任委員会の所管について報告いたします。

本議案は、総務委員長が報告いたしましたように当初総額63億7,500万円、15カ月予算67億5,434万円の予算につきまして、所管分についていろいろ審議いたしました。私どもの関係では事業名といたしまして緑の産業再生プロジェクト、内容は事業概要でございます。けど、レングスに木材乾燥設備を増設することにより生産性の向上を図ります。また、この熱源には木質バイオマスボイラーを導入することにより環境に配慮しますというような形で、1億円が予算されております。

それから、産業振興で活みなぎるまちづくりのものとしまして、全国柿の種吹きとばし体験会という形で、他の自治体で開催されるイベントなどに参加させてもらい、富有柿を初めとする南部町の特産品を販売、宣伝しますという形でございまして、これはわずか、ちょっと少ないかもわかりませんが、6万円の予算をしております。それから、汗かく農業者支援事業としまして、養魚田整備、栽培推進、施設整備など、地域農業の振興・活性化を図りますという形で、575万円を予算しております。それから、じげの職人支援事業としまして、ジゲの農地を守るために自発的に作業道や農地の保全を行う農業者に、作業資格取得や作業内容に対して支援を行います。それは70万でございます。そして、継続のものでございますが、就農条件整備事業、新規就農者の就農初期の機械・施設投資の負担を軽減しますという形で、20万3,000円が予算しております。

また、住民参画で持続する町と地域のまちづくりという形の中で、継続でございますが、ジゲ

の道づくり事業、地域内の道路を自分たちで整備して快適な通行を図りますという形で、700万を予算化しております。

それから、雇用対策としましては、町道・林道作業員雇用、事業概要でございますが、町道、林道の維持管理として雇用を確保します。道路の安全性と美観を維持します。緊急雇用のものでございますが、これが723万3,000円でございます。グリーンツーリズムが、増加傾向にある枯れ松、危険木を伐倒処理します。これが2,875万円、森林組合に委託するものでございます。等々ございまして、全部で15ほど事業がございます。

それにつきまして、当委員会におきまして慎重審議いたしました。表決の結果、2対1の賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

その中で、反対意見としましては、地域プランナー、ふるさと雇用等問題で、残り2年でこれ以降が不安である。この目的が継続できるか。条件であるのが国の方針であるにもかかわらず、先が不透明な事業の組み方であると。また、エコツーリズムについてもよくわからない。これらが非常に不透明であり、趣旨と違うと思うから反対という意見でございました。

賛成の意見としまして、先ほどの反対意見を受けまして、これは一時的な対策であり、金額面も全額国の事業でやっている。町費ではお金がかかるし、先が不透明であること等から仕方がないと思うと。だから、これについては賛成だという形がございまして、以上のような結果になりました。

以上、経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告が終わりました。

これから、報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 総務常任委員長の関連になると思いますが、質疑をしますので、答弁の方、よろしくお願いします。

まず、1つ目は、予算書の32ページなんですけど、CATVの関係のことをお聞きします。この予算書や説明書を見ますと、NPO法人への委託ということが大きなことで上がってるわけですね。私がお聞きしたいのは、NPOという法人は、これは町とのかかわりというのは全くないのでしょうか。例えていいますと、町が立ち上げのために支援するとかそういうことはないのかどうなのか、そのことが1つと、それから、2つ目なんですけども、費用が前年に対して委託の場合で200万増額になってるんですね。それで、説明書を見ますと事務員を、職員を1名という

ことで、これは事務にかかわることだと思っんですけども、この費用の人件費に回る分だろうかということなんです。

それから、もう一つは、理由としては職員が技術熟達した職員を引き抜きというんですか、ほかに変わらんために町が特別職でやってるんで、雇用が不安定なんで継続性が保証できないということとされるということなんですけども、それで待遇面が今の報酬と変わらんような待遇になるという保証があるのかどうなのか、その点はどうだったんでしょうかということ。

それから、もう一つは、委託先がNPO法人になってるようなんですよ。そうすると、委託費が2,985万9,000円ですね、この予算ですよ、委託だなくてこのCATVにかかわる予算が。その中でやられるのに、これはまだできてない団体ですね、そこに自動的に変わることが果たしてこれ許されるのか。財務規定によりますと120万だったかな、以上は入札、いわゆる随契ではだめだよということなんだけれども、まだ立ち上がってない団体にこんなことをされるのが許されるのかということをお聞きします。

それから、委員長もそうだったし、初日のところで質疑かけた中で中立性が保たれるということと言われたんだけど、今は町の企画課の方が担当でやってるでしょ。それで、中立性が保たれてなかったでしょうか。それで、ここに出すと中立性が保たれる。これちょっと大変な問題だないかと思うんですが、それについて委員会の方でどうされたのかということ。

それから、2つ目の項目として37ページ、地域振興区のことについてお聞きします。きのうの全協の中でお願いしておったんですけども、旧西伯時代には6つの地区公民館に館長、それから主事、そして、その他の運営費でというのが上がってましたね。その金額がそれぞれでいいです、館長が1人幾ら、主事が幾ら、それぞれの地域の運営費が幾らだったかということ調べておられると思いますので、それをお聞きしたいと思います。それで、条例のところでも私聞いたら、いやそれは条例とは関係ないということであれだったんですけども、1つは、先ほどの条例の討論の中でも言うておったんですけど、旧西伯の場合は1,500万の大体これぐらいの運営されてたというぐあいに思うんですけども、いわゆる費用対効果ということ、やはり住民の中で非常に大きな関心だと思うんです。というのは、何でかという、たとえ1円たりとも町のお金というのは税金なんですね。税金の使われ方について、投入すれば当然それに対する効果というものが出ると思うんですが、その点についてどのように検証されたのかということもあわせてお聞きしますので、よろしくお聞きします。

それから、3つ目として、予算書の56ページ、同和の予算のことでお聞きするんですが、きのうお願いしておったんですけども、これは出されるかどうかは別として、同和事業推進協議会

への規約というもんがもし出されるんなら出していただきたいということですが、これについてどうだったのかということ。

それから、もう一つは、私が議会の中で質問した中で、もう格差はなくなったんだから国は時限立法でやめたんだと、だけども、だから同和予算もうやめるべきだと言ったんだけど、いや格差がありますということで、それどういうことですかと言ったらこうだったですね、教育、就労、産業についてあるということだったですけど、それについて具体的なことを聞き取りされてると思いますので、それもお答え願いたい。

それから、4つ目は、予算書では96ページ、学校給食です。これについてお聞きするんですが、資料をいただきますと西伯の給食センターなんですけども、これがことしはふえてるわけなんですよ。なぜふえたのかと聞いたところ、委員の中から言われたのは、ここに16個上がっておりますね。給料に始まって施設光熱水費、これで金額が増額してるわけなんですよ。その増額分だけでも652万5,478円上がっております。それで、これが当然かかるかもしれませんが、今まで町が払っておったかもしれませんが、しかし、この分が非常に不思議なのは施設光熱水費というのは電気代、ガス代、水道代です。これは行政の方へ請求が来るんじゃないでしょうか。それを……。

○議長（石上 良夫君） 委員長の報告についてですけど、委員長の報告は委員会で審議だね。

○議員（13番 亀尾 共三君） はい、はい、わかった。

○議長（石上 良夫君） 疑問点についてのみ簡明に質疑かけていただかないと、常任委員長が答弁できないと思いますよ。

○議員（13番 亀尾 共三君） はい、わかりました、修正します。それで、ふえたんだけど、これのふえたためにそれだけ受けてるメホスさんですか、それの方の利益がふえるということで、何でそんなことをしなきゃいかんのかということ。それについて委員会で討議されたのか、この点についてまず4点お聞きしますので、よろしく。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。まず、1点目の町とNPO法人がかかわりがあるかということですが、これは22年度はNPO法人に委託するわけですから、その面ではかかわりがあると思っております。

それから、2番目の予算が200万ほどふえておるがということですが、これは1名増員しますので、これは人件費としてふえたわけでございます。

それから、3番目の臨時職員のことを言われましたんですが、このことにつきましてはきのう

もちょっとお話ししたんですが、開局以来今日まで、素人の臨時職員の方が3年間、本当に一生懸命現在のSANチャンネルを放映していただいて、技術力も本当に努力していただきアップしております。この方が、やはり臨時職員というのは3年間という区切りがありまして、まだ本当にこれらもずっと永続していかなければならない問題ですから、そうしますと、臨時職員を採用せないかんということになりますとまた振り出しに戻る。そういうことがありますので、NPO法人に委託して今まで働いていただいた臨時職員を雇用していただいて、給料は説明では変わらないということでもございました。そういうことでもございまして、やはりこれからのNPO法人に委託し、また今までの3年間本当培われた技術力をそれ以上に発揮していただいて、町民全体にすばらしい報道をしていただく、それが私は最高にいいじゃないかというふうに認識しております。

それから、3番目は以上ですが、NPO法人、これはどういうことでしたかいね、ちょっと…
…（「財務規則によって」と呼ぶ者あり）

○総務常任委員長（井田 章雄君） はい、はい。そういうことを言われまして、きのうですが、ちょっと私も調べてみたわけなんです。そうしますと、これは亀尾議員も調べて質問しておられると思いますが、地方自治法で契約の締結というのがございます。これは第234条にございます。その第2項によって、次に地方自治法施行令、これは随意契約でございます。随意契約の第167条の2の2の第2項でございます。これに基づいて委託をやっておるわけでもございます。それから、きのうの中立性がないじゃないかなと言われましたけども、そういう意味じゃなくて、やはり固まらず幅広く放映がこれから望まれるんじゃないかということでもございまして、今が不公平だとかそういうことを言っておるわけじゃありません。将来のことを考えて私は答弁したつもりでございます。

それから、37ページでいきますと、公民館長。これもですね、私もきのう副委員長とちょっと調べました。そうしますと、今から5年前でございまして、合併協議会がいろんなすり合わせをするための資料とか、それから、条例を南部町としてやらないかんわけですからいろいろ調べてみましたけども、資料が残っておりませんでした、調べましたけども。それで、ただ一つありましたので、これについては申し述べておきます。これでよかったら了解いただきたいと思います。南部町公民館長で常勤でございすけども、これが月額9万7,500円、これは常勤でございすね。それから、地区公民館主事、これは非常勤でございすけども、年額13万5,200円。そして、東西町と天津、これが常勤主事で月額13万という資料がありまして、これに該当するのか、ちょっと私も亀尾議員が言われておる、質問されておる合致しないかしらんです

けども、以上であります。（発言する者あり）

それとあと、56ページの規約の問題でございますが、これは提出できません。

それから、次、格差の件でございましたが、これも今、亀尾議員に資料を提出いたしました。これを見ていただければその格差が数字に出ているということは歴然でございます。それから、皆さん御存じだと思いますが、南部町における部落差別を初め、あらゆる差別をなくす総合計画、今実施計画に入っていると思いますが、こういうものが出ておるわけですよ。こういうものを見ていただいて、やはり判断を、理解していかないといけないと思います。そういうことで、格差は歴然とあるということでございます、これ見ていただきたいと思います。

それと、給食センターの件でございますね。これも資料が何か言っておられましたですね。ちょっと資料を出したいと思いますが、なかなか資料提出、提出とって提出をしとるんですけど……（「わからないがん」と呼ぶ者あり）いや、いや、ありますけどね。議長、ちょっと休憩。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。今、資料が見つかりましたので言いますけども、きのう亀尾議員が1,000万の違があるとされました。これは、まず300万円ほど人件費がふえております。それから、資料を持っておられると思いますが、一覧表を、10番から16番、これが約700万、計1,000万という計算でございます。これが、今の1,000万なぜふえたのかということでございます。

それと、きのうもちょっとありましたけど、きょう言っておきますけど、配送車のリースでございますけども、これ現在委託しております、配送車リース、今現在やっております、委託でまたリースでやるということでございます。それから、会見の方は、これはもともと配送車を持っておりまして、そのまま使用するというところでございます。

それでよかったですかいね、あと何か言っておられましたかいね。今控えては……。なかなかいに質問があったものですから、ちょっと書いてしまったんですけど……。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後0時01分休憩

午後0時01分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きしますので、よろしくお願いします。

このNPOは町とかかわりがあるということなんですけども、そのかわりぐあいがどうかかわりぐあいかということ、もう少し説明お願いしたいと思います。というのは、何かといいますと、立ち上げのためにどれだけのことをやられたのか、立ち上げのことをやられたのか、それとも、契約今後やるんでそのためのかわりなのか、そこら辺がはっきりしませんので、かわりがあるということの内容をお聞きします。

それから、200万円の増額は、これ職員が1人ふえるということなんですけども、私は、一つはこれは熟達というか技術をされた人が抜けたらいけないというので200万円ふえるのであれば、人件費に充てるのであれば、これをちょっと嘱託だとかそういうことにちゃんと、打ち切りだないそういうことに変えられる方がよっぽど賢いやり方だと思うんですよ。そのことについてどうなのかということ、そのことも討議があったのかということなんです。

それから、委員長にお聞きしたいんですが、条項のこと言われましたね、施行令の。167条の2項のだったですか、この条文が私、今手元にありませんので、ちょっとそのことはどういう内容か言ってください。

それから、中立性というのは幅広いということを行われるということなんですけども、これは行政の手法で幾らでも民間だなくてもできるんじゃないでしょうかということ。

それから、次、地域振興区のことで再度お聞きするんですけども、資料がないというのがどうも私ようわからんですわ。それで、はっきりしてることは、私が今までここでかつての分をまとめたものを見ますと……。

○議長（石上 良夫君） 亀尾議員、質疑のみにしてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） だから、ふえたけども費用対効果を検証されていないじゃないかということ、検証されたのかということをお聞きします。

それから、同和のことなんですけども、手元でいただきましたけども、これは対比が地区と全県ということなんです。私は町内のかかわりがどうなってるかということをお聞きするんですね。これがどうなのかということがはっきりわからないので再度聞きます。

それから、学校給食のことについては、なぜこれを今まで9番までだったのを10から16を

加えたのか、その意味をもう一度説明お願いしたい。以上です。これは結論からいうと、非常にむだ遣いであると思うんです。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど答弁したとおりでございます。以上であります。

○議員（13番 亀尾 共三君） そんな。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと待った、ちょっと休憩。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後0時04分休憩

午後0時11分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

亀尾議員の質疑は、さきの質疑で終わりとなります。

ほかに質疑はありませんか。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 大変恐縮ですが、きのうも全協の方で民生常任委員長の方にお尋ねしたところでございますが、病院問題に町の方から交付金が繰り出されることについて若干お尋ねしましたが、若干きのうの分と逸脱しますので、あるいはお答えがいただけないかもわからないですけど、わかる範囲でお答えいただければ結構でございますので、お願いしたいと思います。

民生の常任委員会の中で、病院の一般会計からの繰り出しにつきまして、県の自治体病院補助金交付要綱、あるいは南部町の補助金等交付規則等について、恐らく審議もなさっていらっしゃると思いますが、その中で基本的に県の補助金というものは、ちょっと読んでみます。第3条の中身。

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、質疑ですから簡明にやってください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） わかりました。3条に、県は前条の目的を達成に資するため、町村が病院を建設するために借り入れた地方債の支払い利息について、一般会計から病院へ繰り出しする事業という形であります。そして、予算の範囲内で補助金を交付すると同時に、この補助金の額は病院建設に当たり町村が一般会計から病院会計に繰り出す額というような形で、町も県

の方から補助金をいただいた分、同額のを病院会計の方に繰り出さなければならないというようになってるようでございます。そして、8条の中に、一般会計から病院会計へ繰り出した証拠書類の写し、地方債償還金の明細書及び領収書の写し、並びにその他知事が必要と認める書類を添付しなければならないということになっておりますが、これらについても聞き取りとか審議をなさってらっしゃいますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員会の中ではそこまでのことはしておりません。

しかしながら、委員会の中で交付金のあり方、きのうも交付金のあり方ということについてはるる申し述べましたので、ここでは再び申し上げませんが、委員会の中の検討ではありませんでした。この部分について反対意見をされている民生常任委員会の中の方でもいらっしゃいますので、もう少しきちとしたことをと思ひまして伺いました。でも、皆さんお忙しいです、おられません、待っていても帰っていらっしゃいません。それで、直接にそのことにつきまして資料を請求とかそういうことについてはできてはおりませんが、本会議場にけさお顔を見ておりますので、るるではございませんが、基本的な考え方というものをこの要綱の中でははかり知れない部分がありますのでちょっとお尋ねいたしました。これは委員会の中でしていないことですので申し上げる必要はないと思ひますが、大事なことでございますのでちょっとお許しをいただきたいと思ひます。地方債利子の2分の1を上限に町村に補助をする事業なんです、これは。町が独自の補助をすると条件を求めたものではありませんというのが、それが一番のもとにあるようです。この件につきまして再度質問されても、委員会の中でしたことはございませんので、またこれは別の機会に担当者の方から詳しくお尋ねになればよいこととでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 委員長、ありがとうございます。今、詳しく委員会の方で審議をなさっていらっしゃらないということですから、これ以上お尋ねしても答弁が返ってくると思ひませんが、ただ、この交付金につきまして不正なことを受注した場合には、場合によっては償還等の問題点も発生する部分があるように私は思うんですよ。ですから、大事な事柄ですので、きょうはもうお答えいただけないということはわかったんですけど、今後についてまた十分な審議をお願いしたいと思ひます。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 今後、続いて十分な審議をとというようなお言葉でございますが、きょうで1回は終わります。それをするにつきましては、また担当課の方に直接にお尋ねに

なればよいと思いますし、そのような先ほどのおっしゃいましたような不正だとか、そういうようなことはおっしゃらないでください。きちんとした手続でもってやっておりますので、その辺の誤解を招いて風評をして西伯病院に迷惑がかかるような、それから、県の方に迷惑のかかるような、そのようなことをして何ら得になることはございません。町民のために西伯病院がしっかり頑張っておりますので、言葉には気をつけて発言をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） まず、32ページの広報なんぶの委託についてであります。昨日も若干質問いたしましたけども、NPOに委託する理由、なぜ町でやらないのかということ、明確をお願いしたいと思います。

それから、39ページの防災コーディネーターでございますが、これはふるさと雇用を活用する事業でございます。ふるさと雇用のことで確認をしておきたいと思います。答弁では機能は残すけども、協議会の事務者として残していくということでございますが、これは確認でございますので、これについての答弁お願いいたします。

それから、52ページの保育園の職員の配置の基準でございますが、配置基準を引き下げた理由を明確をお願いしたいと思います。それと、予算の減額。昨日答弁ございましたけども、それによつての影響はないのかということをお聞きしたいと思います。

それから、54ページの放課後の児童クラブの指導員の雇用契約をということで、きのう要求いたしましたけども、これについて資料は出ないということでございますので、きょう伺いましたら口頭でということでございますので、答弁よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 一つ一ついきたいと思います。最後におっしゃいました放課後児童クラブの指導員についてということでございました。これも担当課に伺いました。課長は外出されて外の方のお仕事ですので、これもすぐに出てきません。この分につきましては全協の中でおっしゃいましたので、きちっと請求をいたしました。しかしながら、課長はいらっやらないということで職員のほかの方が伝言してくださったようで、けさほどいただきましたので、それを朗読させていただきます。

放課後児童クラブの指導員に労働条件を通知書により契約期間の通知をしています。平成21年度中途に放課後児童クラブの内部監査があり、対象児童が少ない始業と終業時の指導員数は、現状に合わせた指導員でよいのではないかと指摘があり、対象児童に合わせる指導員をお願いを

して了解を得ています。このことは、労働条件通知書に勤務状況等により契約期間の変更をすることがある旨記載してありますので、状況に合わせて運営をしています。このような回答を得ておりますので、問題はないと思っております。

それと、保育園の職員の減ということでございましたが、きのうもお伝えいたしましたように全園で3名の減で、影響額はマイナスの675万7,506円ということでございます。それと、なぜ人数を減らしたかということは、今まではたくさん町の加配条件でしてございましたけれども、国の加配基準に戻した、減らしたんじゃなくて戻したという分でございますので、そののところを了解していただきたいと思っております。以上です。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。何遍も聞かれますけども、きのうも述べましたが、要するに南部町に新しいNPO法人ができたということは、これは喜ばしいことだと思いますよ。共産党の皆さんはいつも町内の企業を大事にせと言われますわね、今、新しいこれからの時代はそういうNPO法人もすばらしい仕事をやってくれると思いますよ。その中で臨時職員、3年という期限があるわけですね。先ほど言いましたように、すばらしい、開局以来努力して技術つけられたんです。その職員をNPO法人で雇用していただくわけですよ。これどう思われますか、そういうことであります。

それから、2番目は、何て言われましたかいね。もう一遍質問を。（「なんぶ広報」と呼ぶ者あり）広報なんぶ。（発言する者あり）これも今言いましたように、NPO法人がやって委託になっておりますけども、これも職員が減員になってきますと、やはり負担減の解消にもなるわけです。また、そういうNPO法人にやっていただくことで、今くどいようですけど、どういふんでしょうか、やっぱり仕事量も緩和されるんじゃないでしょうか。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） まだもらってないのがありますので、防災コーディネーターの。

○議長（石上 良夫君） だから、何回も申しあげましたように、項目が多かったらメモして渡してください。

○議員（3番 雑賀 敏之君） そんなにないと思いますが、5点ですけど。（発言する者あり）いや、確認しておきたい。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、まだ答えありますか。

○総務常任委員長（井田 章雄君） どういうことでしょうか、もう一遍お願いします。（発言す

る者あり)

○議員(3番 雑賀 敏之君) いいですか。じゃあもう一回言いますので、済みません。

○議長(石上 良夫君) 雑賀敏之君。

○議員(3番 雑賀 敏之君) 委員長からのあれでございますので。

防災コーディネーターのふるさと雇用について答弁がございました。機能は残し、協議会の事務員として雇用を図るということが、これの確認ということでございます。

○議長(石上 良夫君) 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長(井田 章雄君) 昨日申し上げたとおりでございます。以上であります。

○議長(石上 良夫君) 3番、雑賀敏之君。

○議員(3番 雑賀 敏之君) 先ほど広報なんぶの、NPOに委託するんで職員の改善になるということでございますけども、予算書を見ますとかかわる職員の計画が500時間載っております。ということは、500時間職員がかかわるという解釈ということでございますが、これと、なぜするかということが明確じゃないので、もう一回答弁よろしくお願いいたします。

それから、効果等のところで下の方に記載がございます。前略いたします。停滞感の解消にもつながるということでございます。(「ようわかっとる」と呼ぶ者あり)停滞感につながる、停滞感の解消をもって、今が停滞感があるかというようなことでございますので、町独自で構成した場合に。

それと、民生常任委員長さんにお聞きいたしますが、1点だけ答弁返ってないのがございますので。保育園の職員の配置基準下げた理由は国の基準に戻したということでございますけども、これは戻したというよりは後退したと言わざるを得ません。それと、これの影響について答弁いただいておりますので、よろしく……(「言ったで、金額言ったぞ」と呼ぶ者あり)金額じゃないです。(「何で」と呼ぶ者あり)人員削減の影響です。(発言する者あり)影響です。

それと、放課後児童指導員の資料を先ほどもらったということでございますけども、これについて要件が、児童が減った場合にはそういう契約がしてあるということでございますけども、これについて、再度資料の提出を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(石上 良夫君) 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長(杉谷 早苗君) そういうことで了解していただいておりますので、私の方からとしては資料を請求する気持ちはございませんので、状況的にもよくわかっているし、本人さんたちも了解しているということでございます。きょうで議会も終わりますので、ばたばたここでするようなことはないと思いますし、きのうしっかりばたばたさせていただきましたので。今、

ここに持っているのはコメントでございますので、こういうようなことであるという説明でございますので、引き続きこの上、担当課の方に私の方からは申し上げるつもりはございませんので了解していただきたいと思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。前に説明したとおりでございます。先ほども事業内容の説明書を見ていただいておりますが、それを読んで理解を深めていただきたいと思っております。よろしく。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君） 5 番、景山です。総務常任委員長にお尋ねを1点だけさせていただきます。予算書の37ページの17節公有財産購入費、アクロ跡地購入とカントリーパーク用地の購入の両方とも債務負担行為です。2,798万円上がっております。この2つの用地購入に関しては、特にカントリーパークは事業が立案された段階でとても残土が集まることはない、事業として成り立たんということで反対意見が非常に多かったわけです。資料の方には当初の計画と非常に大きく動いた数字というものが出てるわけですが、この両事業について審査をされたと思いますが、その中身についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。アクロ跡地購入、債務負担行為、そして、カントリーパーク用地購入、債務負担行為のことでございますが、これは金額、カントリーパークの場合は残土の購入料、そして債務負担行為の問題を説明すればよろしいでしょうか。そして、アクロ跡地の件は、あそこにマンションですね、あれはグレーシー東町かな、それと分譲をやっておりますですね、この状況ですね。はい、わかりました。

お答えさせていただきますが、これは議員も御存じだと思いますが、アクロ跡地については19年から開始しておるわけですが、現在19年、20年、21年、22年の2月になっておるんですけど、2月までの量でいきますと、今14万1,250立米購入されております。2月までですね、14万1,250立米です、入っております。そして、これに対する収入でございますが、1億8,537万8,277円になっております。それと、アクロ跡地購入でございますが、このグレーシー東町は今完売になっております。そして、分譲しております分譲地でございますが、これも完売になっております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 何点か質問しますので、よろしくお願いします。

まず、予算書の 39 ページです。地域プランナーというのがことし新たにふるさと雇用の対策事業ということで、地産地消とか販路拡大ということで予算づけされたんですけども、この地産地消とか販路拡大というのは長期の戦略をもって町が行うような事業だと思っているんですけども、このふるさと雇用が財源として裏打ちがある平成 23 年度までの事業だというふうに、きのうも答弁していただいたんですけども、私はふるさと雇用の要綱から見ても、それから、この事業の性格から見ても、23 年度でやめるような事業ではないと思っているんですけども、その点、委員会でどのように審査されたのか、よろしくお願いいたします。

次に、62 ページですね、先ほど赤井議員からも質疑がありました病院事業会計に対する繰出金ですね、町長の所信表明の中で、平成 16 年から平成 21 年度まで、町が繰り出すべきだった利息部分について町は繰り出していなかったということで、今回改めて過年度分の利息部分をまとめて繰り出されるという繰出金ですけども、先ほど赤井議員も質問されましたが、県からの補助金、利息部分に対する補助金をいただくためには、町が繰り出してなければ県からの予算をもらうことができない制度になっておりますね。ですから、説明が整合性がないんだと思うんですけども、この点についてどちらが本当なんでしょうかということなんです。この説明の矛盾についてお聞きしたいので、よろしくお願いします。

それから、52 ページです。保育園の保育士の配置基準を減らしたんだということで、配置基準を国の基準に戻したという説明ですけども、私は子育て支援を充実させていこうと、それで教育委員会も小学校、中学校あたりの教育上問題が起きる以前の状況の中で、保育園時代から十分な子供の育ちを保障していかなければならないというような問題提起もされているんですね。そういうところから、保育士の配置の基準を下げていくというのは道理が合わないと思いますし……。

○議長（石上 良夫君） 意見はやめてください。

○議員（4 番 植田 均君） その点で……（発言する者あり）町の考え方として委員会でどのように聞いておられるのか、なぜ国の基準に配置を減らさなければならないのか、どのような議論がされたのかということをお聞きいたします。

それから、同じその問題なんですけども、保育現場の保育士さんたちの声、これ大事なんだと思うんですけども、そういうことについて委員会で聞き取っていらしていただきたいなと思っておりますけども、その点いかがでしょうか。

それから、先ほどの放課後児童クラブの指導員の、子供たちが来る状況によって時間を減らしたりすることがあり得るといような、そういう雇用契約をしたんだということをさっき答弁されたんですけども、私は募集をするときに時間を決めて募集されているのではないかと思うんですけども、雇用契約でそういうことが法律上できるのかという根拠についてお聞きしたいんですよ。パートで……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、委員長に対する質疑を行ってください。

○議員（４番 植田 均君） 根拠について聞いております。

○議長（石上 良夫君） 討論は後で行ってください。

○議員（４番 植田 均君） いえ、いえ、根拠について聞いております。よろしく願いいたします。（発言する者あり）よろしく願いいたします。

それから、61ページ、町が行ってる健康診断ですけども、私たちがたびたび行政視察など行かせていただいて地域医療の充実の問題を含めて、予防医療の大切さというのをいろいろところで研修させていただいてきました。それで、委員会の中で、同僚の議員の皆さん方もそういう観点から町の施策についていろいろと議論深めておられると思うのですが、今の健康診断などの町の政策の現状について、課題は何なのかというあたりを議論を深めておられるのではないかと思いますので、ぜひその点の御報告よろしく願いいたします。

それから、67ページです。汗かく農業者支援事業がことし新たに予算づけされましたけれども、これ本当に、この事業が成功してもうけが出るような農業にしていかなければならないと思うんですけども、今までこういう関連の今回出されています具体的な案では、これまで町で取り組まれた事業もあったんですよね。そういうところが質疑の中で十分検証もされてないという実態もわかったんですけども、その上に立って聞くんですけども、事業計画を審査するんですね。成功させるように町としては支援していかないけんわけですが、そういうところでどういう基準で成功に導いていくのかということ。そして、もう一つ聞きたいのは、ちょっと外れるかもしれませんが……。

○議長（石上 良夫君） 先ほども注意しましたが、余りにも個人の意見が多すぎます。

○議員（４番 植田 均君） いえ、いえ、聞いております。

○議長（石上 良夫君） これ以上発言されると発言を禁止します。気をつけて行ってください。

○議員（４番 植田 均君） それから、この政策をつくっていかれる過程で、やっぱり農家の声というのを十分に聞いていただく必要があると思うんですけども……（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 植田議員。

○議員（４番 植田 均君） その点はどのようでしたでしょうかということ、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） それを早く言ってください。

○議員（４番 植田 均君） よろしく願いいたします。

それから、68ページです。南さいはく自然休養村ですけども、指定管理料の現状について町が指定管理料を払っているわけですから、指定管理料について今の運営状況とか利用実態とか、それを検討しつつ指定管理料の実態について検討をされているのではないかと思います、委員会での審議の内容について、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 委員長に申し上げます。あくまでも委員会の中の審査、結果についてのみ報告してください。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。初めに質問いただきましたので、先にやらせていただきたいと思います。

町長の施政方針と違うのじゃないかということですが、解釈の仕方がいろいろあるようでございます。素人がそれをここで言うのもわかりませんので、委員会の中ではそこまで深く審議しておりませんので、先ほど担当課の方からのコメントいただいた分でかえさせていただきたいと思っております。

それと、保育園の基準についてどうなのかということですが、先ほどお答えしたとおりでございます。

それと、子育てのことについては、後退するのではないかというようなことをおっしゃいましたけれども、今年度の事業で先ほど委員会報告の中にいたしました、保育園の、心と体いきいきキャンペーン事業というものが新たに取り組みられておまして、教育委員会との連携で新たな取り組みです。しっかりと寝て、しっかりと食べて、しっかりと遊んでという基本的なことだそうでございますが、この辺のところを新しく取り入れてやっていかれるもので期待をしております。

それと、次でしたが、保育士の声を聞けということでもございました。その声を聞きながら検討していくということでもございますし、保育園の民営化の方向づけということにつきましても、議員一人一人がそれぞれ聞いておると思っています。そういうようなことを委員会の中では話し合っておりません。

それと、学童保育の時間契約のことなんですが、先ほどゆっくりと担当課の方の意見を申し上げ

げました。時間の労働条件についてまでは確認をしておりません。

それと、健康診断。さまざましている課題がこれからあるではないだろうかということで、このこともきのう答弁しております。それ以上、まだ何をお望みなのでしょうかと思いますが、健康診断した分の結果をもとにそれぞれやっております。ことしは新しく……（「言ってみただけだ」と呼ぶ者あり）言ってみただけ。以上で終わります。（「話に乗ったらいけません」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） お答えいたします。先ほどの植田議員さんからお尋ねのありましたまず最初に、農業振興公社地域プランナーのことについてお尋ねになりましたが、これについてはきのう答えましたように、平成21年から23年の事業だということでございまして、十分な成果が短い期間では期待ができないじゃないかという御意見がございましたですけど、一応これは国からの全額交付金の事業でございまして、これは町の方でどうこうということではございませんので、私どもは委員会の中でそこにわたって不十分だとかどうだこうだ、この政策を延ばすためどうこうということは審議はしておりません。

それから、緑水園の関係でございまして、皆さん方のお手元の方にきょう資料を配付させていただきましたとおりでございます。それで、きのうもお答えしたんですが、緑水園の今現在の経営状況というものは本当にわずかではございますが、頑張っておられて増収傾向にあるんだというようにお聞きしております。

それから、最後の汗かく農業者支援事業についてお尋ねでございましたが、これも成功基準というようなことをお尋ねになりましたけど、当委員会の中でそういうところまで審議をしておりません。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど景山議員の質問を受けたわけですが、1点だけ債務負担行為のことが落ちておりまして、これもちょっと説明させていただきます。

債務負担行為の償還でございまして、アクロの場合、平成24年度で完了予定でございまして。それから、カントリーの方が平成23年度償還が完了の予定でございまして。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 答弁が明確にならないんですけども、西伯病院の繰出金です。いろんな解釈があるということはある得ない話で、統一見解出してもらわないといけないんですよ。大事なことです。民生常任委員長から議長を介して執行部の答弁を求めたいと思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 委員会解釈において、そのようなシステムはしないということに取り決めておりますので、約束はきちっと守りたいと思います。いろいろな解釈があるということは、植田さんは法律の方にお詳しいのでいろいろといろんな解釈もなさいますので、それはどれにでも適用するんじゃないかと思います。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この22年度の一般会計予算につきまして反対の立場から討論をいたします。

質問でも申し上げましたように、今回の一般会計予算はいろいろと広報なんぶ等のNPO法人への委託の問題、それから、地域振興区への補助金への問題、内容は省きますけども、討論されておりますので皆さん御存じだと思います。それから、防災コーディネーターのふるさと雇用での雇用のあり方、それから、病院会計への補助金の繰り出しと、そのことについて答弁が明確になっておりません。それと、保育園の職員の配置基準でありますけども、端的に国の配置基準に返したということがございますけども、私、前々から町長が、この基準だけは自慢ができるというようなことをたしか言っておられたと思います。これをなぜ国の配置基準に後退するようなことをされたのか、非常に疑問が残ります。

というようなことで、この22年度の一般会計予算につきまして反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を求めます。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。先ほどの件ですけど、まず、NPO法人という反対の意見がありましたけれど、このNPO法人については一番大事なことは、やはり3年間技術を持った方を引き続き腕を上げていただき、町民の皆さんに日ごろの町の動きを知っていただくということが一番の目的であると思いますし、また、さっきの質疑の中で中立性ということが

今まではなかったのかということをおっしゃいましたが、そういった意味ではなくて、結局、行政目線から町民目線に置いた今度は放送ができるというふうに思います。やはりそういった面からいくと委託をして行政の考えばかりではなくて、町民目線でそういった広報とか、そういったものも出していけるというふうに思う点から、やはりNPO法人に委託することが、一番町民が希望するような、そういった広報的なものが対応できるんじゃないかなというふうに思います。

それから、もう一つ、地域振興区のことなんですけれど、亀尾議員の方にも資料が渡してあるんですね。公民館のことが今まで1,200万ですか、というふうに言われたような気がしますけれど、公民館事業に対しては7振興区で556万円しか公民館部には行っておりません。ですから、今までに比べると安い金額で公民館活動をされるということではないでしょうか。資料の方をもう一度見ていただけたらというふうに思います。

それと、最後に、やはりこれは15ヵ月予算ということで、小学校の最終的な西伯小学校の教室棟の改修等も入っています。天萬庁舎の改修も入っています。そういったことから、やはりこの新年度予算には賛成すべきという立場から討論させていただきます。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の討論を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 平成22年度一般会計予算に反対いたします。

まず、第1番目に上げなければならないのは、やっぱり3年間やってみて十分な成果を検証、行政の責任で検証を町民に公表できない。こういう内容の地域振興区を継続、町民に問うことなしに継続するということが最大、一番まず第1に上げなければならない問題だと思います。予算の面でも大変な金額を投入しております。これが南部町の将来にとって、本当に住民にとって喜ばれるような事業だったら、3年間やればもっと活気が出てくると思うんですよ。（発言する者あり）残念ながら、そういう状況には至ってないと私は感じております。だからこそ住民に聞くべきだという検証の結果を明らかにして、これだけのお金を使った結果がこういうことですよと、これで続けていいでしょうか、こういうことを聞くべきではないでしょうか。私はそういうふうに思っております。

そして、2つ目に、この地域振興区に委託事業としております防災コーディネーターですね、これ継続的雇用を生み出すための国の緊急雇用の制度だったんですね。これを私たちはもっと農業の振興に図るようなやり方が、この新しい雇用を生み出すためには適切なやり方ではないかという提案もしながら、この防災コーディネーターというのは行政が本来やるべき仕事です。防災というのは第一義的に行政がやるべき仕事です。そういうところを、こういうよくわからないよ

うな人的配置のやり方、これには問題があるし、ふるさと雇用の要綱から見ても継続的雇用をしないわけですから、これは大変な問題ですね。そういう点を指摘しておきたいと思います。

それから、同和対策事業です。同和対策事業、本当に長い時間かけて、国は16兆円もの予算をかけて格差解消に成果を上げてきました。その結果、目に見えた格差が解消されて、今残っているのは議論になっておりますように意識の問題で若干残っている。今、総仕上げの時期に来ているという認識を私たちは持っております。そういう中で、地域を特定した事業を廃止することが大切だという考えなんです。それで、意識の問題については一般施策、これは人権問題の全体の一般施策として充実させていく。そういうことがこの社会問題としての部落問題を解決する私たちの方針でありまして、一日も早くそういうところに進んでいくべきだということを主張いたします。

それから、会見給食センターのメホスへの委託の問題です。これは、私ちょっと計算してみましたら、会見給食センターの職員の給与が去年の実績で約3,000万なんです、3,000万余り。それで、メホスに委託してそこに雇用される方々の給与費の総額が1,100万ぐらいだったんですね。（発言する者あり）約2,000万ぐらい減るんです。それで、その減った分が委託費の総額としてはそれだけ減らないんですよ。そのからくりといいますか、委託事業を今回広げられました。水光熱費とか施設の管理委託料、それに何項目か上げられまして700万でしたか、それに対して15%の本部経費と利益、トータルしますと15%です。そういうものを、委託をふやした部分に対して上乘せで委託料に入ってしまうという委託の計算になってます。補正予算でも言いましたけども、すべての経費については財務規則、1円の税金もむだにしない、そういう考え方を徹底して予算を効率的に執行していくというところから見て大きな問題があります。そういうところを指摘しなければなりません。

そして、保育園の配置基準の見直しの後退の問題です。これも、先ほどの質疑の中でも言いましたけれども、教育的な観点から見ても子育て支援を進めていく立場から見ても、この基準の後退は本当にひどいものだと言わなければなりません。3人の保育士の雇用が失われ、そこで臨時雇用でこのたびいろんなところに臨時雇用をふやすわけです。何かおかしいじゃないでしょうか。一方で臨時雇用をふやしながらか、一方で保育園の保育士削っていく、こんなおかしなやり方ないんじゃないでしょうか。私はそういう点でもおかしな当初予算になってると言わざるを得ません。

そして、NPO法人の委託ですけれども、本来、この3年間いろんな経験を蓄積されて専門的能力を高められたこの人たちが安定してこの職務を継続していかれるためには、NPOというようなことではなくて、私は町のきちんとした待遇で働いていただくというのが、本来、この人た

ちの身分を安定させるということと、このCATVをきちんと町民本位の放送をしていただくという立場から見れば、当たり前過ぎるようなやり方です。今回のNPOへの委託で対前年比増額の予算を組んでるんですよ、全く理屈に合わない。こういう予算でありますので、私はこの当初予算に反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 8番、青砥でございます。先ほどから同じようなことで反対をしておられますが、3年間の地域振興区の事業見直しするのに住民の声を聞けとかいう話で、声を聞いてないという話で反対をされておりますが、実に住民の方全員に話をするというのはあれでしょうし、代表者の方、代表者の方は地区から出ておられるんです、地区から出ておられます。それを集約して会長が話をしておるわけですから、それはあなたが言ってるのと当たらないというふうに思います。

先ほどから私も言いますが、いわゆる地域振興区の取り組みについて、また地域振興区の立ち上げについては、みんなの大多数のいわゆる合意のもとで、それまでいけなかった人も一緒にやったらえらいけどやりがいがあるとか、いろんな話が出ているわけですし、ここにも新聞がありますけどちょっと長くなりますので読みませんが、いわゆる議論を後退させない、前進してもっとその地域にあなた方も溶け込んで振興区でも訪ねて、こういうのをしたらどうかとかいろんな意見を言ったらいいじゃないですか。それがありませんよ。あなたの理論はバックギアにしか入らないんですよ、前進がついてないんですよ。理論が欠陥車、いわゆるリコールですよ、それは、だめです。そういうのでは町はよくなりません。あなたの理論は南部町を決してよくしません。もっと大多数の住民の意見に従うような、聞くような耳を持たないとだめです。

先ほどから保育士の人数のことも言われましたけども、保育士の人数というのは後退とは言われますけども、じゃあ来年の人数は何人なんですか、入ってくる、わかっていますか、そういうことなんです。要するに先を見て、いわゆる人数の把握もしながらそういう形をやってる。しかし、ふえたらやはりそれには加配の措置も必要でしょうけども、やはりそういう部分は多分にあるし、来年何人入ってくるかわからないので、そういう話をしておったってしょうがないと思いますよ。

それと、SANチャンネルのNPO法人でございますけども、SANチャンネルのNPO法人というのは、町も彼らをまた雇うというのは手挙げで面接して入ってきていただいたわけですが、3年間の蓄積の中で一生懸命やっていただいて、技術もさることながら、いろんな形で南部町の中に溶け込んできたという、一番のSANチャンネルのいいところがあるというふうに思っ

す。3人が個々になじんできてると、また町民の方々に知られてきたということが一番だと思います。職員に採用してという話ですが、職員の採用ということになれば規定にひっかからない人も1人いらっしゃいますので、年齢からいってもだめかなということで問題もあるかと思ひますし、そういう中ではリーダーシップをとっていただいて、事務の増員というようなこともしていただいて、自分たちで行く行くは若干の収益でもあるようなことが許されれば、そういう形でも自分たちの身分保障をしていくというようなことが、やはり一番いいのではないかというふうに思っております。

したがって、議案第20号は賛成するものでございます。

○議長（石上 良夫君） 植田議員。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの青砥議員の発言は、個人に対する誹謗中傷ではありませんか。バックギアにしか入らないとか、そういうことを言っているんですか、訂正してください。

○議長（石上 良夫君） 青砥議員。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 訂正する必要はありません。植田さんがバックギアにしか入らないというか、理論が入らないと言っただけでございまして、何もあなた個人を言っているわけではない。議論が、あなたが言っている理論がバックギアにしか入っていないということを言っています。以上です。

○議長（石上 良夫君） 続いて、反対者の発言を許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 赤井でございますが、この議案第20号、平成22年度南部町一般会計予算に反対の立場で討論をさせていただきたいと思ひます。

いろいろ賛否の討論がございましたが、また、当初予算の町民にとりましては大変大事な予算でございますので、私も反対討論をするには大変心苦しく思ひますが、ただ、やはり大事な点がございまして、あえて私は反対討論をさせていただきます。

まず、提案された当初予算のうち、先ほども話が出ておりました広報発行事業と、CATV番組制作等についてのNPO法人に委託することについて、町の大切な情報環境を外部団体に直営時比、比べまして400万増、1,300万円強の予算措置の取り組む考えがよく理解もできませんし、また多くの町民の皆さんにも御理解がされないんじゃないかと思ひます。たまたま先ほど青砥議員さんの方は町民にもなじんできたからというようなお話もございましたが、そういう精神論でなくて、やはり財政難のこの折でございますから、本当にこれから町をどうしていくかという視点で物を考えることは大事だと思ひますので、あえて私の考えを言ひます。また、そう

というようなことで若干疑義と不安を覚えますし、行政のしっかりとした指導、監督、チェック等で町民の満足度を高め、広報発行やCATVの制作等に町民の期待にこたえられるものとするを切望しておきます。

さらに、このたび一般会計予算で最も問題となります西伯病院の町補助金1億9,000万円強の繰出金の件でございますが、これについて大変恐縮ではございますが、過去、町長、それから病院管理者の方も説明してこられた中で、町から一銭の繰り出しもしていただくことはないというように私どもには説明してまいられたわけでございます。このたびの予算にはそういうものをほごしてといいますか、病院の方に繰り出す予算を計上し、執行されるような形になっておるわけでございますが、今まで各議会において予算、決算とも承認され、監査も認めたものでございます。各議会でその予算、決算で一たん議決されてきたものを今さらにひもとき、遡及して補助金を交付するなど前代未聞の取り扱いで全く合理性を欠くものであり、到底納得できないのでございます。こうした議会軽視というか、ずさんな処理を看過できないところでございます。このたびの当初予算は、わい雑で問題があります。安寧な町民の生活を守るため、不可避な緊急経済対策等々たくさん重要な事業を考えると、大変に忍びがたくつらいものがありますが、南部町の将来を考察したとき、赤字再建団体に陥った夕張市のようなやり方をやっているのは、早晩夕張市の二の舞ともなりかねません。議会と町は町民に責任を明らかにし、謝罪と説明責任を果たす等早急なしかるべき処置を強く要望いたします。

以上の事由により、大事な当初予算であります、理非曲直、是々非々を本分とする小生としましては、まさに断腸の思いでの反対討論といたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 委員長報告に賛成の立場で少し述べたいというふうに思います。

先ほどCATV、あるいは広報のNPOの委託について反対をされました。私は、むしろ、そういうところに出すのが遅過ぎるというような認識を持っています。行政がやっていることでも民間ができることは民間に移譲していく、これがやはり行政の進み方だというふうに思っています。私は、窓口業務までNPO、あるいは民間に委託してもいいのではないかとというような認識も持っております。私は、今回、広報、あるいはCATVをNPOに民間委託されることについて、何ら機密性の漏えいというようなことは感じておりません。むしろ、いいことだというふうに思っています。

それから、病院会計に1億9,000万、22年度で捻出されるわけではありますが、病院の現

状を思えば、私は公金を導入するのが遅過ぎたというふうに思っております。この地域に病院があった方がいいのか、ない方がいいのかという議論が全く抜けています。この町は西伯病院があるからこそ安心して老後の生活も暮らすことができる、そういう思いを持って病院を考えていかなければならないと、そういう時期に来ているわけであります。これから高齢化社会に対応して病院がある町、病院がない町、私は大きな格差が出てくると思います。ですから、公金導入が遅かったという責めは負いますけど、これがだめだというような思いは全く持っておりません。

それから、地域振興区のことについても反対の意見がありました。3年間の検証、確かに必要だろうというふうに思いますが、地域振興会の役員の中には各区から区長さんが評議員として出られます。そして、地域振興会の会長さんは公選で選ばれた方です。つまり、区の意見、あるいは区の民意というのはそこに集約されているわけであります。それらの方々が、今後どうしていったらいいのかということについて、審議されるのは何らおかしいことではありませんし、町長はこのたび地区懇談会を計画されておられます。当然、その中でもいろいろな地域のお話が聞けるわけでありますし、もし町長が推奨して3年間たちましたこの地域振興区が住民の意に沿わなかったら、町長は次の選挙で勝つことはできないというふうに私は思います。南部町に合併して2度目の選挙で当選されました。つまり、町長の施策というのはそこで支援されているわけであります。そういうことを踏まえましても、私は何ら地域振興区に対して反対するものではないというふうに思っております。

以上の点から、22年度の一般会計予算については賛成の立場です。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の意見を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案20号、一般会計の当初予算に反対する立場で討論をいたします。理由を何点か申し上げます。

私は、1つは、先ほどから上がっておりますCATVの委託の問題なんですけども、民間委託なんですけども。私は、この中で先ほどいろいろ理由を述べられました。私も反対の意見に同じなんですけども、つけ加えるとすれば委託先をいわゆる町の財務規約によって、規則によってやるべきだというんですけども、委員長の報告では施行規則の167条の何とか、これに基づいてその内容が説明がないんで、私はこれについて同調することはできないわけなんです。それと、もう一つは、賛成意見の中で、いわゆる官から民へということですね、民間利用ということなんですけど、これを官から民へやるということね、思いも確かにたくさん持っておられると思います。しかし、予算の経費を上げてまでやることあるのかということ、これは非常に大きな問題

だというぐあいに指摘せざるを得ません。

それから、2つ目なんですけども、地域振興区の協議会の中で、先ほど賛成討論の中で、いわゆる以前から私は反対理由すると、いいとこ部分をとってそれをやってるんじゃないかということなんですけども、先ほどの賛成の討論の中で公民館活動費は500何ぼだということだったんですけど、これは大きな考え違いだと思いますよ。私は、公民館を廃止して地域振興区に行ったんでしょ。ということは、当然、地域振興区の中に包含されているという。そうすると、その金額というのは前の公民館の経費からすると数段上ですよ。この理論は通らない、このことを指摘します。ついでにつけ加えておきますが、地域振興区、支持を得たということを盛んに言われます。これは法勝寺地区のアンケート結果、21年9月調査配られました。私、この手元に持っておるんですが、法勝寺地区、全町に限ってはわかりませんが、法勝寺地区の最後の問17で意見・要望ということのまとめがありますが、好意的なアンケート33%、それから批判的なアンケート47%、これをもって、私は、地域振興区に対する皆さんの思いというものがはっきりとあらわれてるんじゃないでしょうか。細かいことは言いませんが、まずこれが総論だと思います。

それから、次に上げたいのは格差の問題ですね、同和予算に対する。それで、ここで委員長から資料が出してるからこれ見ればわかること歴然でないかという。私が答弁を求めたのは、この表を見ますと全県なんですよ、ほとんどがね。これじゃなくて、町内での格差のことを言ってる。だって、町内の予算ですから、町内の格差があるのかということ、これで回答をもらわなければ、これでは通用しません。

それから、次に、保育園の職員の減のことなんですけど、これはなぜそういうことが起こったかといいますと、いわゆる町で、今まで町は誇りとして基準を設けておったんです。園児に対する保育士の配置ということ。それは、今まで町の基準というのは、1歳については4.5人に1人、これを国の基準に合わせて6人に1人に配置した。それから、2歳は4.8人に対して1人だったものを6人に対して1人にしたということなんですよ。これは原因は、一番その根底にあるのは何だかいうと、いわゆる保育園に対する超過負担、これを何とか減らしたいという思いから発想だということだったんです。私が言うのは、こういうことをやるのであれば、裏返しになるかもしれないが、33%しか支持を得てない地域振興区に払うのであれば、こっちの方へ回して町民の生活を支える、このことをやるべきだということを強く訴えたいんです。それと、もう一つは、保育士がそれだけ職場を失うということなんですよ。私は、このようなことは同意できるものではないということ。

それから、放課後の児童クラブなんですけど、これは監査の指摘があってそういうぐあいに減ら

したというんですが、これは大きな問題ですね。仮に、そのときそのときの日々によっては、確かに放課後に集まってくる児童が少ない場合もあると思うんです。しかし、それをもって時間を短縮するなんていうことはとんでもないことです。指導員が了承したといっても、これは就業規則からいったら、こんなことは通用することだないし、それと、もう1点は、以前もお聞きしたんですが、指導員の確保が非常に難しいということをおられるんですよ。そういう中で、ますますこのような時間的な打ち切りをやられるということになれば、本当に指導員を確保するのに大変なマイナスになるということもあわせて指摘しておかなければなりません。

それから、学校給食のことなんですけども、私は、去年まではやってなかったことを新たに組み入れて、しかも、委託業者がプラスになるようなことをやる。直接、これから外しておれば町の財源の支出が減るのを、こんな上乘せしてやる。まさに、むだ遣いもいいところである。このような考えは絶対やめるべきだということを指摘して反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、平成22年度の南部町一般会計の予算の賛成の討論をさせていただきますと思います。

まず、保育園の人員配置の見直しの件でございますけれども、これは先ほどもありましたけれども、超過負担が1億1,000万円超あります。それを国の基準に戻すというか、それに合わせるということでございます。3人の方の人員が減額、減員となるということもあわせ、そして、非常勤職員の方が675万7,506円というものが少なくなるわけでございますので、この超過負担の減額を少しでもして保育園の運営をするということで、私はやむを得ないんじゃないかなということで賛成するものでございます。

また、病院事業費でございますけれども、平成16年度から病院建設における企業債の償還利息について、鳥取県の負担2分の1に対して町が今まで負担しなかったものを、財政状況が悪かったものですからできてなかったのが、このたび病院の医師の入院とか、そういう状況の中で病院経営が大変苦しかったものですから、これを何とか改善しようということで、町の利息分を同等を償還分の利息分を2分の1を補てんするというものでございますので、これは先ほども秦議員の方が賛成討論の中でありましたけれども、やっぱりこれは早くしなければいけないかなと思うところでございます。

ですから、よって、私は賛成するべきなものであるというふうに思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 賛成者はありますか。賛成者の発言を許します。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君） 5 番、景山です。賛成者として発言をさせていただきます。

今回の予算、いつも教育関係、子育て関係で言うておりますが、中学校までの子供さんを持っていらっしゃる方にとっては非常に待ち遠しい予算になるんだろうなど。財源についてはいろいろな意見もありますが、そういった該当の方にとっては非常に待ち遠しい予算だろうという気がします。

それは置いておきまして、今回の予算、特に従来から比べて色がだんだん濃くなってきたなと思われるところがあります。先ほど町の財政が将来的に厳しくなる、そういった可能性が非常に高いというお話が出ておりました、夕張のこととかを引き合いに出して。確かにそういった町の人口ですとか、高齢化の状況、経済の状況等々見ましても非常に難しい事態が近い将来、出来る可能性が高いものと思われまして。そういった状態では夕張の例でもなく、当然、公共のサービスが切り下げられるといったようなことも、残念ながら出てくるということを私たちも目の当たりにしてるわけです。そういったときに自分たちが最低限やりたいこと、守っていかないといけないことをどうするのかということ自分たちで実際に決めて、自分たちでできる範囲で頑張っていくという、そういった仕組みが今まではなかなかなかった。そういうものを何とかしてつくりたい、将来的にそういった危険があるのだったら取り除いておく必要があるという、そういった意味で地域振興協議会というものは設立されたということがあるわけです。そういったこともありますし、また、今回は農業支援、いろんなおのおの自分たちの考え出したことで、農業として産業を成り立たせていこう、収支を成り立たせて自分たちの収入を稼いでいこうといったような取り組みに対する支援等、そして、先ほどから出ております病院の問題につきましても、今まであつてることをできるだけその水準で維持をしていけたらいいわけですがけれども、何かを切り捨てて何かを守っていかないといけないということが現実として起こってまいります。そのときに守るべきものは何で、それは重点的に投資をしてでも守っていくといったようなめり張りがついたといえますか、そういう方向性が打ち出された予算であろうというふうに思います。とはいうものの、公共サービスの水準はできるだけ落ちないように頑張っていたくことはもちろんですが、やはり優先順位をつけざるを得ない状況であるというふうにも考えます。そういった意味合いから、今回の予算は賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） 賛成討論ですか。（「当然」と呼ぶ者あり）

反対がありませんので、9番、細田元教君の賛成討論を許します。

○議員（9番 細田 元教君） この22年度の当初予算については賛成いたします。

る同僚議員がいろいろ賛成討論いたしましたけども、全体的に見ましてもこの22年度予算、15カ月予算で教育関係では西伯小学校の改築等が出ておりますし、今回、新政権になって子ども手当も入ってるんです、ここ。こういう予算でございます。今、景山議員が言ったとおりです。

もう一つの特徴は、我が町にはやっぱり低所得者というか、所得の少ない人がたくさんおられます、農業者を中心に。そういうことを考えまして、今回は農業を関係した少しでも自分ところの手元にお金が残るようなそういう施策が今回出ております。汗かく農業者支援事業とか、じげの職人支援事業とか、わずかかもしれませんが、このように1人ずつが収入がふえる、このような考えで予算を立てておられます。大きなくくりじゃなしに、そういうことが目立った大きな予算であります。また、雇用対策、今、緊急雇用とかいろいろありますけども、これも継続されておりますし、もちろん林業とか、ほとんど継続でございます。そういうことで、雇用に関しても配慮された予算であります。こういう大きな22年度予算であります。

今回、その反対理由の中にはNPO法人云々ありましたけども、秦議員が言われたとおり、官、民でできることはやっぱり民に任せた方が、住民目線とかいろんな経費の問題でも、私はこれは最高なもんだと思います。いつまでも職員が携わるもんじゃないと思う。そういうことで、NPO法人に委託するということが大事なことじゃないかと思えます。

それで、今一番問題になっておりました、町民に誤解を招くといけませんので言いますが、病院の補助金の問題でございます。赤井議員がくしくも一般会計から入れるのはおかしいと会見地区にもそのような説明はしてないと言われましたけど、皆さんも予算、決算のとき見ておられると思いますけども、2億何がしはトンネルで病院に出ております。また、他会計補助金としても出ております。これは全部町の一般会計をくぐって出てます。本来ならば、この一般会計からくぐるお金でございますので、本当は西伯病院が経営がよければ出すこともないんです。町に、今、西伯病院に出してる2億何がしのお金が、もし西伯病院がずっと黒字経営だったらこれは一般会計に入りますので、町で使ったら町はもっと潤うんです。そういう性質のものなんです。私は、秦議員と若干そこが違うんですけども、こういう経営努力はぜひともしていただきたいと思えます。けども、こういう同じ規模でも民間の病院はこういう補助金はありません。なくて経営が黒字になってる、こういうことを考えていただきたいと思えます。

また、今回の1億9,000万でしたか、さかのぼって出しますけども、県の補助要綱で出ております。それは、県は半額の3,400万出てます。それも他会計補助としてくぐって出て

ます。（「4,300万」と呼ぶ者あり）4,300万、ごめんなさい。ちゃんとそれも他会計補助として出てます。県に伺いました、私も。私と同じように共産党の方も県に伺いを2回も立てておられたようでございますが、聞きましたら県の方はルールどおりきちっと出しておりますということでした。一番大事な、一番最初これをされた渡辺管理者にも電話して聞きましたならば、県は当然4,300円出しますと。けども……（「4,300万」と呼ぶ者あり）4,300万だろ。そのまま経由して出してねと。町の財政に余裕があったら同じ金額を出してくださいませという内容だったそうでございます。それと、今までほんならなぜ出してなかった、ことになりますけども、2億何がしの交付金の中に町立病院を持った自治体には、病院を改築とか改修、いろいろしたときの元利とか元金とかに補助金が22.5%入っております。それは金額で恐らく4,300万円ぐらい、同じやな金額が入っております。それもそっくり入ってるんです。だから、県の方も何も言っていない。もう一つの義務的の経費の利子部分が今までずっとそういうことで払ってなかった。これは一般会計から病院が赤字だから一般会計を削って出すんじゃない、義務的経費だったんです。それを病院の諸般の事情で、お医者さんが入院された、やめられた、いろんな病院のことでちょっと今回厳しいと。今まで払ってなかった義務的経費なども今回払おうかというのが、今回の1億9,500万のお金なんです。だから、赤字だから一般会計を削って出して、そういう義務的経費を残して出した、そのような代物ではありません。ちゃんとそれ以外のことは絶対出さない、出してませんし、今後もし出す必要もないし、出さないと思います。これを契機に病院としては、ぜひとも今の4,300万、県のはトンネルとして出すとしても、一般会計から2億何がしが少しでも軽減できるように経営努力していただきたいことは望むところでございます。

あと、給食センター云々ありましたけども、先輩議員が言われたとおりでございます。官から民へ、実際に会見給食センターと西伯給食センター両方、民と官がやっておりますけど、差を聞きましたら2,000万の差が出たというのは、たしか全協でお聞きしました。このように、民がやったら同じことしてるんですよ。ちゃんと栄養教諭もおられますし、ちゃんと児童に対しての献立も見ております。一つも間違ったことをしておりません。それによって、官がしたんと民がしたんで2,000万の差が出る。このような差があるから、会見給食センターも民に任せようじゃないかということが今回の議案だと思います。

そういうことを申しまして、今回の22年度当初予算、経済効果、また、緊急雇用、また、この低所得者対策に対してもすごい目配りしておられますので大丈夫だと思います、すばらしい予算だと思います。今、赤井議員が言われました、夕張にならへんかと言われましたけども、まだ、

二十二、三億の基金を持っております。今回、病院出さなかったら30億の基金になっただかもしれません。そういうことも、病院も十分に胸に手を当てられて今後を考えていただきたいと思います。赤井議員、夕張にはなりません、大丈夫でありますので、これは言っておきたいと思っております。ということで、22年度当初予算は賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、平成22年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は14時30分とします。

午後1時30分休憩

午後2時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

日程第17 議案第21号

○議長（石上 良夫君） 日程第17、議案第21号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第21号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計予算について報告いたします。

本議案の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億2,378万4,000円です。前年度比1,665万8,000円の増です。これは過去3カ年の実績により積算した数字です。

被保険者は平成22年1月末では2,985人、これは町長の施政方針の中で述べられた数字を出しておりますので。一般が2,659人、退職者326人です。一般被保険者の高額医療費が増加の状況です。

国民健康保険税は5月の運営審議会にて協議し、7月からの賦課が始まります。ちなみに、1人当たりが6万1,749円というのは、これは委員会の中で聞き取った数字でございます。

質疑応答の主なものとしては、基金状況をお尋ねいたしました。現在、1億8,340万6,

391円、21年度取り崩し予定が2,475万6,000円で、21年度末では1億5,865万391円の予定になっております。

反対意見の主なものといたしましては、保険税率の引き下げを求めるものがございました。昨年並みの予算でございます。健康保険センターの施設運営について、国保会計から支出すべきでないという御意見でした。

賛成意見といたしましては、来年度の税率については国保運営審議会で決定されることから、昨年度の水準で予算を作成されている、税率については推移を見守りたいということでございます。施設運営につきましては、国保から負担する部分も必要である。このような御意見でございました。

表決の結果、賛成3、反対1、賛成多数にて原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 何点かお願いいたします。

まず、この国保会計ですけれども、徴収率が補正の段階でも80%後半というような状況でして、大変厳しい保険料の実態があると思いますけれども、そういう中で新年度の考え方として、保険料の水準をどういう方向で考えておられるのかということ聞き取っておられたら御報告お願いしたいのが1点と、それから、委員会の意見の中でも出ておりました保健管理センターしあわせの維持管理経費と、それから1人分の職員給与ですか、それに対して補正のときにも私伺ったので、財政状況を見ながらこれは考えていくというようなことも答弁いただいたんですけども、この22年度予算において、その点、執行部の説明でどのような方向づけでもされたことがあるのであれば御報告をお願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。ただいまの御質問の中で、22年度の税率の方向はどういったものであろうかというお尋ねかと思いますが、これはまだ確定ではございません、あれですので。ただ、同率のものを見込んでいうふうに説明を受けました。それと、国保……（「92%徴収率」と呼ぶ者あり）92%で試算されたもんです。

それから、施設の運営につきましては出すものではないということですが、委員会の中では聞き取ってはおりません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） まだ21年の決算もできてませんから、基金の取り崩しについてもまだ確定した数字は出てこないわけですが、考え方として、徴収率が下がっている現状の中で保険料の考え方はまだなかなか出にくいとは思いますが、引き下げの方向でというあたりのニュアンスもあったように感じたんですけども、その点再度よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 厳しくその点のところについては話をしておりません。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議案第21号、南部町の国保会計予算に反対するものであります。

私は、いつも一般質問にも取り上げたりいたしておりますけども、先ほどもあったですけども、保険料の徴収率が非常に下がっている状況、これやっぱり今の生活実態からの反映ではないかというぐあいに理解するんです。そういう中で、保険料の引き下げ、このことをやはりすべきであるということを申し上げるわけです。とりあえず、まだ5月中ですか、運協の後で正式な予算立てができると思うんですけども、しかし、現状の段階から昨年度に見合わせた予算が組んでおられるということにかんがみまして、この税率の引き下げを求めることを主張します。

そして、もう1点は、健康管理センターすこやかですね、これ国からその管理のための予算もおりてきますけども、国保会計厳しい中からこれを負担することはやめるべきだというぐあいに、1つは管理費の一部負担と、それから保健師を1人充ててることについて、やはり国保会計から歳出することはやめることを求めて反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 議案第21号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計の予算の賛成の討論をさせていただきたいと思います。

まず、反対の意見がございましたけれども、5月の国保運営協議会で税率が決まるということでもございまして、昨年のもを利用して予算を計上しているということもございまして、伸び率が3.16%を見込んで上程しておられると同時に、92%の収納を見ておるといような状況も

ございまして、国保運営協議会の中で税率が策定されるまでの状況につきまして、この予算が適当であろうかというように思っておるところでございます。なお、先ほども保険税の減額という話もございしますが、昨年、新型インフルエンザというようなことで、いろいろ医療機関にかかられたというようなこともございしますが、そういう特筆することが疾病が出てきたときに医療費の給付費がどんどん膨れ上がる可能性もございします。そういうことも含めまして基金を積み立てていかなければならないというようなことも考えますので、今のままでいいのではないかとということで、私はこの予算につきましては賛成するものでございます。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言を許します。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） この国保会計は、本当に国の段階でも大きな問題になっています。全国の市町村長会も国に対して、この会計に対する支援を言っているんですけども、国の補助率がどんどん引き下げられたことによるこの会計の苦しさというのが全国的な問題になっています。それで、そういう形で国の支援を求めていかなければならないのは当然なんですけども、その一方でやっぱり町としては町民の負担の現状から考えて、どういう対策を打つのかということなんですけども、先ほど仲田議員は、基金をある程度持っておらねばならないというような御意見だったんですけども、私は日吉津村の例などを見ますと、今の急激な医療費の増大に対しては共同事業とか、そういう急激な負担の増加に対応する制度も一方であります。そういう中で一般会計の繰り出しもできますので、過大な基金を持つ必要はないというのが最近の考え方で、介護保険の広域連合の会計でも基金を取り崩してきましたね。保険料を安くしていくようなこともされたのではないのでしょうか。（発言する者あり）いや、そういう考え方もあるのでございます。私は、今の徴収率の厳しさは保険料の負担の重さの反映であるということから、一定の基金の取り崩しも考えるべきではないか。そうすることによって保険料の引き下げをやるべきだということを主張して反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君） 5 番、景山です。賛成の発言をさせていただきます。

このように国保の財政が厳しいということになると、回していくためには保険料を上げるか、基金を食いつぶしていくか、どちらかということになるわけです。今回出ております補正でも、当初は 9.2%の徴収率を結局 8.9%として補正が出ております。確かに、今植田議員もおっしゃったように、町民の皆さんの懐ぐあい大変厳しくて徴収率も上がってこない、下がり気味だとい

うことも事実ではあろうかとは思いますが、前年並みの92%で基金の取り崩しも当初としては行わないと、これでやっていきたいという心意気といいますか、そういった予算になると思います。基金をもっと崩してということもありますが、予算総額の10%程度という基金ですので、それこそ何かがあったときにはすぐに吹っ飛んでしまうような基金だということも言えると思います。できるだけ基金を取り崩さないように徴収率も上げて、この予算で22年度は何とかやっていただきたいということで賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第22号

○議長（石上 良夫君） 日程第18、議案第22号、平成22年度南部町老人保健特別会計予算を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第22号、平成22年度南部町老人保健特別会計予算について報告いたします。

本議案は、予算総額は歳入歳出それぞれ122万3,784円です。後期高齢者医療制度への移行により、基本的には廃止となるものの過誤修正分の支払いや返還事務の諸費用です。

当委員会におきましては、全員一致にて原案を可決すべきものと決しました。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論ありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号、平成22年度南部町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第23号

○議長（石上 良夫君） 日程第19、議案第23号、平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第23号、平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算について審査報告いたします。

本議案の内容は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ918万1,000円と定めるといふことで、住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金の地方債の元利償還金を当初予算に計上するものであります。

反対意見としては、県支出金が変更となっているが、最終的な結論が出ていないことから町の一般財源を入れることとなっている。これについて問題であることから反対する。

賛成意見でございますが、償還業務の会計となっているが、回収が困難であるところについては国に対して要望を述べていくということから賛成する。

表決の結果、当委員会においては、賛成3、反対1の賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長にお聞きしますので、よろしくお願ひします。

まず、徴収率なんですけども、21年度見込みは67%ということだったんですが、この22年度は見込みとしてはどれぐらいの徴収率をしておられるでしょうかということが1つと、それ

から、もう1点は、きのう聞いておけばよかったんですけども、答えがもし聞き取りしておられなかったらしょうがないんですが、一般財源にこれまで繰り入れられました総額というものが、もし聞いておられたらお聞きしたいんですが、どうでしょうかということです。この2点、お願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。22年度の収入率はどれだけになっておるかということですが、計画では22年度は54.60%を予定が計画されております。

それから、今までに入った一般会計からの繰り入れでございますが、当委員会では聞き取りをいたしておりません。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 22年度住宅資金会計に反対をいたします。

先ほどの質疑でも明らかになりましたけれども、当年度の徴収率が54.61%という見込みですけれども、今回出していただきました滞納状況が、どんどん滞納繰り越しが積み上がっていくというような傾向を示しております。ですから、そういう実績のもとでこういう徴収率ということになったのかなというふうに思うんですけれども、しかし、この滞納繰り越しの予算で予算書を見ていただくとわかりますように、滞納総額から見て大変少額の計上になっております。当年度が54.6、含めてでしょうけれども、トータルの徴収率でしょうけれども、やはり今の町としての徴収の責任ということで一件一件の状況を把握して、個別の対応をしていくというところで不十分さがあるということを言わなければならないと思います。このような徴収率ではやっぱり最終的に一般会計からの繰り入れをふやしていく結果になります。いろいろ大変な事情はあるでしょうけれども、個別の事情をきちんとつかんでいただいて、それで、保証人もあるわけですからそこのいろいろな交渉も含めて、さらに努力をする必要があるということを言いつつ、あわせて国への責任も言っていくことも再度求めて反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 私は、この第23号、住宅資金貸付事業特別会計について賛成の意見で討論をさせていただきます。

回収等については54.6%ということで、補正のとき、議案の第9号でも説明、委員長がされましたように高齢化になっているということで、だんだんこの徴収率というのは非常に難しい、また深刻な状況になっているのも現状です。ただ、連帯保証人等もおられる関係もあって、執行部の方からはその点回収について頑張っていきたいというふうに言っておられましたので、その点の期待を含めて必要だというふうに思いますし、また、一般会計から繰り入れをしなくてはいけません、やはりこの特別会計を持っておくことによって、国の責任というものもこれである程度確立していくと思いますので、やはりこれはこのまま残して進めていく必要があるというところから賛成をさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号、平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第24号

○議長（石上 良夫君） 日程第20、議案第24号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） すいません、経済常任委員長です。ちょっと待ってやってください。

経済常任委員長。大変失礼いたしました。議案第20号、平成22年度南部町一般会計予算…

○議長（石上 良夫君） 24号。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） ごめんなさい、失礼しました。（「議案第24号、農業集落

排水事業」と呼ぶ者あり)申しわけございません、失礼しました。議案第24号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について報告いたします。

本議案は、2億3,211万3,000円の予算となったものでございます。

これにつきまして、当委員会におきまして聞き取り審議いたしまして、表決の結果、2対1という形で、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

内容につきましては、反対意見の主なものとしまして、接続率の向上に努力しておられるが、さらに何か対策をとるべきであると。以前に取り組みした事柄との整合性もならないなど理由もあるが、それなりの対策が必要でないだろうかということでございます。そして、今のままではできないと思うと。これからの対策に係るものが予算計上されていないことから反対するという意見でございました。

賛成意見としまして、接続率が伸びないのは高齢化、独居などの理由があるから、これに対する補助的なものが必要であるという意見と思うが、今は自己資金で接続をされる方もあることから、すぐにはならないと考えると。予算には問題ないと思うから賛成する。それから、高齢社会ともなって、設備に多額のお金をかけ整備は困難である。その中で努力いただいているから、このまま進めてもらったらいいのではないかとこの賛成意見がございました。以上でございます。報告終わります。

○議長(石上 良夫君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員(13番 亀尾 共三君) 経済常任委員長にお尋ねしますので、よろしくお願いします。

この会計は、接続率が高まって利用率がふえれば会計に貢献するというか、会計が楽になるわけですが、そこで聞くんですが、接続率が今現在どれぐらいでしょうか。

それと、もう1点、去年と比べてもしアップしてるならどれぐらいアップになったのかということと、それから、委員会の中でもいろいろ議論の中が、今言われたんですが、その中で確かに高齢化して次の世代がここに住む当てもないということでは、引くというのは大変なことだと思います。よっぽど勇気が要ることだと思います。でも、それ以外でも負担が低くなれば引きたいなという人もあると思いますが、そこで聞くんですけども、負担を軽減するようなことを議論されて執行部の方へ、もしそれを突きつけられたら、答弁があったらどういう内容だったでしょうかということをお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長(石上 良夫君) 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。亀尾議員さんにお答えいたします。

大変恐縮でございますが、接続率については担当課長の担当課の職員との町内を回られまして、いろいろ接続率を高めるために御努力をいただいております。勤務が終わった後、晩にも回って、町内を依頼に回っていらっしゃるというような中で、若干でございますが、接続率が接続をするよう、段取りをするようにという話が出ておるということをお聞きしまして、前進はしてるところでございますが、えらい恐縮でございますが、今、手元にちょっと資料を持ち合わせしていないもので、接続率の部分がちょっとお答えできませんが、御了承願いたいと思います。

それから、先ほど接続率を高める努力をどういうことをしてるかというぐあいにお聞きになったわけでございますが、具体的に今じゃあどういう形でという形は、直接意見としては出ておりません。ただ、いろいろ当局が御尽力いただいてるという形の中で、接続率が上がってきたということの実態の報告はいただいております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、議案第24号、南部町農業集落排水事業特別会計に反対の討論をいたします。

この問題は、委員長の答弁にもありましたように、接続率のアップを確かに職員の方は努力をされてアップをしてるということは聞いておりますが、やはりもうそろそろ限界ではないかというようなことも聞いております。ならば、やはり従前の分担金と、それから、施設等への補助金の考え方も新しく考えて、なるべく多くの方がこの集落排水を接続されて快適な生活をされるようにするのが町としてのまた仕事ではないかというぐあいに思いますので、このことについて何らかのまだ全然予算化がされておられませんので、そういうことをもちまして反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議案第24号につきましては、賛成の立場で意見を述べたいというふうに思います。

雑賀議員とは同じ委員会ですので、この件については話し合いをしました。事業が既に終わっていますので、これからの問題は接続率の向上、あるいは分担金の徴収、そして、使用料の未納分の徴収であろうというふうに思います。担当課の方は、手分けをして未設置の家を回っておられます。若干の接続をお約束されておられます。その努力に対しては非常に敬意を払います。雑賀議員の言われましたように、分担金等の軽減措置というのを当然将来的には考えていかなければ、これ以上の接続率の向上というのは非常に難しいだろうというふうに私も認識をしておりますが、現時点、つまり昨今終わって、まだその乾きが、潤いが乾かないうちに分担金を軽減するというのは少し早いのではないかなというふうにも考えてます。将来的には、高齢者、あるいは独居等の家庭につきましては、何らかの対策は必要だろうというふうには思っていますが、今その時期ではないというふうに思っております。よって、委員長の説明どおり、この議案につきましては賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論はありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第25号

○議長（石上 良夫君） 日程第21、議案第25号、平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。議案第25号、平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計予算について報告いたします。

本議案は、24万3,000円の予算でございますが、御承知のように、これは残土処分場としての事業部分は済んでおりまして、今、やっていますのは管理に係る関係でございます。そういう中身でございまして、当委員会の中で審議いたしまして、その結果、満場一致で原案を可決す

べきものと決定いたしましたので、御報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

反対討論ですか。（発言する者あり）ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 25 号、平成 22 年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 26 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 22、議案第 26 号、平成 22 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。議案第 26 号、平成 22 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算について報告いたします。

本議案は、予算総額 7,404 万 7,000 円のものでございまして、聞き取り審議いたしまして、表決の結果、2 対 1 で賛成多数で原案を可決すべきと決しました。

内容を申し上げますと、反対意見の主なものとしまして、農業集落排水事業同様、接続できない方への何らかの手だてをする必要があると思うが、予算に計上されていないからこれについても反対だということでした。

賛成意見の主なものでございますけど、担当課で努力され、接続も少しずつだけど、向上する、実績も上がってきている、予算に賛成するというものでございました。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 議案第26号、平成22年度南部業浄化槽整備事業特別会計予算に反対する立場から討論いたします。（発言する者あり）反対言いました。

先ほどの農業集落排水で申し上げましたように、これは事業名は違いますけども、同じ下水処理をする施設でございます。先ほど委員長の報告にもありましたように、委員会の中で確かに昨年度もかなりの浄化槽の設置数がされております。これもなかなか聞いてみますと、もうかなり難しい状況にあるということでございます。ならば、やはり先ほどと同じように、これに対して何らかの施策をしていかなければ、この浄化槽の設置に対して不足率なり浄化槽の設置のアップが見込めないんじゃないかということから、何らかの施策をするべきということで、今回の予算にそういう、今後の予算にもございますけども、予算にもありませんので、反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番。反対者が当委員会の副委員長ということでありまして、えらい委員長と副委員長の仲たがいして、仲が悪いのは思っておりますけど、この浄化槽、確かに先ほどのとこで、農集のとこで出ました秦議員の理屈と似たようなことではありますけど、非常に高齢者が多いということで、大体つけられるところは最初のうちにどンドンつけられて残ったところがやや難しいというような状況でありますけど、今片一方でどンドン推進しながら、片一方じゃ割引だというような話はどうもうまくいかないなと思っておるわけです。去年まではこの値段でお願いして、今、今度はこれでやりますというのはどうも人をばかにしたような話でございますので、余り感心しないなと思っておりますが、今の役所の方でも一生懸命で、先ほどの話ではありませんが、勧誘しながら1個でも2個でもということで今現在進めております。そういった中で、一応以前の話では前年度で事業が終わるといような話ではありましたが、1つでも2つでもということで、また事業を継続してやっておりますので、かなりの努力をいただいております。そういったことを期待をいたしまして、賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号、平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第27号

○議長（石上 良夫君） 日程第23、議案第27号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第27号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計予算でございますが、これについて報告いたします。

本議案は、歳入歳出について予算の総額が歳入歳出それぞれ2億2,910万4,000円のものでございます。

これも慎重審議の結果、2対1の賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

なお、反対意見の中身としまして、他の下水道事業等の同じ理由により反対するということがございました。

賛成についても、先ほど副議長の足立議員さんが賛成討論してくださいましたようなことでの賛成の中身でございました。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 議案第27号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計予算について反対の討論をいたします。

先ほども申し上げましたように、この事業は農業集落排水、浄化槽整備事業、これが公共下水、同じ下水関係の事業でございます。接続率のアップは上がっておりますけれども、やはりこれもなかなか難しい状況だということを知っております。農業集落排水、それから、浄化槽設置等とあわせて、やはり下水の処理に関する施策をしなければこれ以上のアップは見込めないということから、何らかの施策をとるべきだということで反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議案第27号につきまして、賛成の立場で意見を述べたいというふうに思います。

この公共下水道のエリアというのは、法勝寺地区、それから、阿賀、下阿賀、清水川地区、それにずっと前にありました東西町がエリアだというふうに思っております。最後の工事が阿賀、下阿賀、清水川地区でありました。四季団地もフォレストタウンも含みますが、若干工事が終わってから間もないわけでありますので、まだ接続率が十分でなかろうかと思っておりますが、徐々に上がっていく、奥部と違って上がっていくだろうというふうに考えております。先ほど雑賀さんのところから何らかの手当てということがありました。何らかの手当てといえば分担金を減額するということではありますが、現時点では私はその施策はなじまないというふうに考えております。よって、雑賀さんとは反対に、この議案に対しては賛成をいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第28号

○議長（石上 良夫君） 日程第24、議案第28号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第28号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計予算について報告いたします。

本議案の内容は、ゆうらく建てかえ事業にかかわる起債元金の償還です。歳入総額、歳出総額、ともに同額の3,151万8,000円で、役場を通して償還するものです。

当委員会におきましては、全員一致で原案を可決することに決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第29号

○議長（石上 良夫君） 日程第25、議案第29号、平成22年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第29号、平成22年度南部町墓苑事業特別会計予算について報告いたします。

本議案の内容は、予算総額、歳入歳出それぞれ509万8,000円です。災害復旧事業、平成13年から23年の期間のものです。この償還です。それと、墓苑の維持管理費などです。

当委員会においては、全員一致にて原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑はなしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号、平成22年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第30号

○議長（石上 良夫君） 日程第26、議案第30号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第30号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計について報告いたします。

本議案の内容は、予算総額が、歳入歳出それぞれ1億1,537万8,000円です。前年度比、マイナスの349万1,000円です。被保険者数は、平成22年の見込みでは1,970人、およそ70%の方が軽減されております。22、23年度の保険料は、鳥取県後期高齢者医療広域連合において、医療給付費推進基金から8億円を取り崩すことにより保険料が下がります。

これにつきましての反対意見の主なものは、この制度は75歳の枠組みをもって保険を分けるのは差別制度であることから反対である。

賛成といたしまして、新政権により廃止されることが予定されている。すぐに廃止するのは影響が大きいことから推移を見守る必要がある。

表決の結果、当委員会においては、賛成3、反対1にて賛成多数、原案を可決すべきと決しま

した。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） この後期高齢者医療制度は、新政権で即廃止ということを私は期待しておりましたけれども、4 年後に先送りされるというようなことになりました。しかし、実際には75歳に到達される高齢者の皆さん方は、この医療制度の枠組みに大変反発を感じておられて先ほどの選挙結果になったんだと思いますけれども、そういう状況の中で委員会としては、この会計を一日も早く閉じるべきでないかというような議論もあったというふうに聞いておりますけれども、委員会としてどのような議論がなされたのでしょうか、その点よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。お答えいたします。

この議案第30号の、この件につきましてのときはそのようなことはありませんでした。ほかの案件につきましてはいろいろ御意見もありましたが、この件については議論しておりません。廃止の方向でございますので、それでよしというようなことになりました。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案第30号、後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

私は、私の委員会であったんですけど、先ほど委員長は制度廃止の声はなかったようにと言われるんですけども、私は廃止のことをやっぱりやるべきだということは申しました。1つは、理由としては、世界でも類例のない年齢によって区切るというこういう保険制度、これはまさに差別の制度であるというぐあいには言わざるを得ません。

それから、今回は、いわゆる県が一本でやっております保険者ですから、先ほど報告があったように基金の8億円を崩して値上げに対しては抑えたんですけども、しかし、基金もいつまでも

あるものではなく、いずれは負担増になってくるということは見えるところであります。

そういうことであり、その制度自体をまず、このような不公平な制度をやめるべき、このことを主張して反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計の予算について賛成するものでございます。

賛成する理由は、先ほど委員長の方から話がありましたけれども、政権交代をして、そして今、既に新聞報道でもございますけれども、後期高齢者医療制度を廃止しようということで、今、枠組みが組んでおる状況でございます。そういうときに南部町議会がすぐ廃止というわけにはならないということがあります。ですから、推移を見て国の動向に合わせてやらなければいけないと思いますので、私は、これは特別会計予算は存続するべきだと思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、この後期高齢者医療制度のこの会計に反対をいたします。

やはり根本的に矛盾のある会計ですから、これを廃止してこの会計をなくすということは実際問題は無理だというのはわかります。しかし、考え方として、国民からノーを突きつけられた制度ですから、これは存続すべきだという立場には立てないわけですね。ですから、実際問題は難しいのはわかりますけれども、私はそれをよしとしないわけです。世界に、先ほども亀尾議員もおっしゃいましたけれども、年齢によってお年寄りに不公平感を感じさせるような国のこのような医療制度は一日も早く廃止すべきだと、このように主張いたしまして反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、無理だって、確かに差別と言いなあですけど、これをしたおかげで75歳以上の方はすごく恩典を受けておられるんですね、一部負担金が1割で安くなると、被扶養者の方も負担の増の条例が可決して延期になりました。もとに戻せば大変なことになりますし、混乱が生じます。この間、試算が日本海新聞に載っております、今、1割負担が今度は2割負担になるような話になっておりましたよ。それでいいのかなと思って、ちょっとまずいん

じゃないか。だけん廃止する必要はないと思いますけん、これは。

そういうことで、実際にこの広域連合も8億の基金を崩したということは、もう24年になんなるのが見えてますので、ある基金をほとんど崩してしまうという代物でございます。医療費も20年度と比べたら20%も伸びてるんですよ。その中を負担軽減しながらこの制度を維持するというこの後期高齢者医療制度でございまして、これを廃止するのは何かもったいないような気はしますけども、政権が変わりましたのでいたし方ないですけども、24年まで待っていきたいと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第30号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第31号

○議長（石上 良夫君） 日程第27、議案第31号、平成22年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。議案第31号、平成22年度南部町水道事業会計予算について報告いたします。

本議案は、収益的収入は1億8,391万7,000円で、支出が同じく1億8,391万7,000円の予算のものでございまして、これは内容的に主な工事は田住配水池の増設工事、それから、水圧低下の解消事業として戸構団地が上がっております。これらの事業のものでございます。

これにつきまして、当委員会で慎重に聞き取り審議をしました結果、表決の結果、2対1、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

なお、反対意見の主なものとしまして、水道事業は独自採算的な面が大きいと言われるが、公共性を図るためにはできるだけ安くして便宜を図るのが基本であるなどと、反対意見でござい

した。

また、賛成意見としましては、水道料金審議会を早期に開催して適正料金とされたい等々ございました。ちなみに、第1回の公共料金審議会が3月18日に開催されておりまして、第2回目は5月の終わりから6月に開かれるように予定されているようでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1点だけお願いいたします。この水道事業の料金体系が西伯の簡易水道、旧ですね、今は会計が一本化されましたので、山間部の旧簡易水道の料金が一番高く、西伯上水と会見の水道と3つの料金体系がずっと続いてきておりまして、たびたび議案の中で議論もしてきたところですけども、委員会の中でお聞きしたいのは、この料金問題について委員会としてはどういう方向で、当面解決すべきでないかという議論がされたんではないかと仄聞しておりますけれども、委員会での審議についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 植田議員にお答えいたします。

先ほどの料金の体系がたくさんあるので、その3本化されたものを何といいますか、料金の適正を図って2本化にするようにどういう形で審議等が行われたかということで、委員会の聞き取りでございますが、それについて委員会での話の中では近々公共料金審議会が開催されるので、それを待って考えていけばいいというような形で、この審議会の方を注視するという形で終わっております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） きのうち……（発言する者あり）そうですか、わかりました。

○議長（石上 良夫君） いいですか。

○議員（4番 植田 均君） いいです。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 私は、議案第 3 1 号、平成 2 2 年度南部町水道事業会計に反対の立場から討論いたします。

先ほども委員会で申し上げましたように、やはり水道料金は公共料金の最たるものだというぐあいには思っております。今、公共料金の審議会が、第 1 回目が開催されたという報告がございました。その中で、どのような審議が今なされてるかはわかりませんが、やはり前段で申し上げましたように水道料金は公共料金、電気等とあわせて公共料金の最たるものであるという立場から、低位で水道料金をするという事を申し上げまして反対いたします。（「料金のことなんか言っちゃおうへんよ、一つも」と呼ぶ者あり）何ですか。（「料金のことなんか言っとおへんよ」と呼ぶ者あり）予算は、やはり料金がほとんどで予算が組まれると思いますので、低位でお願いをするべきだということを申し上げておきます。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

1 1 番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 1 1 番、足立です。料金は毎回出てまいります。私も毎回それに答えておるわけですが、委員会での発言上のちょっと足りないところもあったと思いますけど、私はいつも 2 本立てにせいということ聞き取りの時点でもよく言います。といいますのは、西伯町部分と会見町部分ということですね、旧会見町ですけど、会見簡水と西伯部分というのはかなりの格差があって、これは恐らくは統一は困難であろうということで、そういったことを常々言っておるわけでありまして、本議案には当然賛成するものでありますけれども、たまたまきのう審議会の 1 8 日のやつが配られまして見たら、どうも副町長は料金統一は難しいということでありましたが、現場の課長が西伯の上水と簡水の統一は、シェアが小さいので安くしても会計に影響がないということですので、次回の審議会を期待をして賛成をするところであります。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、議案第 3 1 号、平成 2 2 年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 8 議案第 3 2 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 8、議案第 3 2 号、平成 2 2 年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第 3 2 号、平成 2 2 年度南部町病院事業会計、これについて報告をいたします。

本議案の内容は、病院事業収益 2 2 億 4, 3 0 9 万 7, 0 0 0 円、病院事業費用 2 2 億 1, 8 2 9 万 1, 0 0 0 円で、2, 4 8 0 万 6, 0 0 0 円の黒字のものです。資本的収入として基盤強化のための一般会計繰り出し資金 1 億 9, 4 9 0 万 8, 0 0 0 円、資本的支出として固定資産購入費 7 8 万 1, 0 0 0 円、企業債償還金 2 億 2, 5 8 0 万 2, 0 0 0 円、これにはミニ公募債が含まれております。

病床数 1 9 8 のうち一般病床を 4 2 床を 4 9 床にしたいということです。こういうことをいたしますと看護師の補強が 2 名必要になってまいります。療養病床につきましては、向こうに 7 床持っていましたので、5 0 床見込んでおります。そのうちの 2 0 床が介護病床です。精神科におきましては、指定医 2 名が必要なものですので、療養病床というものがとれません。急性期におきましては、看護師 1 人に対して 1 8 人の患者さんでよろしいですけども、療養病床がとれませんので、療養病床であれば 2 5 対 1 のところがこれがとれませんので、ここでも看護師の補強が必要となってまいります。

質疑応答の主なものといたしましては、先ほどから出ております精神保健指定医とはどのようなものかということにつきまして、特別の法的資格制度の国家資格で、措置入院、医療保護入院時の判定、措置入院の解除の判定など、一定の行動制限の判定などにかかわる診察ができる医師でございます。

看護師がやめる理由についてはどのようなものがあるかということにつきましては、1 人の看護師が減ると残された者の負担がふえてまいります。指定医の不足で基準が落ちています。このことだけでも 6, 0 0 0 万ぐらいの減収になります。基準を満たさないため看護師を移動させ、看護師の負担がふえてまいります。これが離職者の増につながった悪循環になってくるというような説明でございます。

精神科は、今は赤字なのだろうかということにつきましては、今は赤字です。指定医が戻られても将来を見据えた構想が今後必要になってくるということです。

認知症病棟は、指定医が1人でもよいのですけれども、これですと回転が悪いということです。

精神科の方は県が担うものであり、県の方向を示してほしいけれども、県が方向を示しようにも精神科医が不足していらっしゃるという現状がございます。また、精神科の医師は総合病院の当直を余り好まれない先生もいらっしゃいます。普段のお仕事とは随分違う当直の場合に患者が来る可能性が大だというところがございます。

償還金のピークは22年度でしょうかということについて、22年度がピークで21年に比べて1億2,000万の増です。

それと、資産投入は今年度のみか、本来は町が2分の1を負担すべきではないのだろうかというような意見もございました。町長は、継続するとは明言されていないし、新年度からマネジメントの再考、職員の意識改革をして信頼される病院にしたい。町長は、資本投入するが、再建はお願いしたいという意味だと思ふということでございます。

インフルエンザ問題もあったので、信頼を得るためにもっと説明された方がよいということもございました。

かかりつけ医が利用できるベッド、オープンシステム、こういうようなことは使えないかということですが、ベッドの利用率が94%ではベッド運用が難しいという御返事です。

内部留保金は幾らあるのでしょうかということにつきましては、内部留保は資金投入を含んで2億9,000万ほどになります。

このような議論がなされました。反対意見の主なものは、病院管理を初め、職員一同経営に努力されている、このことは認められております。しかし、国の政策で補助金が減額し、経営が困難になった。また、改築計画において繰り上げ償還してまで全面改築をした。このため、償還が難しくなっていることと、ランニングコストが高くなっている状況が経営悪化の要因の一つになっている。これでは、町が支援して病院を守っていく必要があると思う。当然、経営努力が必要だが、それでも赤字ならば支援が必要である。国保を初めとする保険の負担軽減、それを図るためによりきめ細かな健診を実施すべきである。職員の労働条件の改定を実施したが、職員のモチベーションを考えると町が支援するべきであると思ふ。このような反対意見でございます。

賛成意見といたしましては、改築計画を一部にすべきとの意見を主張していたと言われておりますが、病院は既にできているものです。病院は病院事業会計で運営をしており、いかにして町立病院として運営すべきかを管理者を先頭に行っているもので、推移を見守っていきたい。議会としても協力すべきであると思ふ。町民の皆様が病院を利用していただくための努力をみんなで行う必要があると思ふ。以上のことから予算には賛成であるというような御意見でした。

表決の結果、当委員会においては、賛成が3、反対1、賛成多数にて原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 委員長、よろしくお願ひいたします。私は、今の全国の公立病院が大変な状況になっている一番大きな原因というのは、国の医療費抑制の影響が一番大きいんだと思っております。そのことに私、きのうも民生委員長に聞いたんですけども、この医療費抑制の影響。この原因をはっきりしなければ対策が打てないんですよ、医療と同じですね。原因を究明することで正しい対策を打っていくというところがないと経営再建がうまくできない。それで、きのう聞いてなかなか答弁出ないかもしれませんけども、その点を答えられる範囲でよろしくお願ひいたします。

それから、2つ目、公立病院の役割について管理者は、今の経営が大変な状況の中で公立病院の役割は果たさなければいけないけども、経営重視の立場から一定の見直しも必要ではないかというようなニュアンスの発言されたと思っておるんですけども、その具体的な計画というのが具体的にもしあるとしたらどのように聞き取っておられますかということです。

それから、3つ目に、先ほども委員長報告されましたけども、今回2億3,000万、これまでの過年度分の起債の利息部分について繰り入れるという一般会計からの繰り入れですけども、今回、先ほどの委員長報告では、町長が明言をされておらないのでというようなところでとまっております、きちんとした経営計画のもとに来年度以降の見通しについてどのように聞き取っておられるのか、その点よろしくお願ひいたします。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 覚えてる方の最後の部分からお答えさせていただきます。

見通しをきちんとするべきだとおっしゃっておりますけれども、町長の姿勢は一貫して町立病院で一般財源からは投入しないし、過去もしてこなかった。そういうことで、非常に経営努力して西伯病院はされております。このたびはなぜかといいますと、一番初めの財政再建のための影響があるのではないかということが、去年はそれよりもほかの原因ですよというようなお答えしましたが、それはもうすべてに行き渡っていて、何が、これが原因でどうというようなことではないと思います。すべての原因になっておると思います。その下敷きがある中で、このたび町長が決断なさいましたのは、外科の先生も去られました、開業もなさいました、お病気にもなられ

ました。それで、その中でも精神科の医師というのは報告いたしましたようにいらっしやらないんです。絶対にいらっしやらないんです。どうしようもないんです。そういうような今まで想定をしていなかったことが一遍にやってきました。

ということで、医師の不足によると施設の基準というものが、それが随分と下がってまいります。先ほども申しあげましたように、医師1人、指定医1人いらっしやらないだけで6,000万からの加算分が違ってまいります。そのような中で今回22号でしたでしょうか、一般会計の部分での病院費についての議論をしていただきましたが、さまざまな問題を抱えながらも、でも、今までのことも正しいし、今回の町長の決断も間違っていない。そういうような中で来ておりますので、それで、足りないから、赤字だからすぐに赤字になったら一般財源でお願いしたいというような、そのような甘い気持ちでこの管理者は来ていらっしやしません。先だっただけのことでしたでしょうか、今までのことはだましてたのかというようなそういうような発言があったと思います。きのうもでしたでしょうか、それはおかしいじゃないかというようなこと。でも、その都度、その都度、民生常任委員会におきましては皆がきちんと審議してまいっております。このたびのことは本当に特別なことです。

それで、1番、2番、3番、4番とでなくて、位置づけて関連してお話してまいりますけれども、その中でどのような対策をとっているかということで、この病院事業会計の経営改善計画書の説明書というものが出てまいりました。これは委員会に出たものですが、皆さんに全部お配りしております。その中で、どういうふうに委員会の中で審議をしたかということによりますと、病院事業会計を見せていただいても私たちは余りはっきりわからないんですけれども、私がでしょうけどね、たちってという言い方は訂正いたします。それですけども、これによると非常に見やすくなっております。これにどの辺までを目標にしているのかという委員会の中での質問がありましたが、これ以上でも以下でもなくてただひたすらこれをやるのみしか道はないというふうに管理者は明言なさっております。そういう方向の中で、見ていただけましたでしょうか。この組織体制を変える、内容の組織の体制を変え、個人個人の方の、それで、年代別に分かれての全部の方との懇談もして皆様の意見を聞き、いかに地域密着になるには大事なことなのか、そういうことを個別に幹部でも、それから、入りたての方、それと、パートの方、そういう方、全部の方に全部わたってお話を聞いてきておられます。そのような中で、今後のことを見据えて言っておられると思います。

それと、2億3,000万の繰り入れにつきましては、先ほども申しあげましたように……（「1億」と呼ぶ者あり）1億、全部で。彼がさっきそれはどのようなきちっと明らかにしなけ

ればいけないでないかというふうに……（「見通し」と呼ぶ者あり）それなしに、見通しということをおっしゃいましたけれども、ただ、入れてどうのこうのではなくって、その当てにしない背水の陣でひたすら頑張っていく、そういうような決意でおられるということを力強く委員会の中で聞き取っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 委員会での審議の中身なので、なかなか聞きたいこととうまくいきませんが、1つだけ再度お聞きしたいのは、今の病院事業管理者から説明された部分の中で、公立病院の役割と、それから、今後の経営の方向づけの中で、一番委員会として納得されたというか、こういうことならできるのかなというところを委員会で確認できた、その中心部分について説明していただくともう少しわかるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） これという鉛筆のしんのようなものは出てこないと思います。先ほど自治体病院として、公立病院としてということのは、本来の地域に根差した自治体病院としての役割というものはずっとあるものですので、その分については従来どおりきちんと、例えばインフルエンザとか何とかそういうワクチン接種については、あれは医師の手間といいますか、手間という言い方はちょっと失礼になるんですけども、そういうことで本当に手術をして幾らというような診療報酬とは違いますので、地域の安全を守るためというのが一番、そういうようなことに関することが自治体病院であるということの大きな役割だというふうに私はっております。それがちょっとお答えとしては不足なのかなというふうには感じますが、私にはそういうふうにとらせていただいております。

それから、今後、見直しということについて言われたんですけども、先ほども言いましたように経営の戦略がこれだというのではなく、戦略はこの病院事業会計の経営改善計画書、このものだと思っております。そういうふうに委員会では承知したというふうに私は理解しております。お答えが十分ではないかもしれませんが、植田議員のおっしゃる鉛筆のしんになってるかどんなか、ちょっと私には理解がわかりませんが、お答えとさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑を終結いたします。

次に、委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案32号、病院事業会計に反対する立場で討論いたします。

反対の理由は、最後の私の討論の終わりのことになるんですけども、まず、前段申し上げたいことを言っておきますので。先ほど委員会報告の中で、委員長が反対討論の中のことを披露いたしました。大体それがあの線であります。改めて私のもう一度意見を述べさせていただきます。

まず、西伯病院は管理者もかわられて、その中で職員の意識改革、そのようなことで経営の改善に努力されて、労働と、努力されていることに対しては非常に私も理解するところであります。ただ、公立病院は地域の医療に責任を果たす重要な役割を持っているわけです。その中から、しかし、先ほどの質疑の中にもあったんですけども、財源から見ますと国の医療費の抑制、社会保障費の抑制に基づいて医療関係に対する補助、あるいは負担の削減、そのようなことによって大きなしわ寄せ、経営に対する圧迫が強いられているところであります。そういう中でも経営努力されてもいずれは限界というものがあると思います。

病院のまず1つは、そういう条件の、いわゆる国からの財源補助、そのことが少なくなった点、それともう1点は、病院の改築計画、このときが当座が上がったときに対しては、私どもは全面改築ではなくて劣化している部分、ひどく劣化している部分、例えていいますと精神病棟ですね、これはもうほうっておけない状況でありました。ですから、これについてはやはり改築していくということについてはすべきだということを申し上げました。しかし、改修がされて、いわゆる管理棟だとか一般病棟のどこなんかは改修されて間がない状況でありました。それは、やはり利用できる段階の間はそれを使って、できるだけ後年度負担を抑えていくことをやるべきだということをやったんです。そのときに、約5億円だったと思うんですけども、償還を繰り上げてやった。その部分の返還もやはり大きな重荷になっているというぐあいに思うわけです。その結果、過大な投資、いわゆる大きな建物によるその後のランニングコスト、それがまた負担の一部になってるのではないかとというぐあいに考えるわけなんです。

計画では、私は行政の指導で行われたこのようなことに対しては地域医療の拠点を図る上からも財政の支援と、それから、あわせて人間ドックや、あるいは乳がんの検診だとか、そのようなことの制限をかけるのではなく、やはり希望者については門戸を開いていくということ。

それから、今回も陳情で上がるんですけども、子宮頸がんのワクチンとか、あるいはほかの予防に対する負担の軽減をやっぴり行政として積極的にやっていくこと、そのことが地域医療の利

用がふえるということになるのではないかといいに思います。病院の円滑な運営の支援の姿勢に立つことをまず町行政がやるべきだということを指摘したいと思います。

それで、最後になりますが、経営の改善の一つの手段として、このたび病院で職員の給与の引き下げですね、いわゆる2%カット、上層部に対する。これのようなことをやることは職員のモチベーションからいっても決してプラスになることではないので、このことをもって反対するわけでありませう。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、議案第32号、南部町病院事業会計予算の賛成の立場で討論させていただきたいと思ひます。

先ほど国の医療費の抑制策で2,200億円年々下がっておいて、その悪影響はどうかという話がありましたけれども、問題は、これは交付税が減らされたということと、あわせて診療報酬が下がって、逆に病院の経営が悪化したということもあろうかと思ひます。しかしながら、昨年の政権交代で地方の医療機関について手厚い交付税を出している、そういうことがございましたし、また、4月1日から行います診療報酬の改定でも病院につきましては、以前に比べてパーセンテージ上がっております。そういうような状況も踏まえて、今、国の政策については改善されつつあるところでございます。

それと、公立病院の役割ということでございますけれども、特に西伯病院の場合は医師が不足しているという状況の中で、これをいかに確保するかということによって管理者を、あるいはスタッフの皆さん方が中心となって今現在動いておられるわけでございます、それができればどんどん地域医療というものも出てくるわけでございます。このたび小児科の先生が来ていただきながら保健センター長として検診なり、あるいは病院の診療にも参加していただきながら、地域の中で医療と福祉というようなことで、一緒になって取り組んでいただけるものではないかなと思ひるところでございます、私はこれを大いに推進していかなければいけないと思ひおるところでございます。

そして、最後になりましたけれども、前回の今建てた問題が間違っただけではないかという話がありました。平成16年に建てかえるときのあの状況で、前だけでよかったんじゃないかという話がありますけれども、これにつきましてはもう既にできたものでございますので、それをいかに今運用するかということによってやっていかなければいけないんじゃないかなと思ひます。昔のことをやってどうこうといっても、今はだめではないかなというように思ひおるところでございます。

ます。要は、いかに効率よくこの病院を地域の病院として、議会も皆さん方町民も一緒になって盛り上げていくかどうかじゃないかなと思うわけでございます。そのためにみんなでいい知恵を出し、いいやり方を考えていけばいいんじゃないかなと思っております。ですから、私は、この予算は賛成するべきなものだと思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありませんか。

反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私も病院、地域医療を守る拠点の西伯病院、頑張っていたいておりますし、これからも地域の病院として発展していただかなければならないという基本姿勢は当然だという立場なんです。その上で、これまで私たちが言ってきたのは町長の医療、自民党政権時代に中医協に行かれて医療費抑制路線と一緒にやってこられた町長の姿勢を批判してきたんですよ。この町長の姿勢が西伯病院を……（発言する者あり）いいえ、困難をもたらしたんだということをずっと言ってきました。私は、西伯病院が地域の病院として頑張っていたかなければならない、応援しますし、エールも送ります。しかし、町長のこれまでの姿勢を改めた姿を確認できるまでは反対をしまいましたし……（「逆に反対する共産党はおらんぞ」と呼ぶ者あり）いいえ、町長の姿勢を批判しております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この病院会計については、当初予算の関連もありますけど賛成します。

日本共産党議員団も病院の事業管理者の熱弁と情熱には感心されまして、全面的に賛成だそうです。

ただ、今いろいろなことを言われましたけども、植田議員が戦略的はどうなんだと言われましたけど、管理者の考えとしては自分の戦略的には医師確保でしたね。それと、医療費改正が2年に1回ございます。大きなずうたいの病院を医療費改正ごとにくっと曲がるのなかなか曲がりにくいと、民間だったら医療費改正のここが減額になってここが点数が上になったら、それなりにプロジェクトをつくってばばっとやってプラスになるように考えますけど、これも戦略会議でやるということでございますので、今後は期待しておいていただきたいと思います。

それと、もう一つは、安定的にはベッドの利用率でした。94%以上ベッドが利用されたら黒字になるとはっきり言われまして、今現在もう94%超しております。だから、それなりに本当

にいろいろ頑張っておられますのでこれはいいと。

改築について言われましたが、あれあのまんましておいたら点数上がってないんです。あれも全部改築して医療用環境が整って、あれで点数がもとの点数に戻って、たしか800万ぐらいだと思いますが、プラスになってるんですね。そういうことで、過大で壊さんでもいいもん壊して云々と言われましたけど、あれをきちっと何にもかにも整備したおかげでまともな医療点数がとれるようになったという感じでございまして、ほかのことは、経営とかについてはみんな我が委員会では賛成でございまして、ただ、そういう戦略とかベッドの利用とか改築の云々、またランニングコストについて反対する人はおられましたけど、それぞれ上手に頑張っておられまして、お医者さん1人来ただけで1億円入ってまいります。そういう戦略的なことを今管理者がやっておられますので、この病院会計にはもろ手を挙げて賛成したいと思います。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号、平成22年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第33号

○議長（石上 良夫君） 日程第29、議案第33号、平成22年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第33号、平成22年度南部町在宅生活支援事業会計予算について報告いたします。

本議案は、当初予算……（発言する者あり）予算見積もりは収益的収入及び支出はそれぞれ2,434万6,000円です。前年度比マイナスの54万2,000円です。これは、前年度に比べ単価を安く見込んだものでございます。職員数は4名いらっしゃいます。嘱託職員ですので賃金に計上しております。

質疑応答の主なもの、利用者というものは月に52人、そのうち町内が32人。年にいたしますと2,640回出ております。境港から日南町、精神が主なので広範囲にわたって出向いております。なかなか時間がかかって人数が診られないというのが悩みの種でございます。それ

で、これは先ほど申し上げましたね、かかりつけ医ができるというのは。済みません、これは私の方が……。

そういうようなことございまして、当委員会において、全員一致にて原案を可決すべきものと決しました。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 33 号、平成 22 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩とします。再開は 16 時 30 分とします。

午後 4 時 11 分休憩

午後 4 時 30 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

日程第 30 陳情第 11 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 30、陳情第 11 号、後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長。陳情第 11 号、後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情について報告いたします。

本陳情の内容は、後期高齢者医療制度は高齢者を年齢だけで区別し、負担増と診療報酬などの

差別医療を押しつける世界に例を見ない仕組みであり、高齢者の人間的尊厳を著しく傷つけるものである。また、窓口負担増の凍結も解除される。時が経過するほど矛盾が広がっていくので、この後期高齢者医療制度を即時廃止し、もとの老人保健制度に戻すということを求められたものでございます。

委員の中におきましては、現状と陳情内容の違いも見受けられることから、取り扱いについて議論をいたしました。そして、厚生労働省が後期高齢者医療制度を2013年に廃止した後の新たな制度案を示されているところから、再度、陳情者の真意の確認のために当委員会におきましては、全員一致で継続といたしました。以上です。

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。ただいま同委員長から、会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第11号は、委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ここであらかじめ、会議時間の延長を宣告いたします。

日程第31 陳情第12号

○議長（石上 良夫君） 日程第31、陳情第12号、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。陳情第12号、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情について報告いたします。

本陳情の内容は、保険料未納者や免除者が増大し、納付率は年々下がっている。年金制度の見直しをさまざまところで論議されているが、多くの提言が消費税の増税に求めている。消費税は低所得者ほど負担の多いものなので、消費税によらない最低保障年金制度の創設を早期に実現することを求められておるものでございます。

反対意見の主なものは、意見は分かれるものの財源をどこに求めていこうと考えておられるのだろうかということ。消費税のことを言われると、これは意見が合わないという反対理由でございます。

賛成意見の方は、財源は大企業の税源をやめて増税をふやし、軍事費を削減して確保し、消費税に頼らないものとすればよいというものでした。

討論、表決の結果、当委員会におきましては、賛成1、反対3の賛成少数にて不採択とすべきと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1点だけよろしく願いいたします。この陳情は、最低保障年金を消費税によらないという形で実現してほしいという中身です。最低保障年金というのは、今の社会保障がなかなかうまくいっていない現実のもとで全国で、この陳情書にも書いてありますように多くの団体や政党が主張されているんですけれども、消費税ということがもとになってこの陳情を不採択にされるということなんですけれども、私には理解できないんですけれども、消費税によって最低保障年金をつくれようという考え方を言っておられる方の御意見がどういうものであったのかということについて、委員会ではどのように聞き取っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 消費税についての論議はしておりません。消費税というそのものの扱いについて意見がさまざま、おのおの方が違うところですので、この点がネックになりまして、先ほど申しましたようにそこで意見が分かれるということですので、そういうようなことできちんと、それをどうこうということの議論はしておりません。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、陳情12号については、ぜひ採択して国に意見書を上げたい、このことを私、所属している委員会でも述べました。

私は、最低保障年金、これの財源を消費税に求めるということは非常に矛盾したことではないでしょうか。というのは、消費税に対する重みというのは、やはり低所得者ですね、これが一番こたえるわけなんです。本来、税金というのは累進課税、つまり、所得が上がってる方、多い方から負担を多くして、所得の低い人、例えていうと消費税なんかゼロの人からも税金を徴収す

るというやり方なんです。私は、これは年金制度をつくるには消費税によらないのは当たり前ではないでしょうかということ。つまり、最低保障年金というのは、所得が低くて年金をよう納めんかった場合、あるいはほかの事情で無年金者になった人が該当するようなわけなんです。すべての方が年金を受け取れるような制度をつくろうということ。ほとんどの世界の国では、先進国ですよ、中では年金制度というものは、無年金というものはほとんどありません。そういう中でいえば、年金制度をやること。

そして、もう一つ、消費税なんですけども、そもそも消費税が発足する理由は一体何だったでしょうか。消費税は、福祉に充てるとということが前提で始まりました。しかし、今この時点になって振り返ってみますと、消費税そのものが一体どういうぐあいに使われたのか、これは今ここではっきりと控えを持ってきておりませんが、発足してからここまでは約200兆円のお金が消費税として国民が納めております。そのお金がじゃあ福祉の方へ行ったでしょうか。しかし、そうではなくて、福祉のことがそっくりそのまま行くんじゃなくて、金額がですよ、お金に色はついてませんからそのお金が、例えば私の納めた105円がきちんと印があって、だれだれの方の福祉に回ったというあれはありませんけども、しかし、国全体の国のお金の入った出どころ見ますと、その金額に相当する金額がずっと今私たちの負担はふえています。税金でいえば、控除の部分がどんどん削られてきてる。しかし、大企業と大資産家には減税制度がそのままずっと続いております。それを合計してみますと、ほぼ消費税に等しい額が減税の金額として上がってきてるわけなんです。

私は、このようなやり方でやること自体は非常に大きな間違いであり、最低保障年金にするためには消費税に頼らなくて分相応、いわゆる所得のある大きな企業、そして資産家からその財源を充てるとということが当然税金を課して、その中で国の大きなお金の中で最低保障年金に充てる、これが低所得者に対する手厚いやり方ではないでしょうか。そのことを主張して、私はこの陳情は採択すべき、このことを理由にするものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 委員長の不採択という意見に対して賛成の立場で述べさせていただきたいというふうに思います。

この本文を見ますと、昨年の選挙で各政党はマニフェストに年金改革を掲げて戦ったというふうにあります。事実、各政党のマニフェスト、年金改革がうたってありました。民主党が政権をとりましたので、年金制度、それから社会保険庁を厳しく批判され、ミスター年金と言われまし

た長妻さんが厚生大臣に就任されました。民主党のマニフェストは、国民すべてに最低保障年金を受給するという方針ではなかったらと思う。民主党のマニフェストに示された制度改革が実施されたならば、国民が納得するような年金制度ができるというふうに感じておりますので、ぜひ頑張っていたきたいというふうには思います。しかし、現在、年金制度が崩壊するというわけではありません。現在の年金制度は、ここ数十年、10数年は維持できます。しかしながら、少子高齢化の中で今まで10人でお年寄り1人を支えていた状況が7人になり、5人になり、3人になり、そういう状況に人口推計からなるわけであり。多分20年、30年後には、現在の年金制度は支えることができなくなる。ですから、年金の受給年齢が今までは60歳のが65歳になり、年金の受給金額も若干減ってくるということでもあります。問題は、この年金の原資をどこに求めるかということになるかというふうに思います。先ほど亀尾議員のお話の中では、大企業からの法人所得、あるいは防衛費の防衛予算の廃止をすれば年金相当額の金額が出てくるというふうにおっしゃっておりますが、まさに防衛費というのは国を守るための費用でありますし、大企業というのは国の国民生活を守る企業活動であります。それらをいじめて、あるいは減額してどこに国の将来があるのでしょうか。私は、この原資は消費税に求めるべきだというふうに考えております。現在、消費税は5%であります。1%が約2.6兆円だそうありますので、現行5%が約13兆円になります。この年金を10%に上げ、26兆円の原資をつくり、そして、それを福祉、医療、年金の原資にしていく。そして、将来的にきちんとした年金制度を確立していくことこそが我々の将来の生活の安定につながると思います。この消費税に頼らない年金保障制度の創設を求める陳情は、まさに年金制度を崩壊するごときのような陳情であります。私は、断固としてこの陳情に対して賛成することはできません。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はありますか。

反対者の討論を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情を採択すべきという立場で討論いたします。

まず、先ほどから社会福祉の財源をどこに求めるかということで、消費税がふさわしいということを目指されたわけですが、私は、近代税制というのが3つの大きな原則によって成り立っていると思っております。1つは、能力のある人が税を納める、これが応能負担の原則。そして、生活費非課税、これは生活に最低生活を維持するために必要なものに課税してはならないという原則ですね。そして、3つ目には累進課税の原則というのがあって、これが近代税制の3

つの原則だと思います。私は、今の秦議員の主張は、この原則から見てもおかしいわけです。

それで、そういう立場から消費税はおかしいんですけども、それと、もう一つ、今、年金問題がなぜ社会問題として提起されているのかという背景について少しお話をしたいと思いますが、昨今の経済情勢の悪化のもとで生活保護を受けられる方々がどんどんふえておりまして、無年金者もふえておりますね。そういう状況の中で、社会保障としてその生活保護制度というような申請主義によるあり方ではなくて、最低その生活費を保障するこの年金制度の方がより合理的ではないかということから、社会福祉の考え方としてこの最低保障年金が主張されてきてると思っております。そういうところから見まして一番社会福祉の精神に合わない財源が消費税なんだと私は考えておりまして、消費税によらない、先ほども最初に言いました応能負担の原則、生活費非課税、累進課税という原則に沿った税制を見直して、能力のある方からいただいたり、むだな私たちは軍事費と言っていますけども、これを完全に今すぐに廃止せよという主張もしておりません。海外に侵略していくような兵器など、そういう装備など持つべきでないわけですから、そういう部分をまず当然合意の得るところから削減するということから削減して、十分に何兆円という規模の軍事費も削減できるというふうに考えておりまして、そういう税制の見直しをして財源確保すべきだという立場でこの陳情を採択すべきだというふうに主張したいと思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の討論を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。私は、この陳情を不採択とすべきという見地から発言をいたします。

まず、この陳情書ですが、なるほど陳情書のかがみには消費税によらないというふうに書いてありまして、本文の中にもこの消費税によらずにということがうたってあるわけなんですけれども、附属しております意見書案の中には全く消費税という言葉が出てこない。そして、記の下にも最低保障年金制度の創設を早急に実現することということで、消費税によらないというような言葉が入ってないというような、ちょっと何か勘違いをされたか、つき合わせられるかといったような陳情書になってるなという気がいたします。

それと、先ほど秦議員もおっしゃいましたが、この無年金ですとか、年金が非常に少ない方をどうやって救済するかという問題。これは以前は非常に割合が少なかったということもあって、余り大きな問題にはなってきたいかなかったわけなんですけれども、負担の能力とか、経済力がだんだん下がってきて、そういう方を社会として救済していかなければいけないということは当然、こ

れはある、必要なことだというふうに思います。ですので、今まで中負担、中福祉からこれだけではなくていろんな面で高福祉だけれども、高負担の社会の方にかじを切っていくかざるを得ないではないかといったような議論も非常にあちこちでなされてるわけです。そうしますと、高福祉中負担とか、高福祉低負担ということはあり得ないということになると、私たち自身も身を削ってその高福祉社会を実現をしていかないといけない。ヨーロッパの方では、もちろん所得税ももっと高いわけですが、消費税も20%を超えるようなそういった消費税率で高福祉社会を実現しているという現実もございます。これからまだまだ議論していかないといけない問題ではありますけれども、この消費税だけを選択肢から外してといったようなことにはならないのではないかなというふうな気がしております。

それと、軍事費ということと言われるわけなんですけれども、たしか軍事費は別のところにももう既に使う予定を言われたような気がしまして、あれにもこれにも軍事費というわけにもいかないのではないかなという気がいたしております。以上、反対の討論といたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で討論を終わります。

これより、陳情第12号、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は、不採択でありましたので、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立少数であります。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第32 陳情第13号

○議長（石上 良夫君） 日程第32、陳情第13号、2010年度年金の減額改定を行わないことを求める陳情を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。陳情第13号、2010年度年金の減額改定を行わないことを求める陳情について御報告いたします。

本陳情の内容は、高齢者の生活実態にかんがみ、2010年度年金の減額改定を行わないことを求めたものです。

当委員会においては、現在の政府は減額を見送っており、この陳情を出された時点と情勢が変わっており、陳情者の真意を確認するため、11号同様に全員一致にて継続と決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。ただいま同委員長から、会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第13号は、委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第33 陳情第1号

○議長（石上 良夫君） 日程第33、陳情第1号、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。陳情第1号、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について調査報告いたします。

本陳情の内容は、広島市と長崎市が主催する平和首長会議では、2020年までの核兵器廃絶を目指し、2020年ビジョン、核兵器廃絶のための緊急行動を策定し、その具体的な道筋を示すヒロシマ・ナガサキ議定書を発表し、この議定書は本年5月のNP T再検討会議において採択されるように、日本政府に対して積極的に働きかけていただくとともに、意見書を提出していただきたいという陳情であります。

表決の結果、当委員会においては、全員一致で採択すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告が終わりました。

報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第1号、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についてを採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第34 議案第34号

○議長（石上 良夫君） 日程第34、議案第34号、南部町役場天萬庁舎改修工事（機械設備工事）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。大変お疲れだと思いますけれども、追加議案の御説明をさせていただきたいというふうに思います。

議案第34号、南部町役場天萬庁舎改修工事（機械設備工事）に関する契約の締結について。

南部町役場天萬庁舎改修工事（機械設備工事）に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

内容でございますが、1、契約の目的、南部町役場天萬庁舎改修工事（機械設備工事）でございます。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、6,615万円。4、契約の相手方、鳥取県米子市淀江町西原106番地1、有限会社大丸水機、代表取締役、大丸勝己でございます。ひとつよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 説明が終わりました。

提案に対し、質疑はございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 2点ですか、ちょっとお尋ねします。

これは、予定価格は6,825万円上がっておりますね。よく私、わからないことがあるんですけども、一番最初の設計段階の分がこの金額で、よく分切りということを言われますね。当初

の設計段階の金額もこれだったのでしょうか、どうでしょうかということと、それから、もう1点は、指名競争入札ということになってますけども、当然、指名委員会でされたと思うんですけども、多分、今まで実績あったと思うんですけども、大丸水機というんですか、これは今まで町にかかわる事業で参加されて実績というものはどうだったのでしょうか。この2点についてお聞きしますので、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。まず、設計額と予定価格でございますが、これは同額でございます。

それから、有限会社大丸水機の実績でございますが、指名の方には入っておりますので入札参加の実績はあるというふうにとらえております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう一度お願いしますけども、今まで指名になってるんで、当然、実績があるということだと思っんですけども、実績があると思うというような答弁だったですが、実績があるわけですか。あったら、何回あったのかということをお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 大丸水機の関係でございます。指名に参加しておりますので実績があります。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 機械設備ということですが、主な機械を若干教えていただけたらというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 空調設備が主なものでございます。エレベーターは本体工事の方に入っておりますので。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、青砥議員からの質問と関連するんですが、今の回答では主なものは空調設備ということでございました。主なものということでございますので、ほかにもあるかと思いますが、具体的に6,615万円の中身についてお聞かせ願いたいと思います。（サ

イレン吹鳴)

○議長(石上 良夫君) 休憩します。

午後 5 時 0 0 分休憩

午後 5 時 0 2 分再開

○議長(石上 良夫君) 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長(森岡 重信君) 総務課長でございます。機械設備改修工事の内訳でございます。冷暖房設備、換気設備、自動制御装置、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備の工事内容でございます。以上でございます。

○議長(石上 良夫君) ほかに質疑はありませんか。

4 番、植田均君。

○議員(4 番 植田 均君) 2 点お聞きいたしますので、よろしくお願いいたします。

1 つは、落札率です。手元に計算機がないので落札率についてお聞きしますのが 1 点と、指名競争入札ですが指名基準ですね、いつも聞いてますけども指名基準についてお尋ねしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(石上 良夫君) 総務課長、森岡重信君。

○総務課長(森岡 重信君) 落札率の関係でございますが、96.92%でございます。

指名理由ですね、これは県西部に本支店を有し、県の格付 A、B 級で、本町に競争入札参加申請書が提出されている管工事業者 10 名を選定をしております。以上でございます。

○議長(石上 良夫君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石上 良夫君) 以上をもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石上 良夫君) 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 34 号、南部町役場天萬庁舎改修工事(機械設備工事)に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第 34 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 5 選挙事務問題調査特別委員会中間報告

○議長（石上 良夫君） 日程第 3 5、選挙事務問題調査特別委員会中間報告を議題といたします。

選挙事務問題調査特別委員会委員長である足立喜義君から報告を求めます。

選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君。

○選挙事務問題調査特別委員長（足立 喜義君） 11番、足立であります。議長のお許しを得ましたので選挙事務問題調査特別委員会の現在までについて、特別委員会の中間報告を申し上げます。

昨年、平成21年6月定例会におきまして、選挙事務問題調査特別委員会の中間報告を行ってから9カ月が経過いたしましたわけではありますが、その間、私の体調不良もあってしばらく間があきました。町民から特別委員会はどうなったという声も届いてきていますので、現状の報告をさせていただきます。

まず、経過についてであります。初めてお聞きの方もいると思いますので事の発端から話しを進めてまいります。平成19年10月に執行された町議会議員選挙に関して、12月定例会において3名の議員から選挙管理委員長に対し、選挙管理委員会の選挙違反警告書など、一連の対応について一般質問がされました。それは、植田議員の後援会や雑賀議員の後援会が告示後に配布したチラシが公職選挙法にいう頒布に当たり、公職選挙法違反となる選挙違反に該当するか否かでありました。そのやりとりは議論のすれ違いがあり、実際に議員選挙をしてきた我々議員としても、また議会中継されたSANチャンネルを視聴した町民からも、経過や事実について疑問の声が上がったことから、議会として事実経過や公職選挙法との関係などを調査するため、選挙事務問題調査特別委員会を設置して調査することとなった次第であります。この特別委員会は選挙違反ありきではなく、公平、中立な立場で事務経過や実態、法的根拠などについて調査するものであります。特別委員会では選挙管理委員会への聞き取りや選挙違反文書について、一般質問を行った植田議員、雑賀議員の聞き取りを行いました。その結果は、平成20年6月定例会において中間報告をしたとおりであります。

また、植田議員は、再度6月定例会の一般質問に際して、選挙管理委員長に対し、選挙管理委員会の議会答弁の訂正と謝罪を求めることについて一般質問されておられます。

去る2月9日、選挙事務問題調査特別委員会を開催して委員個々から御意見をお聞きし、協議

いたしました。委員個々の意見では、疑わしき行動があったことは否めない。議員間でモラルの共通認識や疑わしいことはやめるべきという意思統一が必要である。一つ、議会として次回の選挙ではいけないことを申し合わせすべきで、決議文を出すべきだ。一つ、公職選挙法を理解するため、県選挙管理委員会も聞き取りをすべきだ。一つ、公選法から見ても問題はなく、何回やっても繰り返して、委員会はこれで終結すべきだ。一つ、立場や考え方が全く違うので委員会の方向づけは無理だが、これで住民がよしと思うかどうかだ。一つ、明るい選挙で人に後ろ指を差されないことの合意ができればよいなどありました。

委員会の大方の総意としては、今後も調査を継続することでありました。

当面の委員会の調査活動としては、総務省に公職選挙法の見解を求めたり、また県選管への聞き取りなどについて日程調整の上、調査する予定であります。以上、選挙事務問題調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 委員長にお尋ねしたいと思いますけども……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、中間報告ですので……。

○議員（4番 植田 均君） 討論ではありません。質疑です。（発言する者あり）いいえ、いいえ、討論です。事務局確認してください。委員長報告に対する質疑はできるんですよ。

○議長（石上 良夫君） 中間報告ですので討論はできませんが……。

○議員（4番 植田 均君） 討論しません。

○議長（石上 良夫君） 質疑は可能であります。しかし、全協で皆さんが話されましたことも大事に考えて……。

○議員（4番 植田 均君） 質疑です。

○議長（石上 良夫君） そのつもりで質疑してください。

○議員（4番 植田 均君） 委員長にお尋ねしますが、私が、先ほどの報告でもありましたけれども、選挙管理委員会に対しまして2度目の一般質問で、選挙管理委員会は選挙違反を断定する役割を持っていないということが確認できまして、そういうことは議会でも皆さん御承知になったと思います。そういうところで、今回選挙事務をやった選挙管理委員会が公文書として選挙違反だという断定をしたところが幾つも出てくるわけですね。そういう問題を今回の調査特別委員会は、当然調査すべきだという主張もしておられる委員があるはずですよ。そのことについて、ぜひ委員長に調査すべきだということをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 足立委員長。

- 選挙事務問題調査特別委員長（足立 喜義君） 調査項目とかい로운なことについては、委員会
の中で皆さんに相談しながら進めておりますので、その中でまた発言があれば皆さんで協議して、
そういう調査をするのかしないのかということを決定的にしていきたいと思っております。以上であります。
- 議長（石上 良夫君） 以上で選挙事務問題調査特別委員会の中間報告を終わります。

日程第 3 6 発議案第 1 号

- 議長（石上 良夫君） 日程第 3 6、発議案第 1 号、最低保障年金制度創設の早期実現を求める
意見書を議題といたします。

提案者である民生常任委員長、杉谷早苗君から趣旨説明を求めます。

杉谷早苗君。

- 民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長、杉谷早苗です。

発議案第 1 号

最低保障年金制度創設の早期実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

平成 2 2 年 3 月 2 4 日提出

提出者 南部町議会民生常任委員長 杉 谷 早 苗

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

別紙の方をおはぐりください。最低保障年金制度創設の早期実現を求める意見書（案）。

日本の国民年金制度は、国民皆年金という制度です。しかし実際は、無年金や低年金でまともな生活ができない人がたくさんいます。また、収入が少なくて保険料の納付が困難な人が激増しています。今の制度では、老後の生活を支えることは困難です。

国民の老後の生活を保障する年金制度にするためには、掛金なしの年金を 1 階部分とし、保険料の納付に応じて受け取る年金を 2 階部分とする最低保障年金制度を創設する以外にはありません。

現存する無年金・低年金者を直ちに救済する最低保障年金制度の創設を強く求めます。

記。1、最低保障年金制度の創設を早急に実現すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 2 年 3 月 2 4 日。内閣総理大臣、厚生労働大臣様。鳥取県西伯郡南部町議会。以上です。

○議長（石上 良夫君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を省略して討論を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。

続いて、討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、発議案第1号、最低保障年金制度創設の早期実現を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第37 発議案第2号

○議長（石上 良夫君） 日程第37、発議案第2号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討議会での採択に向けた取り組みを求める意見書を議題といたします。

提案者である総務常任委員長、井田章雄君から趣旨説明を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。

発議案第2号

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討議会での採択に向けた取り組みを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年3月24日提出

提出者 南部町議会総務常任委員長 井田章雄

南部町議会議長 石上良夫様

内容は別紙のとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年3月24日。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣様。鳥取県西伯郡南部町議会。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を省略して討論を行いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。

引き続き、討論を行います。

原案に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討議会での採択に向けた取り組みを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

ここで若干休憩したいと思います。再開は17時35分とします。

午後5時19分休憩

午後5時35分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

日程第38 発議案第3号

○議長（石上 良夫君） 日程第38、発議案第3号、子宮頸がん・ワクチン接種公費負担化の早期実施を求める意見書を議題といたします。

提案者である杉谷早苗君から趣旨説明を求めます。

杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。

発議案第3号

子宮頸がん・ワクチン接種公費負担化の早期実施を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年3月24日提出

提出者 南部町議会議員 杉谷 早苗

賛成者 同 景山 浩

南部町議会議長 石上 良夫 様

おはぐりくださいませ。別紙でいい。（「別紙でいい」と呼ぶ者あり）お手元に見ていただければと思います。

私は、このワクチンでがんの予防ができることを知ったのは、昨年10月承認されたというニュースを聞いたときでした。こんな時代が来たのだなと、とてもうれしく思いましたが、その費用の高額なことに驚きました。これでは簡単に予防接種というわけにはなりません。しかし、接種推奨年齢を11歳からとされていますので、早い段階で接種することにより、なぜしなければならないか、それも3回です。どうしてという子供の疑問に答えていなくてはなりません。しかし、これはとても大事な性教育にもなります。10年、15年後、先、元気でいられるようあなたの命を守るためよ、そして、大人になったらあなたのようなかわいい子供に恵まれるよう、今から大事に体をしておきましょうね。そのように子供に語りかけ、家族でいろいろと話し合うきっかけにもなってまいることだと思います。このようなことで、私は早い時期を望んでおります。

この別紙の中に費用が3ないし4万円って書いてありますのは、自治医科大学の医学部の、産科婦人科学講座教授の鈴木光明氏の提言の中から引用しております。この中で3ないし4万円、3回でということにつきましては、世間ではもっと高い5万、6万という数字が出ておりますけれども、やはりワクチンと手技料、その他にかかる経費いろいろとあると思います。お隣の伯耆町でも半額負担ということで実施がなされるというふうに聞きました。私も本当、すぐ町にお願いしたいなということは思いましたけれども、これは女性を守るため、そういうことですので、ただ単にどこの時点で、子供の何歳の年齢で区切るというわけにはちょっとばかり納得がいかないものもありますし、そういうようなことでぜひとも国の方に上げて、早期にこの制度を実現したいと思っております。

この中のいろいろと資料を取りそろえておりましたけれども、早くせよという、趣旨はわかったということですが、海外でもほとんど12歳ぐらい、十一、十二歳からということでございま

す。十一、十二歳が接種しても一番効果があるということだそうです。29歳までは社会的費用が節減されて、45歳までは費用増ではあるが、増分費用の費用対効果で評価する。そういうことで全部ですと、これは効果があるということです。

我が町でも去年度は女性特有のがん、これはがん検診、乳がん、頸がんのことですが、その分を5歳刻みで無料のクーポン券を配ってされました。我が町の女性人口は全部で5,232人おられます。高齢者から赤ちゃんまでですので、これをどの部分でどういうふうにとすることはこの数では一概には言えませんけれども、それでも若い年代、そういうことに早期に取り組んでいただきたいと思います。私たちは……（発言する者あり）急げとおっしゃるのは早口で言いたいことをしっかりとそう思っております。（「頑張って」と呼ぶ者あり）はい、ありがとうございます。そのようなことで、途中を飛ばかしますけれども、ぜひとも思う中に、皆さん御存じだと思います。女性の仁科亜季子さんという方がこのワクチン接種についてのキャンペーンの発起人にもなっています。彼女はがんで苦しんでおられて、本当にかかったらどんなに人生がだめになってしまうか切々と語っていらっやいます。そのようなことを防ぐためにも、子供たちには一日も早くお願いしたいと思います。

お隣は、伯耆町では中1でしたでしょうか、ちょっと資料がばたばたしておりますが。（発言する者あり）いやいやいや、すいません。伯耆町ではそのようにして半額負担ということですが、半額負担であっても2万とか3万とか、そんな額になってまいります。これが子育ての時期の家庭で負担ということは非常に大変だと思います。伯耆町は中1ですね。じゃあ、中2、中3はどうなんだろうと私はちょっとその辺のところ心配でございます。教育委員会の方から小学校の5、6年生、中学校の1年から3年までの人数というものもいただいております。全部で合計いたしますと小学校が151名、中学校が180名、合計で331名です、現在そうです。4年生ぐらいからが適切だとはいいますけれども、じゃあ、中3にしてどうなのか、中1だったらどうなのかということを考えると、外れた子供がかわいそうでございます。私は、中学校3年と小学校6年生を3年間ぐらいでいけば、後は1年、1年で本当に分け隔てなくいいのじゃないのかなというような考えを持っておりますが、これは先のことでございます。とりあえず、本当に悲惨なことのならないように、そのようなことを願ってこれを発議させていただきました。

あるパンフレットによると、これはお母さんですね、あなたには検診を、お嬢さんにはワクチンをとというようなことが書いてあります。がん細胞だけでなく、検診をするということはその前段階である異形成も発見できます。がんになる前もできるものですので、このワクチンが絶対いうことではありません。検診もあわせてということです。このたび発議してこのような場をおか

りいたしましたのは、これが少しでも検診の啓発になれば、そのような意味も含めております。
この資料の数字をいただいたり、内容的なことの補助も健康福祉課の方、それから、公立図書館の方、その方たちにも御協力を得てたくさん資料つくりましたけども、以上、そのような理由によりまして、私はぜひともこれを採決していただきたいと願っております。よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を省略して討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論ありませんので、討論を終結いたします。

これより、発議案第3号、子宮頸がん・ワクチン接種公費負担化の早期実施を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第39 発議案第4号

○議長（石上 良夫君） 日程第39、発議案第4号、安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書を議題といたします。

提案者である植田均君から趣旨説明を求めます。

植田均君。

○議員（4番 植田 均君）

発議案第4号

安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年3月24日提出

提出者 南部町議会議員 植田 均

賛成者 同 亀尾 共三

賛成者 同 雑賀 敏之

南部町議会議長 石上良夫様

別紙で、別紙のと通りの意見書（案）をつけておりますので、御賛同をよろしくお願いたします。

提案理由は省略していいでしょうか。それとも……（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。よろしくお願いたします。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけ訂正お願いします。私の名前の「共」が、下がちょっと違っておりますので、これだけは訂正を後でお願いします。

○議員（4番 植田 均君） これは私が出したときは正しかったのにね。

○議長（石上 良夫君） 大事な部分が違っておりますけど、本人さんに間違いないと思いますので、お許しを願いたいと思います。

それでは、ただいまの趣旨説明に対し、質疑を省略して討論を行います。

原案に賛成のほか討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議員が出されました意見書（案）に反対の立場で意見を述べたいというふうに思います。議員の発議案ですので、少し文書を書いてきましたので、若干の時間お許し願いたきたいというふうに思います。

発議案で、安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書が提出されました。国の出先機関の統廃合は、前政権で地方分権改革推進委員会が2008年12月の第2次勧告に盛り込まれ、旧機関の統廃合、職員3万5,000人の削減を目指し、削減する職員の一部は地方公務員とするとしています。政府は、これは民主党政権であり、3月3日、地域主権戦略会議の第2回会合を開き、国の出先機関の原則廃止や国のひもつき補助金のかわりに自治体が自由に使える一括交付金を導入するなど、改革案を盛り込んだ地域主権戦略大綱の案、6月策定に向けてスタートさせています。この一括法案は、地域主権改革に関し、住民に身近な行政は地方自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにする、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにすると明記されています。

この国の出先機関ではありますが、中央省庁が地方ブロックや都道府県単位で設置しています。国家公務員の30万人のうち約20万人がこの地方出先機関に配置され、国の直轄の公共事業や

許認可事務などを担っています。鳩山政権で、コンクリートから人へというキャッチフレーズを聞かれたと思います。非常に心にしみるキャッチフレーズではありますが、これは国の直轄事業を見直してダム、道路、空港、大規模な干拓、港湾等の見直しをし、コンクリートから人へということではありますが、これらの事業を積極的に推し進めてきたのが国の出先機関であり、年々肥大化してきたという事実は否めないというふうに私は思います。地方自治体の大胆な権限移譲や国の出先機関の原則廃止に対し、まず市町村がどの仕事をやるのか判断し、できない仕事は都道府県に任せる。都道府県も仕事の範囲を決め、残りは国に任せる。権限移譲についても個々の自治体の意思を尊重し多様性を認めるべきと、権限移譲に批判的な意見もあります。

また、別の意見として、戦後の経済復興の時代は中央集権的な国づくりに意味があり、速いスピードで国土の整備を進めることができた。これが所得倍増論であり、日本列島改造論の根本的な考え方です。しかし、1980年代半ばから全国画一的な対応では解決できない地域の課題が出てきた。この結果、中央集権的に一律基準を定めて国づくりをするのは合理性を失ってきた。地域住民がみずからの責任に判断し、行動していくことが求められる時代に入ってきたとされています。

町長もよく使われる言葉ではありますが、国と地方の対等な立場、国と地方の協議の場が設置されると、双方がキャッチボールをしながら大きな政策が決定される。政策の理念は中央政府が掲げるが、具体的な制度は行政サービスを住民に直接提供している自治の現場の声を聞いて設計していく地域が自主的に判断できる分野が広がると、その裏返しで自治体の責任が大きくなり、地方議会の役割も高まります。地方分権、地方主権の流れが加速すると考えると同時に、基礎自治体の行政能力を高める大きな力となるというふうに考えています。

しかしながら、鳥取県、あるいは島根県のような規模の小さい県では、権限移譲に対応して十分な場もなかろうかと思いますが、しかしながら、やってみなければ何も進まないというふうに思います。そして、全国知事会のプロジェクトチーム、これが22日にこのような意見を発表しています。国土交通省地方整備局が管理している一級河川、109水系に関し、すべての整備や管理の権限を都道府県など地方に移すように要求、国の出先機関の事務は半分以上を地方に移すべきだとした提言であります。つまり、地方ができることは地方に任せ、そして、地域の住民が望むものをつくっていくということでもあります。

さて、先ほど植田議員が述べられましたこの意見書（案）の中に、地方分権改革推進本部、出先機関改革にかかわる工程書についての文書があります。その中の中ほどのところを見ていただきたいと思います。この文書にはこういうふうにかかれてます。地方分権が国の責任を放棄し、

地域間格差を拡大し、行政サービスの水準に格差を設ける。また、国家公務員しか全国一律のサービスを提供できないというふうにこの文章は述べています。まさに、現在行われようとしている地方分権に全く反している文書だというふうに思います。そして、コンクリートから人へ、つまり、地域の豊かな感性にかかわる地域づくり、それを壊してきたのがまさに国の出先機関である、ここに陳情にありますような組織であります。私は、全く地方分権に反するような考え方、また、国家公務員しか物事はできないというようなおごった意見、これに対しては断固反対し、なぜこのような意見書を採択されようとしているのか、真っ先に反対されるのがこの3人の議員団の方ではなかろうかというふうに私は考え、この意見書を採択することに対しては反対いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 長い討論御苦労さまでございます。

私は、今回のこの問題を考えるときに、1つはキーワードが憲法だと思っております、この私が添付しました工程表、先ほど秦議員が引用されました地方分権改革推進本部が出先機関改革に係る工程表についてという文書を添付しておりますけれども、ここに、最後に憲法25条というところで、国の果たすべき役割というところを論じているわけです。国は国土を保全するというところで、全国一律にサービスをする責任を負っております。これが、憲法25条が根拠になっているわけですね。今、全国で一級河川だとか、ダムだとか、これの是非についてはいろいろ議論はありますが、現在できておりますこの基幹道路だとか、そういうものを全国同一レベルで維持していくというのは国の責任でございます。そういうところで、地方分権という名において地方に移管していくという流れが今起こっておりますけれども、これは先ほど言われた地方分権だという主張と、国の責任を放棄しているという主張が真っ向から対立している問題であります。私たちは、国の責任を放棄しているという立場で考えているわけです。

今、こういう出先をなくしていくことでどういう問題が起きていくかということですが、地域間格差の拡大と行政サービスの水準に格差をつくるんだと。とりわけ、過疎地などに交通不便地域への影響が大きくなるということが懸念されているわけです。私は、国が全国の国土を保全していく責任を果たしていくためには、安易な地方移管は問題だというのが論旨でございます。

私が今回発議者になった経緯は、送ってこられた陳情書に対して文書配付という手続がとられたということもあります。国民の請願権というものが政治参加の大きな権利としてあるわけですが、そういう権利を南部町議会が文書でもらったという形で、請願を受け付けないという

ような手続をしたということに対しましても、この議会で議論して可否を問うということをしてぜひやるべきだという立場で今回この発議をさせていただきました。どうか、皆さんの御賛同を得まして、意見書提出をお願いいたしまして討論を終わります。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより、発議案第4号、安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立少数です。よって、本案は、否決されました。

日程第40 発議案第5号

○議長（石上 良夫君） 日程第40、発議案第5号、南部町長の専決事項の指定についてを議題といたします。

提案者である井田章雄君から趣旨説明を求めます。

井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。

発議案第5号

南部町長の専決事項の指定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年3月24日提出

提出者	南部町議会議員	井田章雄
賛成者	同	足立喜義
賛成者	同	細田元教
賛成者	同	青砥日出夫
賛成者	同	景山浩

南部町議会議長 石上良夫様

内容は別紙のとおりでございますので、省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を省略して、……（「質疑」と呼ぶ者あり）質疑がございますか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 別紙で、専決事項の指定についてという内容の1番のところ、当該変更による契約金額の変更額が250万円を超えない範囲で変更することとして、続きまして、ただし、さらに変更が生じた場合の変更額の総額が250万円を超えない範囲とするという内容なんですけども、以前の全協で協議したときには2番目の250万円、さらに250万円を超えないというところは全協で協議してない内容ではないかと私は考えておりますけれども、提案される経過について、どこでこのような内容変更されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。これは、ただし、さらに変更が生じた場合は変更額の総額が250万円を超えない範囲とするということの内容でございますが、これは要するに、最大限250万を超えないという私は理解いたしております。ですから、極端に言えば250万が上限という考えで理解いたしておるところでございます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、この議案の内容というのは、……（「おかしい」と呼ぶ者あり）おかしいです。ちょっと訂正しなければいけないんじゃないですか。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後6時01分休憩

午後6時02分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。植田議員、そういう意味でございますので、御理解いただきたいと思います。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はございませんか。

質疑を終結して、討論を行います。

原案に賛成のほか討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） これは、全員協議会で協議したときも反対したわけですが、本来、議決に付すべき事項を、今回の提案は執行部に専決権を議会から与えるという議案の内容になっているわけです。ですから、議会が議決すべき内容を町長に専決してもいいですよということですから、議会の権限の移譲みたいな形になるわけですね。この変更契約については、前回でも議会事務局からいただいた資料で、都道府県、市町村の議会三団体と自治省が協議の結果、両者が……。これは違いました、失礼しました。ここですね、済みません。議会は常時開かれていないので、仮契約後に議決を得るのでは相当の時間を要するために、町によく専決処分によっている例が多いこと等により、議決の不要の意見が出ました。しかしながら、都道府県、市町村の議会三団体は、次のように強く反対しました。重要な契約及び財産の取得について、現行予算が包括的なものであることから、予算審議の段階においてはその内容を正確に把握することは不可能であり、条例で定める重要な事項を議会の議決にかからしめている現行法は民意を反映し、事前に執行の適正をきせしめようとしたほかにならないと書いてあります。また、事後において調査、検査を行うとしても、これらはいずれも行政執行の事後摘発となり、行政効果上、大きな損失が予想される。殊に予算の増嵩、公共事業の増加等、この案件が増加している今日、住民自治の精神を規定とする現行制度は絶対維持すべきであり、かかる議会の権限を削除することは民主政治に反するものとして絶対反対であるということが、議会三団体というところで議決されております。

私は、こういう専決については、やはり適切な予算の執行を議会がチェックするというのを、当然、議会に付託された権限ですから、その責任を果たすべきだということでこの専決議案には反対いたします。

そして、2つ目の損害賠償や、3番目の法令の改正または廃止に伴い用語の引用する規定を整理するため条例を改正することというようなこともありますけども、改正または廃止ですから、条例をやっぱり議会がきちんとチェックしてその都度議決していくというのは当然のことでありまして、このようなことを専決で処分することには反対でございます。

以上で反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

11 番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11 番、足立です。今まで、単刀直入に言いますと、何回も説明

を受けて軽微な変更ということであろうかと思いますが、軽微な変更、そのために工事をストップして業者に待っていただくと、議会に諮るまでにかかりの日数がかかるということもありまして、恐らく場合によっては損害もというようなことも起きてくるかもしれませんが、それも少ないとは思いますが、なるべく工事がスムーズに運ばれるように、建築工事であれば、そのためにはほかの部分も構えないと。もしくは、道路工事であれば、掘ってみればほかの異物が出て通行どめしたままに、1週間も10日も20日もそのままほうっておくというような状態が続いてくるといったようなこともありまして。

250万程度という大きな話もありましたけど、一応250万程度なら軽微な変更とかの範囲に入るだろうということで、軽微な変更で250万以内ということでみんなで話し合ったところでもありますので、その範囲内であれば、先ほど来、議会の議決をとということもありますけど、みんなで認めたがええだないかということで賛成するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。以前もこれが全協だったですかね、あったときに議論したんですけども、議員必携にもちゃんとこの専決処分についてということが載ってますね。それで、この中でいうと何件か上がってます。専決処分できる場合で1、2、3、ありますね。1つは、議会が成立しないとき。それから2つ目は、法第113条に、ただし書きの場合において、なお会議を開くことができないときということ。3番目に、町村長が議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたときということであるんですよ。確かに国の税法なんかは変わって、即そのときに議会が開けなくて毎年新年度になったらよく専決が、毎年とは言いませんが、よく新年度明けにそういう専決処分が町長から提案されることはあります。ここにはあるんですけど、念を押してあるんですけどもね、専決処分が可能となる場合は、緊急を要する場合に限定して明確化されているというぐあいに念押しがしてあるんですよ。私は、専決は絶対にだめだというわけだないんですけども、ここによる専決事項の指定ということは、つまり250万円ならいいだよということで、何というんですか、やってもいいんだよと、250万、こんなことをやるべきだないんですよ。やむを得ない場合が起こったときは、そのときは専決されて、後で議会に対する承認を得るということで、これがあると乱発とは言いませんけども、250万円ならいいんだからということで安易にやられるということについては、議会の一つの、議員に与えられた責務は行政の執行についてチェックするというのに、一つは、それについては非常にマイナス面が起こるということをおっしゃる

を得ないと思います。

だから、この専決事項の指定についてという提案については、私は同意できないということをおっしゃいます。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 今、専決処分というお話がございましたが、全く専決処分というのとこれとは違うというふうに考えております。専決処分をされた後に議会の承認が必要でありまして、これは事前に許容範囲を決めておくということでもあります。当然、専決処分の場合には災害等で緊急に議会が開かれない場合、それが1,000万なり5,000万なりというような緊急な工事でも専決処分をすれば、後で議会の承認を得る。しかし、議会で否決されることもあるわけですが、専決処分しても。ところが、これは250万の許容範囲の中で認めていくということでもありますので、少し性格が違うのではないかなというふうに考えております。

ですから、私はこの250万の許容範囲という文言に対しては何ら反対するものではないというふうに思いますし、この問題に専決処分を引き出して討論すること自体が少し違っているのではないかなというふうに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 賛成者はございませんか。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、賛成する立場で言わせていただきたいと思います。

まず、私が職員であった経過でございますが、その中で例えば小学校の建築をしている最中に増嵩が出たときに、子供たちが休んでる間に工事がストップして何にもできない、そういう状況が出てきた場合に増嵩の250万円以内だったらできるわけでございますが、臨時の議会を招集したりして二、三カ月もかかるというような状況になってくると、何ら工事ができないというような状況も出てくるわけでございます。そういうようなことも踏まえて、私は許容範囲内の250万ぐらいだったら、普通の工事を認めなければいけないんじゃないかなと思うところがございます。

それから、損害賠償の件でございますけれども、30万円を超えない範囲内の中で和解とか、あるいは調定ができるのであればすぐ対応でき、その場でもできるようなやり方ができれば、私はこれは専決事項をしていただいた方がすぐやりやすいんじゃないかなと思います。

それから、法令改正の廃止とかというのは、上級法が変わればおのずと町条例も変わるわけですが、それも専決事項でやった方が早くてやりやすいということがございますので、私はこれはするべきだと思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第5号、南部町長の専決事項の指定についてを採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第41 発議案第6号

○議長（石上 良夫君） 日程第41、発議案第6号、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である青砥日出夫君から趣旨説明を求めます。

青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 発議案第6号、議会改革調査特別委員会の設置について。全協でも話されたように、その発議でございます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。平成22年3月24日提出。提出者、南部町議会運営委員長、青砥日出夫。南部町議会議長、石上良夫様。

別紙をつけておりますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 青砥議員、ちょっと休憩します。

午後6時15分休憩

午後6時16分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議員（8番 青砥 日出夫君）

発議案第6号

議会改革調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年3月24日 提出

提出者	南部町議会議員	青 砥	日出夫
賛成者	同	秦	伊知郎
賛成者	同	井 田	章 雄
賛成者	同	赤 井	廣 昇
賛成者	同	杉 谷	早 苗

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

別紙つけておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 調査事項として3点上げておられますけれども、私は3つ目の議会のあり方についての調査、研究ということにかかわって、全体にもかかわるんですけれども、これを全協で協議したときに、議会基本条例の10条の扱いをどうするかというようなことが議論になりました。それで……（発言する者あり）議論になりました。それで、私がこの議会改革調査特別委員会の運営に関して、全員参加の委員会ですので、この議事運営が全員が合意した議題で議論を進めていくという運営をされるかどうかということを確認したいんですよ。多数決でどんどん決をとって進めるようなやり方をするのであれば、私はこの委員会の設置について同意できないという立場でありまして、この議事運営について基本的にどのような運営をされるのか、青砥日出夫発議者にお聞きいたしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 8 番、青砥日出夫君。

○議員（8 番 青砥 日出夫君） まだ提案者ですので、はっきりそこら辺はわかりませんが、議会改革という中で、全協でも話がありましたけれども、最後の議会のあり方、調査、研究という部分、いろいろな多面にわたってあると思いますけれども、どんどんどんどん賛成、賛成、賛成、賛成、賛成多数で押し込んでいくということはないと思います。合意が基本だというふうを考えられますけれども。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 皆さんの合意のもとで議事を進めるということで、再度確認してよろしいですか。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 先ほども申しましたように、全員が認識できて共有できるということが基本でございますので。進歩する議会でありたいというふうに思ってますので、それが基本でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私も非常に懸念をするんですけど、ちょっとしつこく言うんですけども、普通の議案については、これはそれぞれの思いを持って賛成もあれば反対もあるということ、予算についてとか、あるいは条例については、それは可否をとるのは当たり前だと思うんですけど、ただ、議会の運営については、これはやはり議会に参加している議員の合意のもと、いわゆるルールとしては全会一致というのを基本になるということを担保にしてやらなければ、私はこれは同意ができないというぐあいに思うんです。

ですから、私はこの委員会設置については頭から否定するんじゃないですけど、原則全会一致というルールの担保がとれるんなら私は結構だと思いますけど、どうなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 議会ではなくて委員会だと思いますけども、特別委員会だと思いますけども、私が委員長ではありませんのでわかりませんが、発議者として言えるのは、先ほど言いました基本的な部分については合意が基本だということでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で質疑を終結し、討論を終結して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

委員は全議員、14名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を特別

委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。休憩いたします。

午後 6 時 2 2 分休憩

午後 6 時 2 2 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

ただいま議会改革調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

議会改革調査特別委員長に青砥日出夫君、同副委員長に景山浩君、以上で結果報告を終わります。

日程第 4 2 議員派遣について

○議長（石上 良夫君） 日程第 4 2、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則 1 1 9 条の規定により、お手元にお配りしました議員派遣の写しのとおり議員の派遣をしたいと思います。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣をすることに決定しました。

日程第 4 3 議長発議第 7 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 4 3、議長発議第 7 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、青砥日出夫君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、青砥日出夫君からの

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 4 4 議長発議第 8 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 4 4、議長発議第 8 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、足立喜義君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、足立喜義君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 4 5 議長発議第 9 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 4 5、議長発議第 9 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君から、閉会中も選挙事務等について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 賛成多数と認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 4 6 議長発議第 1 0 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 4 6、議長発議第 1 0 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君から、閉会中も議会改革等について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありまし

た。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長（石上 良夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。
町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。議案第32号、平成22年度南部町病院事業会計予算の反対討論におきまして、植田議員さんの方から私が中医協の委員に就任しておったということをもって反対をなされた。そして、また内容が診療報酬を上げなかったということをおっしゃいましたけれども、これは事実と異なっておりまして、過去6年以上にわたって診療報酬がずっと下がっております。それを、本体部分を下げどまりをして、そして、今回のまた診療報酬の改訂につながってきております。まず、事実が異なるということでありますので、発言の撤回を求めたいと思います。

それから、そもそも私が中央社会保険医療協議会の委員をしておったことと、この西伯病院の事業会計予算について反対するというのは、これは全く縁がないような気がしております。きょうは天気が悪いので反対だというようなぐあいには聞こえてなりませんので、訂正をして発言を取り消していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、病院事業会計の問題で町長の姿勢について意見を言いました。それは、町長は、国の毎年の2,200億円の社会福祉関係費について、繰り返し当然の方向だという姿勢を示してこられたのではなかったのでしょうか。その2,200億を削減していく方向を繰り返し当然だという方向で私は議論してきたように思います。それは、後期高齢者医療制度が当然だという議論の中でも言われたと思います。そういう国の医療費抑制の問題が西伯病院の病院経営に全体として影響を与えるんだということを言っておりますので、何の矛盾もないと思っております。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。その2,200億円とこういう問題は全く別話であります。西伯病院の事業会計予算について反対の中で、私が中医協に所属しておったと。そして、診療報酬下げに加担をしたという事実が違っているので、私は訂正してくださいと言っているわけです。

2, 200億のことなんか言っておりませんよ。ですから、訂正してください。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私が言った意味は先ほど言ったところですので、もし中医協の問題と診療報酬の問題と誤解を生じることであれば訂正いたします。ですけれども、私がある部分について……（「そがんこと言わでもええだが」と呼ぶ者あり）その部分について、だから、私が言った意図は2, 200億円という全体の……（発言する者あり）全体の問題として西伯病院の医療費抑制という問題意識の中で発言しておりますので、その点は御理解いただきますようによろしく願います。

○議長（石上 良夫君） よろしいですか。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 診療報酬下げに加担したというようなことではないということで訂正してください、はっきり。よろしいですな、それなら納得します。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。はっきりと訂正してください。

○議員（4番 植田 均君） その部分で事実と異なるということであれば訂正いたします。その部分については訂正いたします。

○議長（石上 良夫君） 今後も発言には十分注意をして行ってください。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第3回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成22年第3回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後6時31分閉会

議長あいさつ

○議長（石上 良夫君） 3月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月5日に開会以来、本日まで20日間にわたり平成22年度一般会計予算を初め、補正予算、条例など、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここにすべての案件を議了いたしました。そして、極めて妥当な結論を得たのでありまして、議員各位の御精励

に対し、深く敬意を表しますとともに衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会では、3件の議員発議による議案が提出され、承認されました。意見書2件と町長の専決処分案件でありましたが、町長が提案する議案に加え、議員みずからが提案した議案を議会で審議し、可否を決定するという議会の本来のあるべき姿の一端が具体化したいたしましたわけでございます。今後も町民の負託にこたえるべく、議長といたしましても議員各位による議会における活発な議論を期待いたすものでございます。

そして、本定例会では、地域振興区設置条例の一部改正が承認されました。その改正点は、表現の一部の変更と、条例の執行規定の削除でありまして、地域振興区におけるまちづくりの理念はそのまま南部町の将来にしっかりと引き継がれることになりました。地域の活動や地域づくりの担い手は、そこに住まう住民みずからであります。私たち議員も議会を離れば、そして、集落に帰れば一人の住民であります。議員各位におかれましても地域住民の輪に入り、住民とともに一層南部町のまちづくりに参画されるよう、御奮闘を賜りたいと思います。

町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたこと感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、町政執行に際しまして十分反映されますよう、要望する次第であります。

終わりとなりましたが、皆様におかれましては健康に留意され、ますますの御活躍を御祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本議会は、3月5日より本日まで20日間にわたり開催されまして、平成22年度一般会計予算を初め、南部町地域振興区の設置などに関する条例の一部改正についてなど、合計28議案を上程し、御審議をいただきました。大変お疲れになったものと思います。慎重御審議いただきました結果、全議案ともに御賛同賜り、御承認をいただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、委員会などで承りました御意見、御提案などをしんしゃくしながら、必要な予算を効率的に、効果的に執行してまいる考えでありますので、今後ともよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

3月の10日、11日には、8名の議員さんから一般質問いただきました。政権交代後、初の

当初予算編成でありまして、その影響やマニフェストとの整合性を問われました。また、保育園の民間委託や小学校の統合などについても質問いただきましたが、厳しい状況が予想される町の未来について、転ばぬ先のつえで御提案をいただいたものと受けとめておりまして、今後、前向きに進めてまいりたいと思っております。そのほかにもいろいろございましたが、意見がかみ合わなかった部分については、議員活動の中で何かと御指導をいただきますようお願い申し上げます。

さて、民主党になって初めての予算編成となり、いよいよ新年度がスタートいたします。子ども手当や農業者戸別所得補償制度、さらには1兆1,000億円も増額された地方交付税など、大いに期待をするところでございますけれども、財源の裏づけが明確でないために未来に不安を残し、喜んでばかりおられない状況でございます。

南部町では子供や孫につけ回しをしない町政を目指しておりまして、政府の施策を有利に取り込み、町民の期待にこたえつつ、しかし、町の将来に安心していただける行財政運営を目指してまいりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

桜もほころび、春もそこまでやってきております。議員各位におかれましては、どうぞ御健勝で御活躍をされまして、町政の発展に引き続き御尽瘁を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）
